

令和元年度

# 保健・福祉の概要

— 平成30年度報告 —



座間市健康部・福祉部・子ども未来部

### 座間市民憲章

私たち座間市民は、めぐまれた自然と、文化や伝統を誇りとし、明るい街づくりのために、すべての英知をそそぐことを誓って、この憲章を定めます。

- 1 清らかな空と水、緑あふれる郷土を誇りとします。
- 1 いのちを大切に、健やかな日々のために、力をわかちあいます。
- 1 仕事を生きがいとし、活力ある街をつくりまします。
- 1 学びあい、心のみがき、豊かな文化をきずきます。
- 1 思いやり、はげましあい、心と心の輪をひろげます。

制定年月日 昭和56年11月1日

### 座間市民福祉憲章

私たち座間市民は、いかなる時代、いかなる環境に際しても、お互いにいたわり、助け合う心豊かな精神を堅持し、明るく住みよい福祉のまちを築くために、ここに憲章を定める。

- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために愛の声をかけあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために力をわかちあいましょう。
- 1 私たち座間市民は、福祉向上のために善意をつくしあいましょう。

制定年月日 昭和49年9月15日

### 座間市核兵器廃絶平和都市宣言

恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。しかるに地球上では、今なお多くの核兵器が造られ、人類の生存に深刻な脅威を与えている。

我が国は、世界唯一の被爆国として、全世界の人々に被爆の恐ろしさ、被爆者の苦しみを訴え、再びこの地球上に被爆の惨禍を繰り返させてはならない。

座間市は、我が国の非核三原則が完全に実施されることを求め、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮、世界平和を願い、ここに核兵器廃絶の平和都市となることを宣言する。

昭和57年7月19日

## 座間市のシンボル

### 市章

「ザマ」を図案化したもので、円形は市の融和と団結を表し、翼は市勢の飛躍発展を象徴したものです。

昭和27年8月13日制定



### 市のシンボルマーク

座間の頭文字Zをモチーフに、中央のラインは市内を流れる三つの川を、だ円は太陽と豊かな自然を表したものです。

平成3年4月1日制定



### 市の花「ヒマワリ」

ヒマワリの枝葉の深緑は、たくましく発展を続ける市を、また大輪の花は、市民の皆さんが手を結び合い、明るく健康なまちづくりを目指す姿を象徴しています。

昭和44年1月16日制定



### 市の木「モクセイ」

みんなで樹木を守り育て、緑あふれた街づくりをさらに進めようと、市民の皆さんが選んだ木です。

昭和55年4月1日制定



### 市の鳥「シジュウカラ」

みんなで自然を大切に、鳥獣保護思想の普及・啓発を図るため、自然保護のシンボルとして市民のみなさんが選んだ鳥です。

平成3年4月1日制定



### 市のカラー「みどり（ビビッドグリーン）」

心にやすらぎと希望を与えてくれる、生き生きとした緑は郷土座間市を象徴する色として、市民の皆さんが選んだものです。

平成3年4月1日制定



## 目次

I	総合	
1	市域	2
2	第四次座間市総合計画における基本構想（政策・施策）の体系 （保健・福祉分野のみ抜粋）	4
3	健康部、福祉部、子ども未来部の組織	5
II	地域福祉	
1	福祉月間	8
2	総合福祉センター	11
3	民生委員児童委員	13
4	災害援護	16
5	戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護	17
6	原爆被爆者援護	17
7	生活困窮者自立支援制度	19
III	生活保護	
1	生活保護制度の概要	23
2	保護の実施状況	24
3	行旅死亡人の取扱い	27
IV	高齢者の福祉	
1	高齢者の状況	29
2	在宅福祉サービス利用普及事業	30
3	その他の在宅福祉	31
4	施設入所	34
5	移動手段の確保	35
6	生きがい対策	36
7	就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）	39
8	地域包括支援センター運営事業	40
9	介護予防事業（地域支援事業）	41
10	介護保険事業	43
V	障がい者の福祉	
1	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	49
2	医療	51
3	手当	52
4	日常生活の支援	55
5	移動手段の確保	64
6	税金の控除・減免	65
7	交通機関等の割引	66
8	公共料金等の減免	67
9	スポーツ・レクリエーション活動の支援	67
10	障害福祉相談員活動	68
11	その他の障がい福祉サービス	69
12	地域生活支援事業	71
13	施設	76
14	育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン・ホープ）	77
15	リハビリテーション個別相談事業	81
VI	児童の福祉	
1	保育所	83
2	児童館、児童ホーム	87
3	児童に係る各種手当	89

4	母子・父子家庭等に係る各種援護制度.....	94
5	子育て支援.....	96
<b>VII</b>	<b>保健衛生</b>	
1	地域医療対策事業.....	99
2	母子保健事業.....	102
3	健康づくり推進事業.....	109
4	献血推進事業.....	111
5	広域大和斎場組合事業.....	111
6	予防接種事業.....	112
7	狂犬病予防事業.....	114
8	感染症予防事業.....	114
9	健康増進事業.....	115
10	成人歯科健康診査.....	118
11	小児医療助成事業.....	119
12	心身障害者医療費援助事業.....	121
13	精神障害者通院医療費助成事業.....	122
14	ひとり暮らし高齢者医療事業.....	123
15	後期高齢者医療.....	125
16	養育医療費助成事業.....	127
17	市民健康センター管理運営事業.....	128
<b>VIII</b>	<b>国民健康保険</b>	
1	健康保険.....	130
2	保険税.....	131
3	保険給付.....	134
4	経理状況.....	139
<b>IX</b>	<b>国民年金</b>	
1	国民年金.....	144
<b>X</b>	<b>スポーツ・レクリエーション</b>	
1	社会体育関係事業.....	148
2	社会体育施設.....	149
<b>XI</b>	<b>福祉団体</b>	
1	座間市社会福祉協議会.....	155
2	日本赤十字社座間市地区.....	175
<b>XII</b>	<b>資料</b>	
1	市内保健福祉関係施設等一覧.....	177
2	社協登録ボランティアグループ一覧.....	186
3	保健・医療・福祉関連年表.....	188



I 総 合





## (2) 人 口

人口は、昭和30年代後半からの急激な都市化により、昭和40年に約3万人であったものが、10年後の昭和50年には約8万1千人と2.7倍に急増しました。その後、昭和60年の国勢調査では10万人に到達したことが確認され、平成8年以降は12万人台で推移していましたが、平成31年4月に13万人台に乗り、平成31年4月1日現在の人口は13万160人、最近5か年の人口の増減は、1,286人の増となっています。

また、人口密度は、1km<sup>2</sup>当たり7,408人で、川崎市、横浜市、大和市に続き相模原市と並び県下で4番目の人口密集都市となっています。

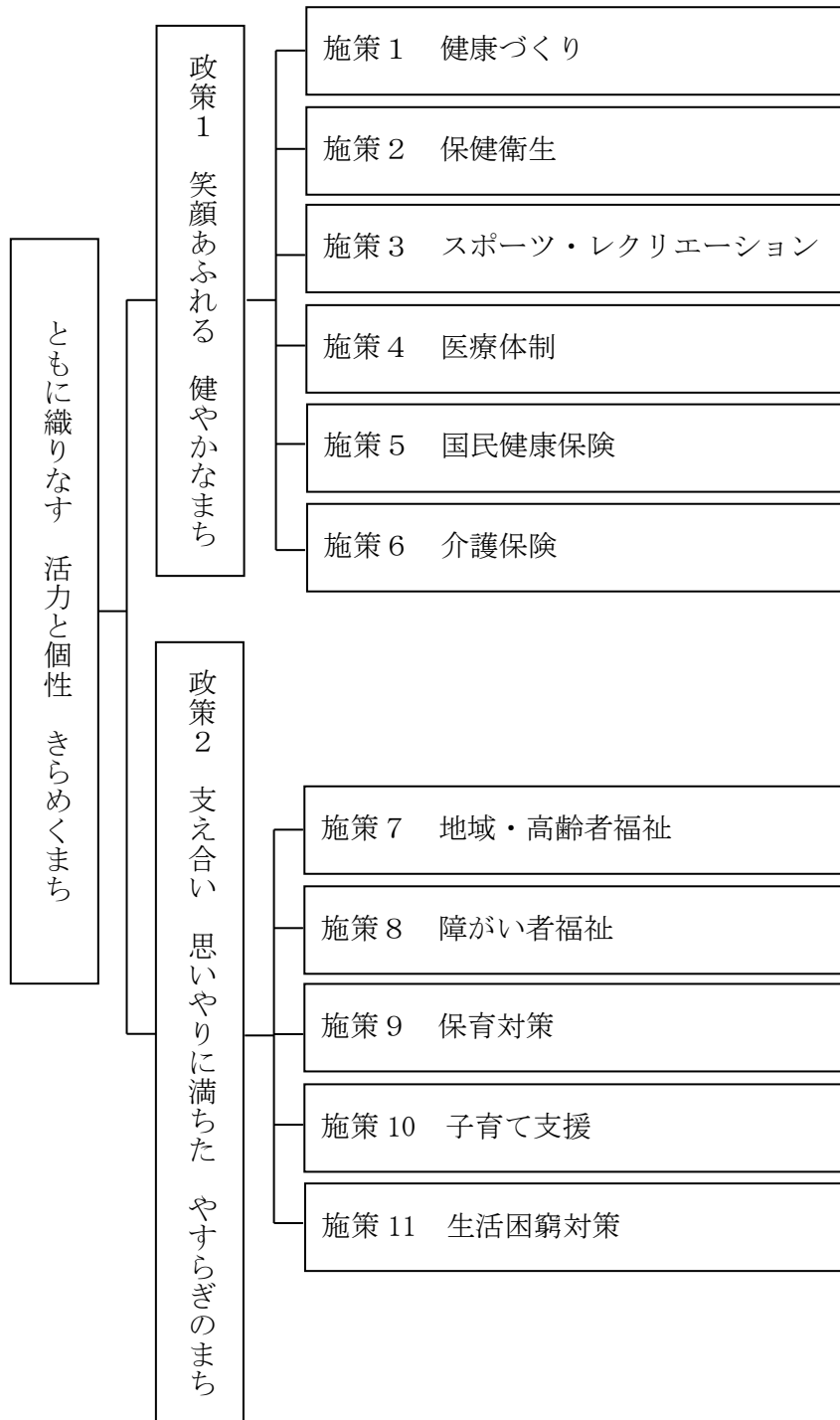
### ○ 人口・世帯の推移

単位：人

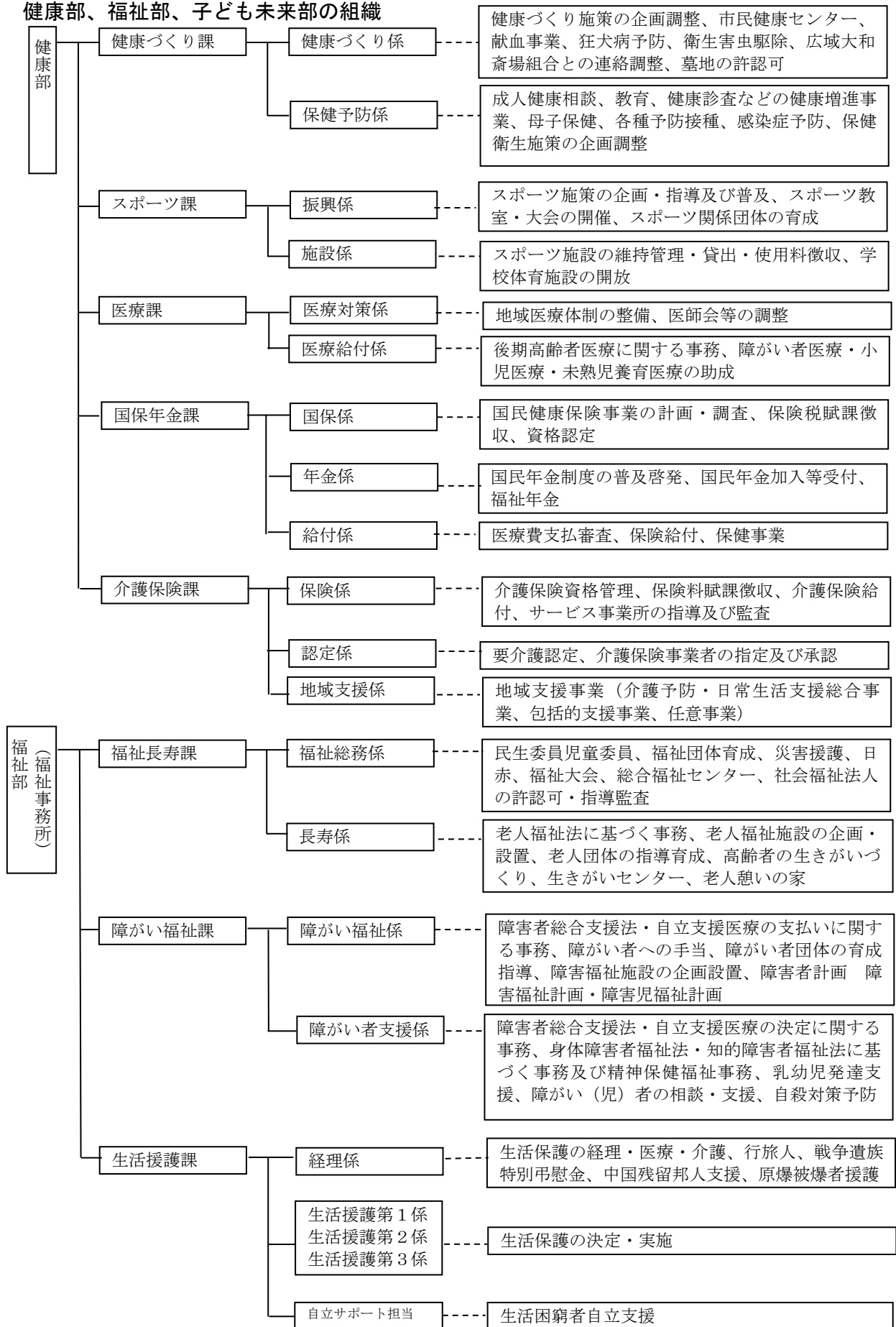
(各年4月1日現在)

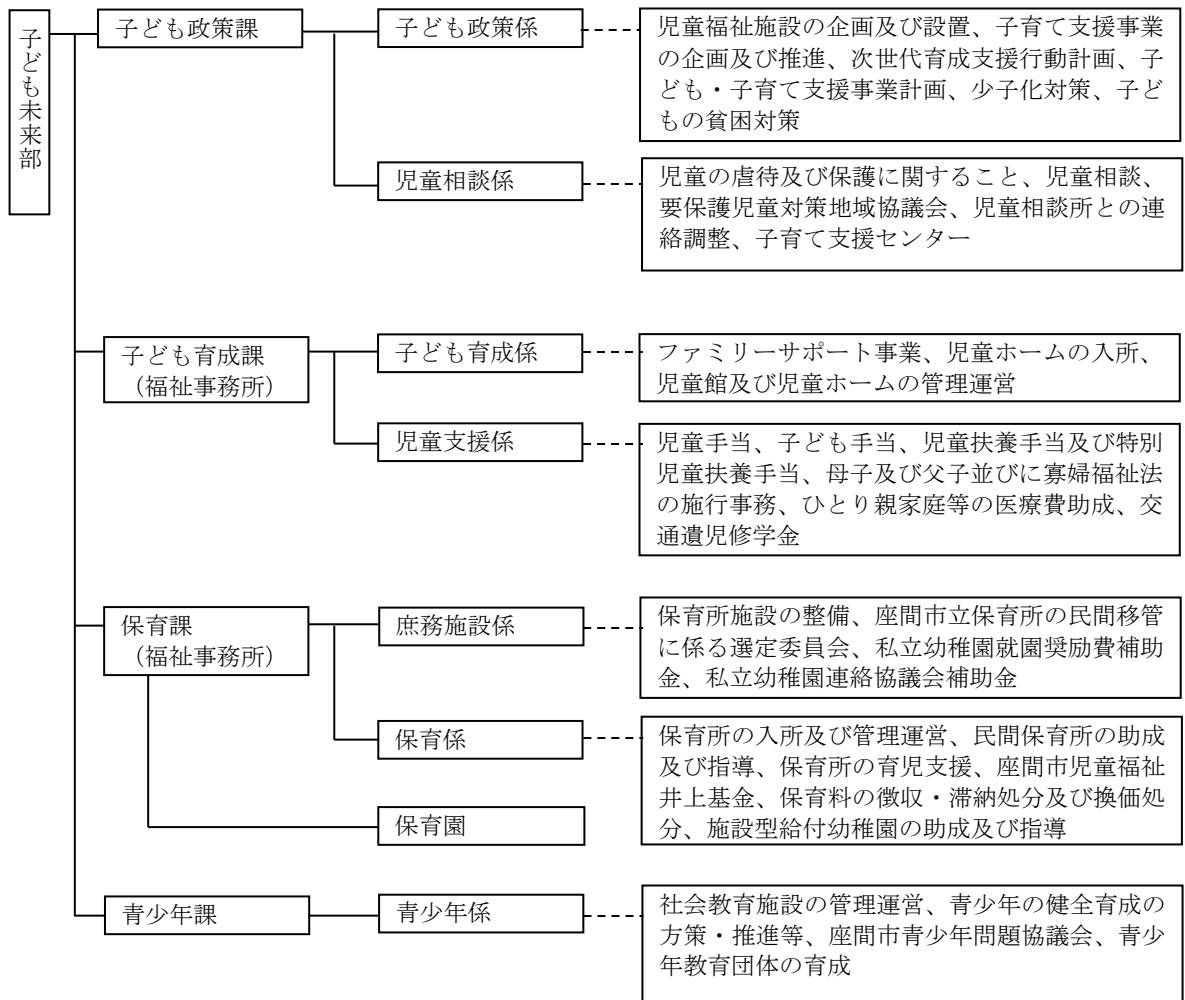
年	人口			世帯数	1世帯 当たりの人数
	総数	男	女		
27年	128,874	64,758	64,116	55,833	2.31
28年	128,575	64,347	64,228	56,078	2.29
29年	129,277	64,675	64,602	57,019	2.27
30年	129,387	64,586	64,801	57,663	2.24
<b>31年</b>	<b>130,160</b>	<b>64,912</b>	<b>65,248</b>	<b>58,778</b>	<b>2.21</b>

2 第四次座間市総合計画における基本構想（政策・施策）の体系（保健・福祉分野のみ抜粋）



### 3 健康部、福祉部、子ども未来部の組織





## II 地域福祉

## 1 福祉月間

昭和62年から、毎年9月に実施していた福祉週間を福祉月間に改め、市民の福祉意識の高揚と啓発を目的に実施しています。福祉月間では、敬老の日に福祉大会を開催するなど、様々な福祉事業を展開しています。

福祉大会は、昭和49年9月15日の市民福祉憲章の制定を記念し第1回を開催、福祉功労者及び福祉作文（論文）・標語の入選者に表彰状を贈呈するなどの催しを行っています。平成5年以降は、市社会福祉協議会の「福祉まつり」との共催で「ふれあいフェスティバル」として開催しています。

### (1) 行事内容

#### ア 福祉月間

福祉大会、福祉展、老人と園児のつどい、敬老祝金（品）支給、ふれあい交流会、地域福祉活動事業、各種講座・講習会、各種相談（健康、育児等）

#### イ ふれあいフェスティバル2018

第45回福祉大会（参加者 430人）

表彰状・感謝状の贈呈、体験発表、最優秀福祉作文朗読、最優秀福祉標語発表等

第35回社協福祉まつり（来場者 4,304人）

福祉まつり店、座間市ボランティア連絡協議会創立20周年記念講演会、アニマルセラピー、福祉バザー、障がい体験コーナー、スタンプラリー、子どもの遊びコーナー、チョッピリ先生の体験教室、介護予防コーナー、フードドライブ 等

### (2) 福祉関係表彰の状況

単位：人

福祉長寿課調

年 度	自立更生	援護功労	福祉功労
26年度	1	0	6
27年度	2	0	6
28年度	2	0	11
29年度	3	0	5
<b>30年度</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>7</b>

## (3) 福祉作文等応募状況

単位：点

福祉長寿課調

年 度	作文（論文）					標 語				
	小学生	中学生	高校生	一般	計	小学生	中学生	高校生	一般	計
26年度	4,219	58	0	0	4,277	915	425	0	8	1,348
27年度	4,217	145	0	0	4,362	667	652	0	7	1,326
28年度	3,778	140	0	0	3,918	1,272	962	0	6	2,240
29年度	3,553	724	0	0	4,277	1,682	620	0	17	2,319
<b>30年度</b>	<b>3,503</b>	<b>446</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3,949</b>	<b>1,131</b>	<b>410</b>	<b>0</b>	<b>10</b>	<b>1,551</b>

## (4) 福祉展の状況

単位：点、人

福祉長寿課調

年 度	開催日数	高齢者出展数	障がい者出展数	来場者数
26年度	3	280	110	719
27年度	5	321	110	915
28年度	3	182	172	832
29年度	3	182	165	701
<b>30年度</b>	<b>3</b>	<b>136</b>	<b>150</b>	<b>776</b>

## (5) 高齢者と園児のつどい

市内の公立・私立保育園で、近隣の高齢者を招待し、歌や踊り等の交歓会、ゲーム、会食会等を通して触れ合いの機会を設けています。

単位：園、人

保育課調

年 度	実施期間	参加保育園数			参加高齢者数		
		市 立	私 立	計	市 立	私 立	計
26年度	9月5日～17日	9	8	17	133	143	276
27年度	9月4日～17日	9	8	17	119	140	259
28年度	9月7日～17日	9	9	18	131	159	290
29年度	9月7日～20日	9	11	20	107	223	330
<b>30年度</b>	<b>9月1日～19日</b>	<b>9</b>	<b>14</b>	<b>23</b>	<b>102</b>	<b>209</b>	<b>311</b>

(6) 健康相談

市内の公共施設において、健康手帳の交付、身長や体重、体脂肪、血圧測定等を行い、保健師、栄養士による健康相談を実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実施日	会 場	相談者数	
				計
26年度	9月 5日	北地区文化センター	5	12
	9月16日	市民健康センター	7	
27年度	9月 4日	相模が丘コミュニティセンター	2	8
	9月28日	市民健康センター	6	
28年度	9月 2日	相模が丘コミュニティセンター	2	7
	9月20日	市民健康センター	5	
29年度	9月 1日	北地区文化センター	6	9
	9月19日	市民健康センター	3	
<b>30年度</b>	<b>9月 7日</b>	<b>北地区文化センター</b>	<b>5</b>	<b>7</b>
	<b>9月10日</b>	<b>市民健康センター</b>	<b>2</b>	

(7) 福祉講座

単位：回、人

(平成30年度) 生涯学習課、市社会福祉協議会調

主 催	講座名	期 日	回数	参加者数
市公民館	親と子が共に育つ教室 (参加者数=組)	9/28~12/7	10	30
	暮らしと健康講座 ワンコインエクササイズ ボクシングエクササイズ	11/7~11/28	4	30
		12/5~12/26	4	47
	パパと遊んじゃおう「とほほ」編 パパと遊んじゃおう～がつり編	9/22	1	31
		12/9	1	37
北地区文化センター	親子手話講座	7/21~29	5	27
	いきいき学級	11/2~12/7	5	20
	子育てわくわく学級	5/25~7/13	8	30
	すくすく講座	6/13、10/10、11/14	3	50
東地区文化センター	地域福祉講座	3/21	1	23
	幼児をもつファミリー学級	5/17~7/5	8	20
市社会福祉協議会	はじめてのボランティア出張版	6/7~6/21	3	26
	ボランティア体験サマースクール	7/20~8/21	7	31
	ボランティア研修	3/27	3	10
	災害VCスタッフ養成講座	2/13, 19, 24	3	47



## (8) 各種相談

### ア 乳幼児育児相談

福祉月間の期間中、市内の保育園の園長等が、乳幼児の基本的な生活習慣、発育・発達、育児方法などの育児全般について、各保育園で相談及び指導を行います。

### イ 母子・父子相談

福祉月間の期間中、母子・父子自立支援員が、母子・父子家庭の生活一般、生活援護、児童問題などについて、子ども育成課で相談及び援助を行います。

単位：件

子ども育成課、保育課調

年 度	区 分	相談件数
26年度	乳幼児育児相談	167
	母子・父子相談	86
27年度	乳幼児育児相談	83
	母子・父子相談	87
28年度	乳幼児育児相談	138
	母子・父子相談	89
29年度	乳幼児育児相談	195
	母子・父子相談	79
<b>30年度</b>	<b>乳幼児育児相談</b>	<b>820</b>
	<b>母子・父子相談</b>	<b>71</b>

## 2 総合福祉センター

地域福祉・在宅福祉の推進のための拠点施設として設置したもので、在宅福祉サービス事業、乳幼児発達支援事業等を実施しています。また、市社会福祉協議会の活動拠点として事務所を設置しています。

### (1) 施設概要

- ・敷地面積 4,000.10㎡
- ・建築面積 1,461.49㎡
- ・延床面積 3,668.26㎡
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造 一部 鉄骨造、地上3階
- ・主な施設 社会福祉協議会事務室、ミーティングルーム、ボランティアサロン、録音室、点訳室、会議室、研修室、多目的室、福祉情報提供・福祉機器展示室等
- ・開館年月日 平成13年4月1日
- ・駐車場収容台数 35台（うち身障者専用駐車場6台）

## (2) 総合福祉センター利用状況

単位：回、人、円

市社会福祉協議会調

年 度	老人団体		婦人団体		障がい者団体	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
26年度	86	2,546	0	0	57	1,402
27年度	64	1,352	2	100	51	1,414
28年度	54	1,492	0	0	41	946
29年度	66	1,931	0	0	61	1,482
<b>30年度</b>	<b>52</b>	<b>1,606</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>57</b>	<b>1,401</b>

年 度	社会教育		学校教育		市役所関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
26年度	1	70	20	800	443	13,417
27年度	0	0	13	556	499	15,805
28年度	0	0	18	634	484	15,206
29年度	0	0	25	948	477	15,173
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>25</b>	<b>880</b>	<b>403</b>	<b>12,798</b>

年 度	商工会関係		政党関係		宗教関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
26年度	41	1,112	50	2,447	23	670
27年度	46	1,094	39	1,766	1	20
28年度	32	717	26	1,328	2	65
29年度	28	505	43	1,860	1	40
<b>30年度</b>	<b>28</b>	<b>568</b>	<b>25</b>	<b>1,208</b>	<b>3</b>	<b>150</b>

年 度	サークル関係		会社関係		一般会合	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
26年度	1,106	22,138	58	1,939	323	9,255
27年度	1,224	25,692	61	2,453	378	9,843
28年度	1,208	23,981	51	2,374	375	10,645
29年度	1,321	24,437	60	2,137	380	9,652
<b>30年度</b>	<b>1,121</b>	<b>19,868</b>	<b>66</b>	<b>1,821</b>	<b>281</b>	<b>7,478</b>

年 度	自治会関係		音楽関係		国・県関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
26年度	1	15	28	740	6	130
27年度	2	52	13	465	3	80
28年度	1	22	16	307	1	50
29年度	3	60	14	281	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>254</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	学習関係		交通関係		福祉団体関係	
	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数	利用回数	利用人数
26年度	75	2,200	0	0	674	12,872
27年度	56	1,660	0	0	652	13,472
28年度	60	1,800	0	0	707	14,388
29年度	109	2,910	0	0	679	14,400
<b>30年度</b>	<b>93</b>	<b>2,388</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>588</b>	<b>12,790</b>

年 度	計		有料利用	
	利用回数	利用人数	利用回数	使用料
26年度	2,992	71,753	1,662	2,294,000
27年度	3,104	75,824	1,777	2,578,180
28年度	3,076	73,955	2,125	2,297,120
29年度	3,267	75,816	1,909	2,418,460
<b>30年度</b>	<b>2,754</b>	<b>63,390</b>	<b>1,969</b>	<b>1,961,620</b>

### 3 民生委員児童委員

民生委員法では、「民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立つて相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。」と規定されています。

民生委員はこの法に基づき、地域における社会福祉の増進を積極的に推進し、住民の多様化する福祉ニーズに応えるため、高齢者、障がい者、母子・父子、生活困窮者等が抱えている諸問題について、社会奉仕の精神の下、関係行政機関と協力し、相談、援助、指導などの活動をしています。

また、児童福祉に関する事項については、これを専門的に担当する主任児童委員と各地域を担当する児童委員（民生委員が兼ねる）とが一体となって活動しています。

#### (1) 民生委員児童委員定数、現員数、地区民生委員児童委員協議会数

単位：人、地区

(平成31年4月1日現在) 福祉長寿課調

区 分	定 数	現員数			地区 民児協数
		男 性	女 性	計	
<b>民生委員児童委員</b>	<b>132</b>	<b>33</b>	<b>94</b>	<b>127</b>	<b>6</b>
<b>主任児童委員</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>12</b>	

(2) 地区別民生委員児童委員定数、現員数

単位：人

(平成31年4月1日現在) 福祉長寿課調

地区名		第一地区	第二地区	第三地区	第四地区	第五地区	第六地区	計
大字		相模が丘	小松原 ひばりが丘 東原	栗原 西栗原 栗原中央 南栗原 さがみ野	相武台 広野台 緑ヶ丘 栗原	入谷 立野台 明王	座間 入谷 新田宿 四ツ谷	
民生委員 児童委員	定員	27	24	19	24	19	19	132
	男性	4	8	8	3	8	5	36
	女性	22	16	11	21	11	14	95
主任児童 委員	定員	2	2	2	2	2	2	12
	男性	0	0	0	0	0	0	0
	女性	1	2	2	2	2	2	11
計	定員	<b>29</b>	<b>26</b>	<b>21</b>	<b>26</b>	<b>21</b>	<b>21</b>	<b>144</b>
	男性	<b>4</b>	<b>8</b>	<b>8</b>	<b>3</b>	<b>8</b>	<b>5</b>	<b>36</b>
	女性	<b>23</b>	<b>18</b>	<b>13</b>	<b>23</b>	<b>13</b>	<b>16</b>	<b>106</b>

(3) 内容別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年度	在宅福祉	介護保険	健康・ 保健医療	子育て・ 母子保健	子どもの 地域生活	子どもの教育 ・学校生活	生活費	年金・ 保険
26年度	78	48	73	53	84	76	24	8
27年度	46	32	48	83	125	78	15	4
28年度	61	39	44	46	56	63	15	8
29年度	42	50	49	55	35	67	21	7
<b>30年度</b>	<b>46</b>	<b>50</b>	<b>77</b>	<b>34</b>	<b>50</b>	<b>45</b>	<b>17</b>	<b>4</b>

年度	仕事	家族関係	住居	生活環境	日常的 な支援	その他	計
26年度	2	31	35	50	104	327	993
27年度	1	63	31	55	130	219	930
28年度	1	73	27	50	120	163	766
29年度	1	77	23	46	142	130	745
<b>30年度</b>	<b>5</b>	<b>75</b>	<b>21</b>	<b>59</b>	<b>145</b>	<b>150</b>	<b>778</b>

(4) 分野別相談・支援件数

単位：件

福祉長寿課調

年度	高齢者に 関すること	障がい者に 関すること	子どもに 関すること	その他	計
26年度	553	65	212	163	993
27年度	395	52	301	182	930
28年度	382	53	179	152	766
29年度	426	32	163	124	745
<b>30年度</b>	<b>473</b>	<b>43</b>	<b>134</b>	<b>128</b>	<b>778</b>

## (5) その他の活動件数

単位：件、回、日

福祉長寿課調

年 度	調査・ 実態把握	行事・事業 ・会議への 参加・協力	地域福祉活動 ・自主活動	民児協運営 ・研修	証明事務
26年度	1,411	3,477	5,637	5,608	162
27年度	451	3,421	5,156	6,155	181
28年度	333	3,530	4,560	6,536	281
29年度	316	3,648	4,763	6,085	238
<b>30年度</b>	<b>458</b>	<b>3,657</b>	<b>4,865</b>	<b>6,106</b>	<b>221</b>

年 度	要保護児童 の発見の 通告・仲介	訪問回数	活動日数	1人1か月 当たり平均 活動日数
26年度	18	14,902	20,017	11.58
27年度	29	14,817	20,602	11.29
28年度	16	13,843	19,941	11.54
29年度	35	12,984	19,220	11.12
<b>30年度</b>	<b>7</b>	<b>12,756</b>	<b>19,658</b>	<b>11.38</b>

#### 4 災害援護

##### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金

市内で5戸以上の家屋の滅失があった自然災害など内閣府告示に定める自然災害によって市民が死亡又は重度の障がいを受けた場合、次のとおり災害弔慰金又は災害障害見舞金を支給します。

種 別	受給対象者	生計維持者	その他
災害弔慰金	遺 族	500 万円	250 万円
災害障害見舞金	障がいを受けた方	250 万円	125 万円

##### (2) 災害援護資金の貸付

県内で災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害で被害を受けた世帯の世帯主（市民）に対し、その生活の立て直しのための資金を低金利で長期（償還期間10年、据置期間3年）に貸し付けます。

##### (3) り災者見舞金

災害救助法が適用されない火災、風水害等による被災者に対して、「座間市り災者見舞金支給要綱」に基づき被災者を応急的に支援します。

単位：件、円

福祉長寿課調

年 度	一人世帯				二人以上の世帯			
	全焼・全壊・流失 (1世帯当たり3万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり2万円)		全焼・全壊・流失 (1世帯当たり5万円)		半焼・半壊 (1世帯当たり3万円)	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額	件 数	支給金額
26年度	0	0	0	0	2	100,000	0	0
27年度	0	0	0	0	0	0	0	0
28年度	1	30,000	1	20,000	1	50,000	0	0
29年度	1	30,000	0	0	3	150,000	1	30,000
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>60,000</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>60,000</b>

年 度	床上浸水等 (1世帯当たり1万円)		計	
	件 数	支給金額	件 数	支給金額
26年度	0	0	2	100,000
27年度	0	0	0	0
28年度	4	40,000	7	140,000
29年度	0	0	5	210,000
<b>30年度</b>	<b>8</b>	<b>80,000</b>	<b>13</b>	<b>200,000</b>

## 5 戦没者の遺族・戦傷病者・旧軍人等の援護

### (1) 戦没者遺族の援護

戦没者の遺族で恩給法の適用を受ける方には、公務扶助料等が支給されます。

ア 戦傷病者戦没者遺族援護法の適用を受ける方には、遺族年金又は遺族給付金が支給されます。

イ 戦没者等の妻及び戦没者の父母等に対しては特別弔慰金が支給されます。

### (2) 本市における遺族援護施策

本市の戦没者は250余柱で、遺族と市関係者によって毎年度戦没者追悼式を行っています。また、戦没者遺族で組織する座間市遺族会の育成、指導を通じ、遺族の援護に寄与しています。

### (3) 戦傷病者の援護

戦傷病者に対する援護は、恩給法又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による傷病恩給又は障害年金等が支給されるほか、戦傷病者特別援護法による医療給付等があります。

### (4) 旧軍人等の援護

旧軍人・軍属等であった方は、その期間中は公務員とみなされ、恩給法による普通恩給、一時恩給、一時金等が支給されています。

#### ア 普通恩給

実役年数と加算年数を合計して、下士官以下は12年以上、准士官以上は13年以上の方に普通恩給が、また、その方が死亡した場合、その遺族に普通扶助料が支給されます。

#### イ 一時恩給

引き続き実在職年が3年以上7年未満の旧軍人に一時恩給が、また、その遺族に一時扶助料が支給されます。

#### ウ 一時金

旧軍人としての実在職年が3年以上の方で、普通恩給、一時恩給のいずれも支給されない方又はその遺族に対し一時金が支給されます。

## 6 原爆被爆者援護

### (1) 原爆被爆者援護施策

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律により、健康診断、医療給付など医療面の施策及び各種手当の支給が実施されています。

(2) 本市における原爆被爆者援護施策

ア 原爆被爆者援護手当

- ・ 対 象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方
- ・ 給付内容 年額9,500円
- ・ 手続に必要な物 印章、原爆被爆者健康手帳
- ・ 担 当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年 度	対象者数	支給金額
26年度	41	389,500
27年度	41	389,500
28年度	40	380,000
29年度	40	380,000
<b>30年度</b>	<b>37</b>	<b>351,500</b>

イ 原爆被爆者はり・きゅう・マッサージ助成券交付

- ・ 対 象 原爆被爆者健康手帳の交付を受けている方で座間市の住民基本台帳に記載されている方
- ・ 給付内容 助成券（1枚当たり2,000円）を毎月3枚支給
- ・ 手続に必要な物 原爆被爆者健康手帳
- ・ 担 当 生活援護課

単位：人、円

生活援護課調

年 度	対象者数	使用枚数	支給額
26年度	41	374	748,000
27年度	41	423	846,000
28年度	40	415	830,000
29年度	40	369	738,000
<b>30年度</b>	<b>37</b>	<b>268</b>	<b>536,000</b>



## 7 生活困窮者自立支援制度

近年、暮らしに困っている人々が抱える課題は、経済的な問題に加えて社会的な孤立などがあり、それらが複雑に絡み合ったケースが増えています。

そこで、複雑な課題を抱えるなど、自立に向けたサポートが必要な方に対して、生活全般にわたる包括的な支援を提供する仕組みを整備するため、平成27年4月から「生活困窮者自立支援制度」がスタートしています。

市では、自立サポート相談窓口を設け、相談支援を行っています。

自立サポート相談窓口では、本人からの相談だけでなく、家族や周りの人からの相談も受け付けています。

### (1) 自立相談支援事業

- ・対 象 現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方
- ・内 容 どのような支援が必要か、相談支援員と一緒に考え、具体的なプランを作成し、寄り添いながら、自立に向けて支援します。
- ・担 当 生活援護課

単位：件、人

生活援護課調

年度	新規相談件数	プラン作成件数	就労決定者数	増収者数
27年度	240	21	46	28
28年度	314	92	82	20
29年度	412	124	151	5
<b>30年度</b>	<b>437</b>	<b>146</b>	<b>108</b>	<b>3</b>

### (2) 住居確保給付金の支給

離職者の住宅確保及び就労支援のため、住居確保給付金を支給しています。

#### ア 対象者

支給申請時に次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ① 離職等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのあること
- ② 申請時において、65歳未満であって、かつ離職等の日から2年以内のこと
- ③ 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していたこと
- ④ 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が、基準額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額を合算した額（収入基準額）以下であること
- ⑤ 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が基準額×6（ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること  
[資産要件]

- ⑥ 公共職業安定所に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦ 国の雇用施策による給付（職業訓練受講給付金）又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6条に規定する暴力団員でないこと

イ 期間

原則3か月。一定の条件を満たした場合は、最大9か月

ウ 支給額

賃貸住宅の家賃額。ただし、地域ごとの上限額（生活保護の住宅扶助特別基準に準拠した額）及び収入に応じた調整があります。

単位：件、回、円

生活援護課調

年度	支給開始世帯数			支給回数	総支給額		
	単身世帯	複数世帯	合計		単身世帯	複数世帯	合計
27年度	7	5	12	33	868,500	608,400	1,476,900
28年度	8	8	16	41	798,000	921,200	1,719,200
29年度	8	10	18	47	800,000	1,247,100	2,047,100
<b>30年度</b>	<b>10</b>	<b>5</b>	<b>15</b>	<b>54</b>	<b>1,377,000</b>	<b>873,000</b>	<b>2,250,000</b>

※平成26年度までは住宅支援給付金事業として実施

(3) 子どもの学習・生活支援事業

直営により、子ども健全育成支援員1名を配置し、生活保護世帯や生活困窮世帯の子どもに対し、健全育成支援を行っています。また、平成30年度より市社会福祉協議会へも委託し、事業を拡充しています。

ア 直営の内容

① 日常生活及び社会生活支援

子ども及び親（「養育者」を含む。）が日常的な生活習慣を身につけ、社会と関わり、生活をしていく支援

② 養育支援 引きこもり及び不登校、育児不安や虐待等に関する支援

③ 教育支援 子どもの進学及び進路に関する支援

④ 就業支援 高校生及び中途退学者に対する就労支援

⑤ その他支援 前各号のほか、福祉事務所長が必要と認める支援

単位：人

生活援護課調

	支援した子どもの属性				合計
	小学生	中学生	高校生	その他	
27年度	4	16	7	4	31
28年度	10	16	18	11	55
29年度	11	15	17	13	56
<b>30年度</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>22</b>	<b>9</b>	<b>49</b>

イ 委託の内容

- ① 学習支援
- ② 学習支援に関する市民活動団体等の立ち上げ及び運営支援

単位：人

生活援護課調、市社会福祉協議会

	支援した子どもの属性				支援箇所数
	小学生	中学生	高校生	その他	合計
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>

(4) 家計改善支援事業

平成28年度8月より、市社会福祉協議会へ委託し、家計改善支援事業を行っています。

- ・対 象 自立相談支援事業において、家計改善支援が必要と認められたもの
- ・内 容
  - ① 対象者との面談による家計診断
  - ② 家計診断に基づく家計支援計画（プラン）の策定・提案
  - ③ プランに沿った支援の提供及び進捗状況の把握
  - ④ 自立支援機関が行う支援調整会議への出席

単位：件

生活援護課、市社会福祉協議会調

年度	新規相談件数	プラン作成件数
28年度	23	16
29年度	37	35
<b>30年度</b>	<b>70</b>	<b>31</b>

## III 生活保護

## 1 生活保護制度の概要

生活保護制度は、生活に困窮している国民に対し、憲法に規定される生存権の保障を実現するための制度の一つとして制定されたもので、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的とした制度です。

生活保護は国民の最低生活を保障するための最後の方法であり、保護を受ける前に、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をすることはもちろん、親族の援助や他の法律等による扶助を優先させ、利用し得る資産を活用してもなお最低生活が維持できない場合に適用されることとなります。

### (1) 保護の種類と範囲

保護は、8種類の扶助に分けられます。

- ・ 生活扶助 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの。
- ・ 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品、通学用品及び学校給食費。
- ・ 住宅扶助 家賃及び住居の補修、その他住宅の維持に必要なもの。
- ・ 医療扶助 診察、薬剤、治療材料及びその他治療並びに施術に必要なもの。
- ・ 介護扶助 要介護者及び要支援者への居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護及び移送。
- ・ 出産扶助 分べんの介助、脱脂綿、ガーゼその他衛生材料等、出産に必要なもの。
- ・ 生業扶助 生業に必要な資金、器具又は資料。生業に就くために必要な技能習得費等、その他就労のために必要なもの。世帯の自立助長に効果的と認められる場合の高等学校等就学費。
- ・ 葬祭扶助 検案、死体の運搬、火葬又は埋葬、その他葬祭のために必要なもの。

### (2) 生活扶助基準の改定方式

保護費は、厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により算定した最低生活費から収入を減じた額が支給されます。

生活扶助基準については、マーケット・バスケット方式、エンゲル方式、格差縮小方式を経て、現在は水準均衡方式で算定しています。

#### 【水準均衡方式】

当該年度に想定される一般国民の消費動向を踏まえるとともに、前年度までの一般国民の消費水準との調整を図ることにより、一般国民の消費水準の向上に即して基準を改定する方式。

## 2 保護の実施状況

### (1) 被保護世帯・人員・保護率の推移

単位：人、世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	管内人口		被保護世帯数		被保護人員		保護率 (%)
		前年比		前年比		前年比	
27年	128,874	99.81	1,753	103.12	2,482	100.89	19.26
28年	128,575	99.77	1,792	102.22	2,505	100.93	19.48
29年	129,277	100.55	1,735	96.82	2,368	94.53	18.32
30年	129,387	100.09	1,769	101.96	2,367	99.96	18.29
<b>31年</b>	<b>130,160</b>	<b>100.60</b>	<b>1,776</b>	<b>100.40</b>	<b>2,314</b>	<b>97.76</b>	<b>17.78</b>

※保護率＝被保護人員÷管内人口×1,000

### (2) 世帯類型別構成比

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	高齢者世帯				母子世帯	障がい者世帯				
	単身		2人以上			単身		2人以上		
		構成比		構成比			構成比		構成比	
27年	667	38.2	79	4.5	137	7.8	146	8.4	37	2.1
28年	723	40.5	87	4.9	133	7.5	149	8.3	32	1.8
29年	755	43.7	87	5.0	115	6.7	140	8.1	31	1.8
30年	791	44.9	94	5.3	108	6.1	143	8.1	30	1.7
<b>31年</b>	<b>824</b>	<b>46.4</b>	<b>89</b>	<b>5.0</b>	<b>92</b>	<b>5.2</b>	<b>144</b>	<b>8.1</b>	<b>27</b>	<b>1.5</b>

年	傷病者世帯				その他世帯				計
	単身		2人以上		単身		2人以上		
		構成比		構成比		構成比		構成比	
27年	268	15.3	76	4.4	206	11.8	131	7.5	1,747
28年	280	15.7	71	4.0	190	10.6	120	6.7	1,785
29年	293	17.0	62	3.6	143	8.3	101	5.8	1,727
30年	306	17.3	65	3.7	128	7.3	97	5.5	1,762
<b>31年</b>	<b>287</b>	<b>16.2</b>	<b>59</b>	<b>3.3</b>	<b>153</b>	<b>8.6</b>	<b>91</b>	<b>5.1</b>	<b>1,776</b>

### (3) 医療扶助人員・医療扶助率の推移

単位：人、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	被保護人員	医療扶助人員				医療扶助 単給人員 (再掲)	医療扶助率
		入院		入院外			
			前年比		前年比		
27年	2,482	106	68.8	2,177	103.1	29	92.0
28年	2,505	112	105.7	2,211	101.6	52	92.7
29年	2,368	128	114.3	2,113	95.6	23	94.6
30年	2,367	130	101.6	2,418	114.4	29	107.6
<b>31年</b>	<b>2,314</b>	<b>105</b>	<b>80.8</b>	<b>2,081</b>	<b>86.1</b>	<b>45</b>	<b>94.5</b>

※医療扶助率＝医療扶助人員（入院＋入院外）÷被保護人員×100

## (4) 被保護世帯の稼働・非稼働の状況

単位：世帯、%

(各年4月1日現在) 生活援護課調

年	稼働世帯			非稼働世帯		
		構成比	前年比		構成比	前年比
27年	287	16.4	105.5	1,460	83.6	102.5
28年	303	17.0	105.6	1,482	83.0	101.5
29年	319	18.5	105.3	1,408	81.5	95.0
30年	280	15.8	87.8	1,489	84.2	105.8
<b>31年</b>	<b>267</b>	<b>15.0</b>	<b>95.4</b>	<b>1,499</b>	<b>84.4</b>	<b>100.7</b>

## (5) 被保護世帯の開始・廃止の状況

単位：世帯

生活援護課調

年 度	被保護の開始世帯数	被保護の廃止世帯数
26年度	264	198
27年度	295	286
28年度	253	292
29年度	270	238
<b>30年度</b>	<b>287</b>	<b>276</b>

## (6) 保護開始時の類型別世帯数

単位：世帯、%

生活援護課調

年 度	高齢者世帯		母子世帯		傷病・ 障がい者世帯		その他世帯		計
		構成比		構成比		構成比		構成比	
26年度	78	29.4	15	5.7	76	28.8	95	36.0	264
27年度	99	33.6	22	7.5	68	23.1	106	35.9	295
28年度	89	35.2	16	6.3	73	28.9	75	29.6	253
29年度	101	37.4	19	7.0	84	31.1	66	24.1	270
<b>30年度</b>	<b>96</b>	<b>33.4</b>	<b>7</b>	<b>2.4</b>	<b>75</b>	<b>26.1</b>	<b>109</b>	<b>38.0</b>	<b>287</b>

※構成比は小数第2位で四捨五入しているため、合計が100にならない場合があります。

## (7) 扶助別人員と保護費の状況

単位：人、千円

生活援護課調

年 度	生活扶助費		住宅扶助費		教育扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
26年度	27,609	1,441,714	27,068	819,793	2,541	27,026
27年度	27,782	1,409,843	27,231	826,498	2,373	24,647
28年度	26,731	1,372,488	26,101	762,077	2,242	23,650
29年度	26,125	1,305,859	25,543	743,540	1,894	19,815
<b>30年度</b>	<b>25,569</b>	<b>1,272,187</b>	<b>25,025</b>	<b>744,824</b>	<b>1,624</b>	<b>15,712</b>

年 度	介護扶助費		医療扶助費		出産扶助費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
26年度	3,776	110,348	27,217	1,606,357	1	474
27年度	4,240	108,238	27,845	1,666,369	3	553
28年度	4,465	118,161	27,081	1,759,935	0	0
29年度	4,826	116,989	26,448	1,731,597	0	0
<b>30年度</b>	<b>5,035</b>	<b>128,171</b>	<b>26,334</b>	<b>1,775,971</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	生業扶助費		葬祭扶助費		施設事務費	
	延人員	金 額	延人員	金 額	延人員	金 額
26年度	1,036	17,168	46	8,829	84	16,095
27年度	1,106	17,042	36	7,362	93	15,695
28年度	927	14,045	44	8,940	121	17,533
29年度	789	12,198	39	7,147	126	19,406
<b>30年度</b>	<b>818</b>	<b>11,294</b>	<b>54</b>	<b>9,888</b>	<b>101</b>	<b>18,550</b>

年 度	就労自立給付金		進学準備給付金		金 額 計
	件数	金 額	件数	金額	
26年度	0	0	—	—	4,047,804
27年度	28	1,975	—	—	4,078,222
28年度	36	1,709	—	—	4,078,538
29年度	14	756	—	—	3,957,307
<b>30年度</b>	<b>26</b>	<b>1,117</b>	<b>9</b>	<b>900</b>	<b>3,978,614</b>

※就労自立給付金は平成26年度新設

※進学準備給付金は平成30年度新設



### 3 行旅死亡人の取扱い

住所、居所又は氏名が不詳の身元不明者で、引取者のない死亡人については、「行旅病人及行旅死亡人取扱法」に基づき、葬儀、遺骨の収蔵等を行っています。

※埋葬のあった年度を基準としています。

単位：人

生活援護課調

年 度	男 性	女 性	不 明	計
26年度	0	0	0	0
27年度	2	0	0	2
28年度	0	0	1	1
29年度	0	0	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## IV 高齢者の福祉

## 1 高齢者の状況

### (1) 高齢者人口の推移

本市における65歳以上の高齢者人口は、昭和60年10月には、5,491人で総人口に占める割合は5.5%でしたが、平成31年4月には、33,109人で総人口に占める割合は25.2%になりました。

単位：人、%

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	人口総数	65歳以上人口	構成比
27年	128,874	30,049	23.3
28年	128,661	31,078	24.2
29年	129,277	31,871	24.7
30年	129,387	32,548	25.2
<b>31年</b>	<b>131,209</b>	<b>33,109</b>	<b>25.2</b>

※① 「人口総数」については、国勢調査の確定値を基礎として、住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届け出などの増減を加減して推計したものを。

② 「65歳以上人口」については、住民基本台帳法、外国人登録法及び戸籍法に定める届出によるもの。

③ 外国人登録法については、平成24年まで適用。

### (2) ひとり暮らし高齢者登録事業登録者数の推移

単位：人

(各年4月1日現在) 福祉長寿課調

年	男性	女性	計
27年	236	885	1,121
28年	221	849	1,070
29年	219	813	1,032
30年	224	983	1,207
<b>31年</b>	<b>217</b>	<b>738</b>	<b>955</b>

## 2 在宅福祉サービス利用普及事業

福祉の向上と介護者の負担軽減のため、利用希望者の総合利用登録制度により、在宅福祉サービスを簡易な利用手続によって適時、適切に提供しています。

### (1) おむつ等給付事業

65歳以上の寝たきりの高齢者及び認知症高齢者を介護している家族に、おむつ等を支給しています。

単位：人、枚、千円

介護保険課調

年 度	利用者数	おむつ等支給数	事業費
26年度	228	106,723	5,241
27年度	205	91,375	4,900
28年度	209	101,222	5,165
29年度	250	97,005	5,233
<b>30年度</b>	<b>287</b>	<b>113,118</b>	<b>6,131</b>

### (2) 寝具乾燥・丸洗いサービス事業

65歳以上の寝たきり高齢者等の健康及び衛生の保持のため、日常使用している布団、毛布の乾燥（年3回）、丸洗い（年3回）を行っています。

単位：人、回、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	寝具乾燥回数	寝具丸洗い回数	事業費
26年度	24	41	51	271
27年度	22	29	46	321
28年度	22	39	51	279
29年度	27	63	65	409
<b>30年度</b>	<b>22</b>	<b>19</b>	<b>41</b>	<b>267</b>

### (3) 配食サービス

おおむね65歳以上の一人暮らしの方等を対象に、食の自立を支援するとともに、健康維持、安否確認のため、月曜日から金曜日までの夕食を届けています。

単位：人、食、千円

介護保険課調

年	利用者数	配食数	事業費
26年度	147	21,370	11,049
27年度	126	18,365	9,863
28年度	124	16,884	9,250
29年度	127	18,759	10,452
<b>30年度</b>	<b>122</b>	<b>18,306</b>	<b>10,382</b>

#### (4) 四十雀倶楽部事業

閉じこもりがちな高齢者の介護予防、健康維持、仲間づくりを目的に、身近な地域でゲーム、レクリエーションを通じた体力づくりや、実用的な小物づくりなどを実施しています。

単位：人、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	延べ利用者数	事業費
26年度	212	3,842	5,023
27年度	196	3,718	5,156
28年度	194	3,324	5,041
29年度	193	3,140	5,091
<b>30年度</b>	<b>210</b>	<b>3,513</b>	<b>5,306</b>

### 3 その他の在宅福祉

#### (1) 高齢者理髪・美容料助成事業

要介護4又は5で65歳以上の高齢者に対して、理髪・美容出張助成券を年間4枚支給しています。

単位：人、枚、千円

福祉長寿課調

年 度	利用者数	利用枚数	事業費
26年度	43	85	485
27年度	38	77	439
28年度	35	67	382
29年度	31	64	365
<b>30年度</b>	<b>35</b>	<b>69</b>	<b>393</b>

#### (2) 介護手当支給事業

要介護4又は5で65歳以上の非課税の高齢者を、基準日（申請日の属する月の3か月前の初日）まで1年以上介護保険サービスを利用せずに、継続して在宅で介護している非課税の介護者に、10万円の介護手当を支給しています。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	対象者数	支給総額
26年度	1	100
27年度	0	0
28年度	0	0
29年度	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

(3) 緊急通報システム電話貸与事業

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯又は65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯で、心臓又はぜん息の発作がある方について、消防本部等の連絡先を事前に登録した緊急通報装置付きの電話機を設置しています。平成27年2月から緊急通報システム事業に移行しました。

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	利用世帯数	事業費
26年度	122	663

(4) 緊急通報システム事業

65歳以上の一人暮らしの方、高齢者世帯又は65歳以上の方と重度障がい者で構成されている世帯で、心臓又はぜん息の発作がある方について、駆け付け体制の取れる事業者へ通報できる緊急通報機器や見守りのための空間センサーを設置しています。平成27年4月から対象者を拡大し、75歳以上のひとり暮らしの方、85歳以上の高齢者世帯の方も利用できるようになりました。

単位：世帯、千円

福祉長寿課調

年 度	利用世帯数	事業費
26年度	88	143
27年度	135	2,863
28年度	162	3,756
29年度	178	4,372
<b>30年度</b>	<b>193</b>	<b>4,817</b>

(5) 救急医療情報キット配布事業

65歳以上の方を対象に、身元や医療の情報を入れておくことができる救急医療情報キットを配布しています。キットには「掛かりつけ医」「薬剤情報提供書(写)」「持病」等の医療情報や、「診察券(写)」「健康保険証(写)」等の情報を入れ、自宅に保管しておくことで、救急時に備えます。

単位：本

福祉長寿課調

年 度	配付数	合計
26年度	370	2,441
27年度	607	3,048
28年度	648	3,696
29年度	452	4,148
<b>30年度</b>	<b>294</b>	<b>4,442</b>

(6) 家具転倒防止対策助成事業

65歳以上の一人暮らし世帯又は65歳以上の高齢者のみで構成される世帯、身体障害者手帳1級及び2級の障がい者だけの世帯等、自力では家具転倒防止の対策を実施することが困難な世帯を対象に、地震等の災害から生命の安全と財産を守るため、家具に転倒防止板を取り付けています。

単位：世帯、台、千円

福祉長寿課調

年 度	世帯数	設置家具数	支給総額
26年度	13	38	44
27年度	2	3	7
28年度	3	11	11
29年度	3	9	11
<b>30年度</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>7</b>

#### 4 施設入所

##### (1) 老人ホーム

老人ホームにはおおむね65歳以上の高齢者が入所できます。心身及びその置かれている環境の状況等により居宅で生活することが困難な方が入所する養護老人ホーム、寝たきりなどで常時介護を要する方が入所する特別養護老人ホームがあります。

老人福祉法の規定により、必要と認められる事情がある場合は、施設入所の措置を行っています。

##### ア 老人ホーム措置入所者の状況

単位：人

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム		その他	計
		市 内	市 外		
26年度	2	5	0	1	8
27年度	2	3	0	2	7
28年度	2	4	0	1	7
29年度	2	6	0	1	9
<b>30年度</b>	<b>2</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6</b>

##### イ 老人ホーム措置費の状況

単位：千円

福祉長寿課調

年 度	養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	その他
26年度	2,363	5,509	286
27年度	3,791	871	2,404
28年度	4,584	2,291	1,975
29年度	4,596	1,442	384
<b>30年度</b>	<b>4,598</b>	<b>998</b>	<b>170</b>



## 5 移動手段の確保

### (1) 移送サービス

身体障がいのために歩行が困難な方又は寝たきり等の状態により一般の交通機関を利用することが困難な方を対象として、病院への通院や入退院の時などに福祉車両による送迎サービスを行っています。

#### ・利用者の費用負担額

片道5km未満＝800円、片道5km以上10km未満＝1,000円

片道10km以上15km未満＝1,200円、片道15km以上20km未満＝1,400円、

片道20km以上＝1,600円

#### ア 利用回数

単位：回

福祉長寿課調

年 度	高齢者	障がい者
26年度	501	131
27年度	398	139
28年度	431	126
29年度	392	155
<b>30年度</b>	<b>320</b>	<b>144</b>

#### イ 利用内容

単位：回

福祉長寿課調

年 度	通 院	入退院	入退所	その他	計
26年度	557	23	29	23	632
27年度	453	23	35	26	537
28年度	447	18	37	25	557
29年度	479	14	35	19	547
<b>30年度</b>	<b>392</b>	<b>27</b>	<b>32</b>	<b>13</b>	<b>464</b>

## 6 生きがい対策

### (1) 老人クラブ

平成30年4月1日現在、市内には32の老人クラブがあり、2,008人の高齢者の皆さんが社会活動や趣味、レクリエーションを通じて仲間づくりを進め、生きがいを高めています。また、各老人クラブの代表者によって市老人クラブ連合会が設置され、様々な行事が行われています。

- ・寿大学

高齢者の教養の向上を目的として、時事問題等の専門の講師を招き、年1回開催しています。

- ・ゲートボール大会、ターゲットバードゴルフ大会

スポーツによる会員相互の交流の場として、開催しています。

- ・演芸会

踊りや歌など会員の演芸発表の場として、年1回開催しています。

- ・囲碁・将棋大会

囲碁・将棋を通して会員相互の交流を行っています。

- ・趣味の作品展

絵、書、短歌など、日頃の趣味活動の発表の機会として、福祉月間中、市内公共施設で作品を展示しています。

単位：人、%、千円

福祉長寿課調

年 度	クラブ数	会員数	クラブ加入率	補助金額	連合会補助額
26年度	31	2,046	5.4	2,763	1,214
27年度	31	2,050	5.3	2,755	1,214
28年度	31	2,031	5.2	2,725	1,214
29年度	31	2,030	5.2	2,535	1,214
<b>30年度</b>	<b>32</b>	<b>2,008</b>	<b>5.1</b>	<b>2,604</b>	<b>1,218</b>

※クラブ加入率＝会員数÷各年度4月1日現在60歳以上人口

### (2) 老人憩いの家

高齢者の社会活動、生きがい活動の拠点として、市内7か所に老人憩いの家を設置し、教育の向上、レクリエーション等に幅広く活用されています。

単位：人

福祉長寿課調

年 度	利用者延べ人数							
	相模が丘	ひばりが丘	立野台	相武台	栗原	座間	入谷	計
26年度	3,180	3,094	4,348	4,497	2,261	2,376	5,884	25,640
27年度	3,154	2,721	4,290	4,905	2,592	1,983	5,775	25,420
28年度	3,203	2,704	4,205	4,445	2,408	2,107	5,778	24,850
29年度	3,324	2,558	4,688	4,159	2,292	1,968	5,938	24,927
<b>30年度</b>	<b>3,218</b>	<b>3,680</b>	<b>4,522</b>	<b>4,430</b>	<b>2,373</b>	<b>1,699</b>	<b>5,879</b>	<b>25,801</b>

### (3) 敬老祝金等支給事業

長寿をお祝いし、9月15日現在で市内に継続して3か月以上居住している対象者の方に敬老祝金等を支給しています。

#### ※支給内容の変更経緯

- ・平成11年度以前：77歳、80歳、88歳、90歳、95歳、99歳、100歳以上を対象。
- ・平成12年度以降：77歳、88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。
- ・平成14年度以降：88歳の支給額を2万円から1万円に変更。
- ・平成16年度以降：99歳の支給額を5万円から3万円に、100歳以上の支給額を10万円から5万円に変更。
- ・平成18年度以降：88歳の支給額を1万円から8千円に変更。
- ・平成19年度以降：77歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成22年度以降：88歳、99歳、100歳以上を対象に変更。88歳の祝金を祝品に変更。
- ・平成23年度以降：101歳以上を3万円に変更。
- ・平成29年度以降：99歳を対象から除外。100歳を3万円に変更。101歳以上を1万円に変更。

#### ア 支給状況

単位：人、円

福祉長寿課調

年 度	対象者数	祝金金額	支給総額
26年度	66	30,000～50,000	2,380,000
27年度	63	30,000～50,000	2,150,000
28年度	63	30,000～50,000	2,170,000
29年度	36	10,000、30,000	600,000
<b>30年度</b>	<b>44</b>	<b>10,000、30,000</b>	<b>820,000</b>

#### イ 贈呈人数

単位：人、円

(平成30年度) 福祉長寿課調

対象年齢	88歳	100歳	101歳以上
金 額	祝品	30,000	10,000
<b>贈呈人数</b>	<b>393</b>	<b>19</b>	<b>25</b>

(4) いきいき高齢者応援事業

日頃から健康に配慮し、介護予防に取り組んでいる高齢者の健康意識の増進に寄与するため、次の要件を満たす方に賞品を授与しています。

ア 満90歳以上の方

イ 座間市に5年以上居住されている方

ウ 介護保険料の滞納がない方

エ 長期の入院をしていない方

オ 身の回りのことを自身で行っている方

カ 満85歳となった日以降から座間市の介護保険サービスを5年、10年又は15年利用していない方

単位：人、千円

福祉長寿課調

年 度	金 賞	銀 賞	銅 賞	支給総額
26年度	0	26	156	454
27年度	6	10	57	218
28年度	1	12	78	254
29年度	0	11	69	199
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>8</b>	<b>58</b>	<b>188</b>

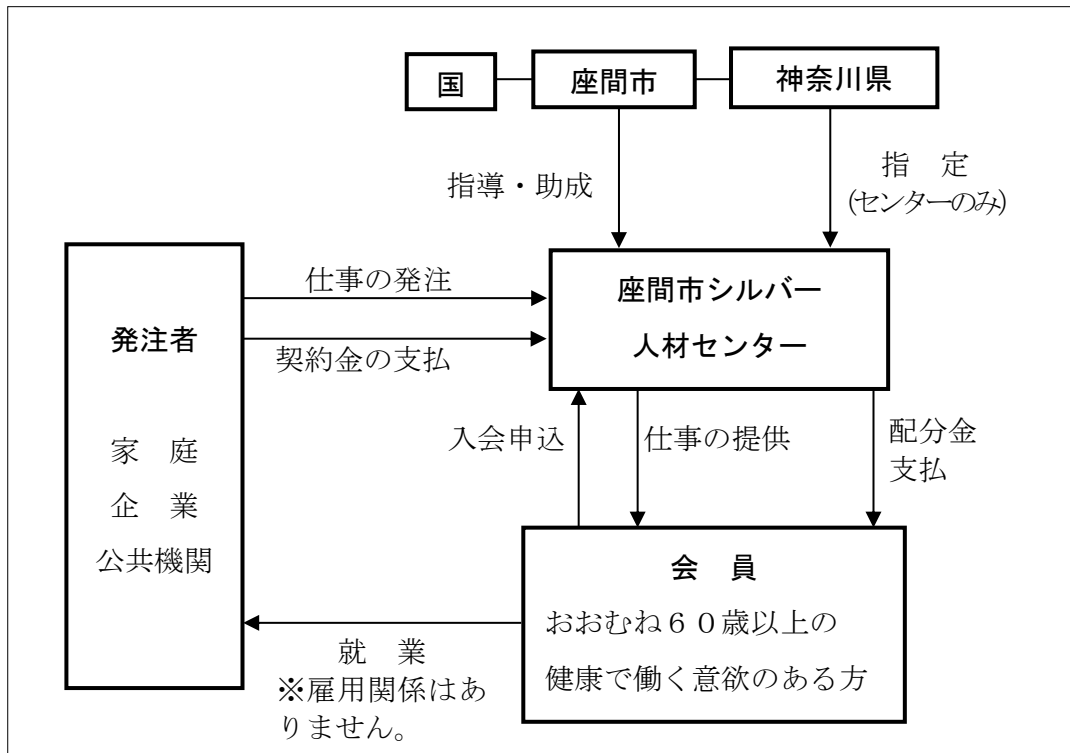
## 7 就労対策の推進（公益社団法人座間市シルバー人材センター）

シルバー人材センターは、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づき、都道府県知事から指定を受けている法人です。地域社会と連携し、高齢者の知識と経験、能力を生かせる仕事を一般家庭、民間企業、公共機関等から受注し、会員に仕事を提供することを通じて、高齢者が健康で生きがいを持って暮らしていけるよう、活力に満ちた地域社会の実現に貢献しています。

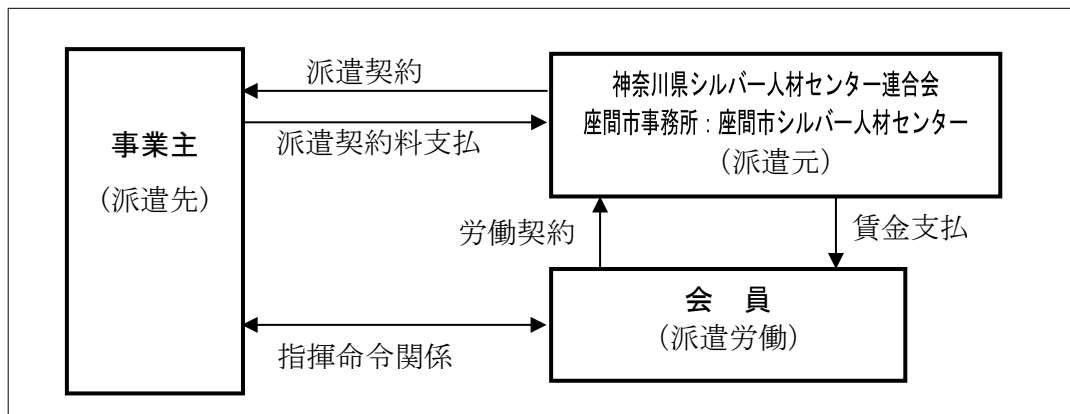
公益社団法人座間市シルバー人材センターは、昭和54年5月に座間市高齢者事業団として発足し、平成2年4月の法人化により現在に至っています。

### (1) シルバー人材センターの仕組み

#### ア 請負、委任による就業提供



#### イ 一般労働者派遣事業



(2) 会員数の推移

単位：人

(各年3月31日現在) 福祉長寿課調

年	男 性	女 性	計
27年	561	142	703
28年	562	139	701
28年	531	142	673
29年	508	146	654
<b>30年</b>	<b>504</b>	<b>174</b>	<b>678</b>

(3) 事業実績の推移

単位：件、人、円

福祉長寿課調

年 度	受託件数			就業延べ実人員		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
26年度	448	3,668	4,116	2,731	10,415	13,146
27年度	451	3,575	4,026	2,722	10,212	12,934
28年度	450	3,475	3,925	2,745	10,201	12,946
29年度	423	3,176	3,599	2,699	9,525	12,224
<b>30年度</b>	<b>384</b>	<b>3,217</b>	<b>3,601</b>	<b>2,663</b>	<b>9,326</b>	<b>11,989</b>

年 度	就業延べ人員			契約金額		
	公 共	民 間	計	公 共	民 間	計
26年度	20,373	42,434	62,807	97,562,988	177,095,105	274,658,093
27年度	20,012	39,242	59,254	101,031,198	162,632,492	263,663,690
28年度	20,019	35,592	55,611	101,622,609	151,929,496	253,552,105
29年度	19,370	30,156	49,526	100,121,252	129,103,847	229,225,099
<b>30年度</b>	<b>19,021</b>	<b>29,563</b>	<b>48,584</b>	<b>103,197,774</b>	<b>132,600,575</b>	<b>235,798,349</b>

8 地域包括支援センター運営事業

高齢者の心身の健康の維持、生活の安定、保健福祉・医療の向上と増進のために、必要な援助、支援を包括的に担う地域の中核機関として、市内に6か所（平成27年度まで4か所）の地域包括支援センターが設置されています。（平成28年度から名称変更しています。）

○ 相談件数の推移

単位：件

介護保険課調

年 度	相模が丘 地域包括 支援セン ター	ひばりが 丘地域包 括支援セ ンター	栗原地域 包括支援 センター	相武台地 域包括支 援センタ ー	立野台地 域包括支 援センタ ー	新田宿地 域包括支 援センタ ー	計
26年度	5,524	-	-	4,483	7,979	5,693	23,679
27年度	5,459	-	-	4,994	9,320	5,884	25,657
28年度	5,083	3,554	4,591	4,573	10,157	4,617	32,575
29年度	4,552	2,865	6,885	4,626	9,270	4,589	32,787
<b>30年度</b>	<b>4,744</b>	<b>5,410</b>	<b>4,256</b>	<b>5,014</b>	<b>9,605</b>	<b>4,800</b>	<b>33,829</b>

## 9 介護予防事業（地域支援事業）

### (1) 認知機能等測定会（頭と体の健康チェック、認知症予防のための運動講座等）

認知症予防講座や認知機能等の測定を行います。参加者自身が早期に認知症予防に取り組むための講座です。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
27年度	6	144
28年度	15	273
29年度	16	361
<b>30年度</b>	<b>16</b>	<b>242</b>

### (2) 高齢者認知機能低下予防及び運動器の機能向上事業（脳いきいき運動教室）

認知機能低下を予防するための座学と有酸素運動、コグニサイズ、筋力運動、ストレッチ運動を取り入れた教室です。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
27年度	24	390
28年度	32	567
29年度	32	505
<b>30年度</b>	<b>30</b>	<b>389</b>

### (3) 介護予防教室（ますますげんき教室）

自宅でも取り組める介護予防の知識を学び、転倒予防のためのストレッチ運動、バランス運動、有酸素運動等を実施します。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
28年度	180	2,843
29年度	100	2,526
<b>30年度</b>	<b>70</b>	<b>1,703</b>

### (4) 介護予防教室（関節らくらく水中ウォーキング教室）

水中ウォーキングや水中エクササイズ等を実施します。歩行・転倒予防に必要な足腰の筋力やバランス感覚を養います。

単位：人、千円

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
28年度	12	203
29年度	12	200
<b>30年度</b>	<b>12</b>	<b>243</b>

(5) つきいち教室

高齢者ができる限り住み慣れた地域で過ごせるように、介護予防の観点（特に運動機能向上、閉じこもり予防）から、筋力トレーニング、ストレッチ運動、コグニサイズ、レクリエーション等を実施します。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
29年度	54	1,043
<b>30年度</b>	<b>120</b>	<b>2,818</b>

(6) 介護予防講演会

いつまでもいきいきと元気に暮らしていくために、「介護予防」の講演会を実施しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
26年度	28	390
27年度	11	209
28年度	12	255
29年度	6	191
<b>30年度</b>	<b>6</b>	<b>209</b>

(7) 家族介護教室

高齢者を介護している介護者及び家族を対象に、介護技術や介護者の健康についての教室を開催しています。

単位：回、人

介護保険課調

年 度	実施回数	延べ参加者数
26年度	6	42
27年度	3	51
28年度	1	15
29年度	2	41
<b>30年度</b>	<b>3</b>	<b>33</b>



## 10 介護保険事業

高齢化の進行に伴い、介護期間の長期化や介護者の高齢化、核家族化による高齢者世帯の増加などのため、介護を社会的に支える制度として「介護保険制度」が平成12年4月に開始しました。

### (1) 被保険者数

介護保険における被保険者は、第1号被保険者（65歳以上）と第2号被保険者（40～64歳）に分けられます。

単位：人

（各年度末現在）介護保険課調

年 度	第1号被保険者	第2号被保険者	計
26年度	30,070	46,398	76,468
27年度	31,060	46,444	77,504
28年度	31,843	46,835	78,678
29年度	32,531	46,990	79,521
<b>30年度</b>	<b>33,069</b>	<b>47,395</b>	<b>80,464</b>

### (2) 要介護認定者数

介護保険制度では、何らかの介護を必要とする高齢者を「要介護（要支援）者」といい、その人の状態に応じて「要支援1・2」から「要介護1～5」までのいずれかに区分し、その状態に応じた介護サービスが受けられます。

単位：人

（各年度末現在）介護保険課調

年 度	要支援		要介護					計	
	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5		
26年度	560	600	840	842	584	497	426	4,349	
27年度	513	664	890	895	633	528	443	4,566	
28年度	558	717	920	964	675	536	478	4,848	
29年度	要支援		要介護					計	
	事業対象者	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4		要介護5
	85	519	649	1,081	984	711	573	490	5,007
<b>30年度</b>	<b>87</b>	<b>651</b>	<b>785</b>	<b>912</b>	<b>1,043</b>	<b>722</b>	<b>593</b>	<b>451</b>	<b>5,157</b>

※平成29年度、30年度の計には事業対象者（基本チェックリストで生活機能の低下があると判定された方）を含みません。

(3) 第1号被保険者（65歳以上）所得段階別被保険者数

単位：人

（各年当初賦課月現在）介護保険課調

年	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階
27年	4,815	1,775	2,230	4,973	3,663	3,454	4,223
28年	4,871	1,919	2,199	4,942	3,943	3,663	4,333
29年	4,898	2,061	2,383	4,851	4,130	3,854	4,528
30年	5,049	2,155	2,443	4,825	4,248	3,982	5,001
<b>31年</b>	<b>5,106</b>	<b>2,279</b>	<b>2,619</b>	<b>4,630</b>	<b>4,385</b>	<b>4,052</b>	<b>5,111</b>

年	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階	第14段階
27年	2,862	1,040	449	213	123	81	64
28年	2,951	1,046	466	231	135	92	52
29年	2,985	1,068	477	223	117	85	55
30年	2,551	1,092	473	212	125	91	61
<b>31年</b>	<b>2,560</b>	<b>1,131</b>	<b>508</b>	<b>221</b>	<b>133</b>	<b>91</b>	<b>59</b>

年	第15段階	第16段階	計
27年	40	303	30,308
28年	51	349	31,243
29年	49	327	32,091
30年	54	357	32,719
<b>31年</b>	<b>45</b>	<b>329</b>	<b>33,259</b>

※① 平成21年度から第4段階を変更。世帯の誰かに市民税が課税されているが本人は市民税非課税の方の中で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方については左側、それ以外の方については右側に記載。

非課税世帯者：第1～第3段階 課税世帯内の非課税者：第4段階

課税者：第5段階以上

② 平成24年度から段階を12段階とし、合計所得金額を変更。また、第3段階を分割。市民税非課税世帯であり、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円以下の方については左側、それ以外の方については右側に記載。

非課税世帯者：第1～第3段階 課税世帯内の非課税者：第4段階

課税者：第5段階以上

③ 平成27年度から段階を16段階とし、合計所得金額を変更。第1段階については、低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、負担割合を0.05軽減。

非課税世帯者：第1～第3段階 課税世帯内の非課税者：第4～第5段階

課税者：第6段階以上

- ④ 平成30年度から第7段階と第8段階の合計所得金額を変更。第7段階：本人が住民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方 第8段階：本人が住民税課税で前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方  
第1段階については、低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、負担割合を0.05軽減。  
非課税世帯者：第1～第3段階 課税世帯内の非課税者：第4～第5段階  
課税者：第6段階以上
- ⑤ 平成31年度から低所得者対策として、消費税を財源とした公費が投入され、第1～第3段階の負担割合を変更。第1段階：0.125軽減。第2段階：0.11軽減。  
第3段階：0.025軽減。

(4) 介護保険サービス利用実績

介護保険課調

年 度	訪 問 介 護 (回)	訪 問 入 浴 介 護 (回)	訪 問 看 護 (回)	訪 問 リハビリ テーショ ン (回)	通 所 介 護 (回)	通 所 リハビリ テーショ ン (回)	短 期 入 所 生活介護 (日)	短期入所 療養介護 (老健) (日)
26年度	125,809	5,504	19,973	2,159	119,774	15,429	28,646	899
27年度	136,297	4,768	21,791	2,574	137,358	15,948	27,636	970
28年度	145,264	4,586	24,902	2,660	142,968	17,345	29,939	986
29年度	151,340	4,029	30,848	2,898	151,429	18,186	32,630	1,009
<b>30年度</b>	<b>152,600</b>	<b>3,933</b>	<b>36,081</b>	<b>3,099</b>	<b>158,150</b>	<b>20,050</b>	<b>33,489</b>	<b>1,195</b>

年 度	居 宅 療 養 管理指導 (件)	居 宅 介 護 支 援 (件)	認知症 対応型 共同 生活介護 (件)	特定施設 入居者 生活介護 (件)	特 定 社 具 用 購 入 (件)	福 祉 具 与 貸 (件)	住 宅 改 修 (件)	認知症 対応型 通所介護 (回)
26年度	11,832	21,543	1,112	2,263	260	13,919	221	0
27年度	13,731	23,398	1,082	2,448	292	15,108	235	0
28年度	15,340	25,407	1,091	2,626	302	16,106	266	0
29年度	18,106	26,686	1,279	3,034	279	17,363	236	0
<b>30年度</b>	<b>20,369</b>	<b>27,630</b>	<b>1,301</b>	<b>3,284</b>	<b>272</b>	<b>18,107</b>	<b>249</b>	<b>38</b>

年 度	小規模 多機能型 居宅介護 (件)	介護老人 福祉施設 (件)	介護老人 保健施設 (件)	介 護 療 養 型 医 療 施 設 (件)	介護予防 訪問介護 (件)	介護予防 訪問入浴 介 護 (回)	介護予防 訪問看護 (回)	介護予防 訪 問 リハビリ テーショ ン (回)
26年度	584	4,920	2,182	448	3,989	0	2,061	269
27年度	569	5,183	2,204	409	3,958	0	2,784	217
28年度	579	5,568	1,977	388	3,840	0	3,305	261
29年度	535	5,482	2,011	334	2,006	0	3,188	264
<b>30年度</b>	<b>626</b>	<b>5,643</b>	<b>2,062</b>	<b>255</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>3,418</b>	<b>440</b>

※介護予防訪問介護は、総合事業に移行しました。

年 度	介護予防 通所介護 (件)	介護予防 通 所 リハビリ テーショ ン (件)	介護予防 短期入所 生活介護 (日)	介護予防 短期入所 療養介護 (老健) (日)	介護予防 居宅療養 管理指導 (件)	介護予防 支 援 (件)	介護予防 認知症 対応型 通所介護 (回)	介護予防 認知症 対応型 共同生活介護 (件)
26年度	4,301	465	267	21	645	8,532	0	10
27年度	4,488	512	381	13	853	8,790	0	7
28年度	4,697	632	376	22	961	9,021	0	7
29年度	2,925	674	415	2	1,107	7,393	0	7
<b>30年度</b>	<b>8</b>	<b>721</b>	<b>160</b>	<b>38</b>	<b>1,174</b>	<b>4,920</b>	<b>0</b>	<b>10</b>

※介護予防通所介護は、総合事業に移行しました。

年 度	介護予防 特定施設 入居者 生活介護 (件)	特定介護 予防福祉 用具購入 (件)	介護予防 福祉用具 貸 与 (件)	住宅改修 (介護予防) (件)	第一号 訪問介 護 (件)	第一号 通所介 護 (件)	介護予 防ケア マネジ メント (件)
26年度	347	157	3,095	142	—	—	—
27年度	309	107	3,150	127	—	—	—
28年度	367	80	3,230	123	—	—	—
29年度	361	93	3,460	131	1,830	2,288	2,274
<b>30年度</b>	<b>364</b>	<b>85</b>	<b>3,801</b>	<b>103</b>	<b>3,356</b>	<b>4,924</b>	<b>4,509</b>

※介護サービス利用月の3月から翌年2月までの実績。

# V 障がい者の福祉

# 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

## (1) 障がい別身体障害者手帳交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年 度	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
26年度	4	209	213	4	272	276	0	48	48
27年度	5	214	219	4	295	299	1	45	46
28年度	5	210	215	4	298	302	0	45	45
29年度	4	224	228	3	305	308	0	39	39
<b>30年度</b>	<b>3</b>	<b>229</b>	<b>232</b>	<b>5</b>	<b>312</b>	<b>317</b>	<b>0</b>	<b>40</b>	<b>40</b>

年 度	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
26年度	45	1,896	1,941	7	1,124	1,131	60	3,549	3,609
27年度	42	1,906	1,948	9	1,150	1,159	61	3,610	3,671
28年度	42	1,856	1,898	9	1,185	1,194	60	3,594	3,654
29年度	40	1,849	1,889	11	1,223	1,234	58	3,640	3,698
<b>30年度</b>	<b>37</b>	<b>1,824</b>	<b>1,861</b>	<b>12</b>	<b>1,215</b>	<b>1,227</b>	<b>57</b>	<b>3,620</b>	<b>3,677</b>

## (2) 障がい等級別身体障害者手帳交付状況

単位：人

(平成31年3月31日現在) 障がい福祉課調

等 級	視 覚			聴覚・平衡			音声・言語		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1 級	1	58	59	0	9	9	0	2	2
2 級	1	60	61	3	92	95	0	4	4
3 級	1	15	16	0	34	34	0	17	17
4 級	0	25	25	0	71	71	0	17	17
5 級	0	44	44	0	0	0	0	0	0
6 級	0	27	27	2	106	108	0	0	0
<b>計</b>	<b>3</b>	<b>229</b>	<b>232</b>	<b>5</b>	<b>312</b>	<b>317</b>	<b>0</b>	<b>40</b>	<b>40</b>

等 級	肢体不自由			内 部			合 計		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
1 級	24	364	388	8	838	846	33	1,271	1,304
2 級	5	354	359	0	17	17	9	527	536
3 級	3	343	346	3	95	98	7	504	511
4 級	3	537	540	1	264	265	4	914	918
5 級	1	157	158	0	1	1	1	202	203
6 級	1	69	70	0	0	0	3	202	205
<b>計</b>	<b>37</b>	<b>1,824</b>	<b>1,861</b>	<b>12</b>	<b>1,215</b>	<b>1,227</b>	<b>57</b>	<b>3,620</b>	<b>3,677</b>

(3) 身体障害者手帳新規交付状況

単位：人

(平成31年3月31日現在) 障がい福祉課調

等級	視覚	聴覚・平衡	音声・言語	肢体不自由	内部	計
1級	3	0	0	14	66	83
2級	3	0	0	14	0	17
3級	0	2	0	4	4	10
4級	3	7	2	17	20	49
5級	3	0	0	9	0	12
6級	2	14	0	5	0	21
<b>計</b>	<b>14</b>	<b>23</b>	<b>2</b>	<b>63</b>	<b>90</b>	<b>192</b>

(4) 療育手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	最重度			重度			中度		
	児	者	計	児	者	計	児	者	計
26年度	38	114	152	49	124	173	54	185	239
27年度	33	105	138	51	118	169	51	179	230
28年度	31	112	143	48	120	168	51	188	239
29年度	31	112	143	50	123	173	51	188	239
<b>30年度</b>	<b>33</b>	<b>123</b>	<b>156</b>	<b>53</b>	<b>131</b>	<b>184</b>	<b>56</b>	<b>198</b>	<b>254</b>

年度	軽度			計		
	児	者	計	児	者	計
26年度	141	190	331	282	613	895
27年度	163	196	359	298	598	896
28年度	181	210	391	311	630	941
29年度	179	216	395	311	639	950
<b>30年度</b>	<b>204</b>	<b>253</b>	<b>457</b>	<b>346</b>	<b>705</b>	<b>1,051</b>

(5) 精神障害者保健福祉手帳の交付状況

単位：人

障がい福祉課調

年度	1級	2級	3級	計
26年度	101	618	347	1,066
27年度	101	677	349	1,127
28年度	102	717	365	1,184
29年度	103	752	361	1,216
<b>30年度</b>	<b>106</b>	<b>817</b>	<b>384</b>	<b>1,307</b>



## 2 医療

### (1) 更生医療の給付

18歳以上で身体障害者手帳を所持している方が、障がいの除去又は障がいの程度を軽くすることを目的とした必要な医療の給付をしています。原則として医療費の1割が自己負担になります。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	内 部			腎臓（内部の内数）		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
26年度	83	984	217,356,348	70	897	210,875,023
27年度	97	1,071	220,404,949	82	966	211,448,210
28年度	96	1,165	198,632,183	82	1,088	192,337,984
29年度	128	1,274	208,392,741	111	1,109	201,429,181
<b>30年度</b>	<b>129</b>	<b>1,475</b>	<b>214,172,760</b>	<b>114</b>	<b>1,349</b>	<b>208,403,355</b>

年 度	視覚・肢体			合 計		
	人 数	件 数	金 額	人 数	件 数	金 額
26年度	8	11	763,831	91	995	218,120,179
27年度	7	8	449,925	104	1,079	220,854,874
28年度	4	7	427,889	100	1,172	199,060,072
29年度	2	4	157,110	130	1,278	208,549,851
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>52,600</b>	<b>130</b>	<b>1,476</b>	<b>214,225,360</b>

### (2) 育成医療費の給付

育成医療については、平成25年度から神奈川県からの権限移譲により、市で給付を行っています。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
26年度	4	15	180,912
27年度	3	13	164,281
28年度	3	8	208,409
29年度	5	8	400,035
<b>30年度</b>	<b>10</b>	<b>30</b>	<b>887,465</b>

(3) 更生医療育成医療費自己負担金助成

更生医療育成医療費については一部自己負担が掛かりますが、市ではこの自己負担について助成を行っています。平成19年1月診療分以降から助成。

単位：人、件、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	件 数	金 額
26年度	11	50	403,070
27年度	16	67	686,040
28年度	7	37	372,700
29年度	18	80	778,850
<b>30年度</b>	<b>26</b>	<b>169</b>	<b>1,481,140</b>

(4) 精神科通院医療費公費負担制度

精神科通院医療費の自己負担を軽減する制度です。

単位：件

障がい福祉課調

年 度	利用件数
26年度	1,966
27年度	2,026
28年度	2,144
29年度	2,204
<b>30年度</b>	<b>2,325</b>

### 3 手 当

(1) 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅障がい児に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
26年度	14,140	667	56	9,435,860
27年度	14,480	702	59	10,125,520
28年度	14,600	702	59	10,235,160
29年度	14,580	665	55	9,697,880
<b>30年度</b>	<b>14,650</b>	<b>690</b>	<b>57</b>	<b>10,100,030</b>

(2) 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする、20歳以上の在宅障がい者に支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
26年度	26,000	739	62	19,224,020
27年度	26,620	758	63	20,101,080
28年度	26,830	737	61	19,747,670
29年度	26,810	752	63	20,163,580
<b>30年度</b>	<b>26,940</b>	<b>764</b>	<b>64</b>	<b>20,566,040</b>

(3) 経過的福祉手当

昭和61年4月1日の年金制度改正に伴う法改正の際、従来の福祉手当の受給資格者のうち20歳以上で特別障害者手当又は障害基礎年金の支給を受けることができない方について、引き続き支給要件に該当する間に限って従来どおり福祉手当を支給しています。所得により支給制限があります。

単位：円、人

障がい福祉課調

年 度	手当月額	延べ受給者数	月平均受給者数	支給総額
26年度	14,140	24	2	339,520
27年度	14,480	24	2	346,160
28年度	14,600	15	1	218,520
29年度	14,580	9	1	131,260
<b>30年度</b>	<b>14,650</b>	<b>11</b>	<b>1</b>	<b>161,010</b>

(4) 神奈川県在宅重度障害者等手当

8月1日現在で、6か月以上県内に居住している重複重度障がい者等に対し、神奈川県から支給されます。新規手帳取得で65歳以上の方は該当しません。既に療育手帳を取得されている方は該当します。

ア 受給対象者

要 件 (いずれかに該当する方)	年支給額
身体障害者手帳1・2級で、かつ療育手帳A1・2、B1の方	60,000円
身体障害者手帳1・2級で、かつ知能指数50以下の方	
身体障害者手帳1・2級で、かつ精神障害者保健福祉手帳1級の方	
精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ療育手帳A1・2の方	
精神障害者保健福祉手帳1級で、かつ知能指数35以下の方	
身体障害者手帳3級で、精神障害者保健福祉手帳1級、かつ療育手帳B1又は知能指数50以下の方	
特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方	

イ 受給者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	受給者数
26年度	128
27年度	144
28年度	138
29年度	115
<b>30年度</b>	<b>128</b>

(5) 座間市心身障害者手当

心身障がい者の福祉の増進に寄与することを目的として、年1回支給しています。

4月1日時点で障がい等級・年齢・所得（課税）状況・他手当の受給状況・施設に入所しているか否か・市内に1年以上居住しているかについての要件を満たす方が対象となります。

ア 支給基準

身障手帳	療育手帳	精神手帳	年 額
1・2級	A1・2	1級	15,000円

イ 支給状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	身障手帳		療育手帳		精神手帳	
	1・2級		A1・2		1級	
	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額	受給者数	支給金額
26年度	56	840,000	17	255,000	18	270,000
27年度	49	735,000	15	225,000	13	195,000
28年度	44	660,000	16	240,000	9	135,000
29年度	39	585,000	13	195,000	9	135,000
<b>30年度</b>	<b>36</b>	<b>540,000</b>	<b>14</b>	<b>210,000</b>	<b>5</b>	<b>75,000</b>

(6) 重度障害者介護手当

日常生活動作が自立していない在宅の重度障がい者（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳A1・A2を所持している方及び重度知的障がいと判定された方）を常時介護している方に対して年額10万円を支給しています。

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	受給者数	支給総額
26年度	1	100,000
27年度	1	100,000
28年度	0	0
29年度	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

(7) 心身障害者扶養共済

心身障がい児・者（知的障がい、身体障害者手帳1～3級を所持する方、精神障がい）を扶養している方が加入し掛金を納付した場合、加入者が死亡又は重度の障がい者となったとき心身障がい児者に年金を支給しています。1口加入で月額2万円、2口加入で月額4万円支給されます。

4 日常生活の支援

(1) 補装具の交付・修理

身体障がい者の障がいのある部分を補って、必要な身体機能を獲得し補うために用いられる用具の交付及び修理を行っています。

ア 身体障がい者補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
26年度	102	13,131,814	475,345	13,607,159
27年度	93	7,688,449	193,242	7,881,691
28年度	79	9,083,948	302,018	9,385,966
29年度	90	10,206,922	304,527	10,511,449
<b>30年度</b>	<b>89</b>	<b>10,462,425</b>	<b>361,471</b>	<b>10,823,896</b>

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
26年度	72	3,478,855	127,571	3,606,426
27年度	80	3,234,276	165,252	3,399,528
28年度	76	4,505,235	97,221	4,602,456
29年度	105	6,043,792	273,812	6,317,604
<b>30年度</b>	<b>80</b>	<b>3,258,135</b>	<b>150,274</b>	<b>3,408,409</b>

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
26年度	174	16,610,669	602,916	17,213,585
27年度	173	10,922,725	358,494	11,281,219
28年度	155	13,589,183	399,239	13,988,422
29年度	195	16,250,714	578,339	16,829,053
<b>30年度</b>	<b>169</b>	<b>13,720,560</b>	<b>511,745</b>	<b>14,232,305</b>

イ 身体障がい者補装具種別件数

単位：件、円

(平成30年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義肢	11	3,050,882	137,852	3,188,734
装具	27	2,232,632	67,904	2,300,536
盲人安全つえ	5	27,020	0	27,020
遮光眼鏡	4	138,139	3,584	141,723
矯正眼鏡	1	22,846	0	22,846
補聴器	28	1,572,440	44,544	1,616,984
車いす	8	1,653,706	22,865	1,676,571
電動車いす	2	1,088,282	74,400	1,162,682
歩行補助つえ	1	15,092	1,676	16,768
義眼	1	77,814	8,646	86,460
重度障害者用意思伝達装具	1	583,572	0	583,572
合 計	89	10,462,425	361,471	10,823,896

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
義肢	4	391,344	31,941	423,285
装具	18	299,662	9,522	309,184
座位保持装置	2	111,035	0	111,035
補聴器	11	218,029	11,525	229,554
車いす	35	1,559,975	49,118	1,609,093
電動車いす	10	678,090	48,168	726,258
合 計	80	3,258,135	150,274	3,408,409

ウ 身体障がい児補装具の交付・修理状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
26年度	61	12,116,733	692,620	12,809,353
27年度	48	7,334,189	482,968	7,817,157
28年度	35	6,420,339	389,408	6,809,747
29年度	35	8,442,670	527,404	8,970,074
<b>30年度</b>	<b>30</b>	<b>4,311,274</b>	<b>460,484</b>	<b>4,771,758</b>

年 度	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
26年度	23	662,395	39,917	702,312
27年度	18	852,792	68,390	921,182
28年度	12	298,591	9,670	308,261
29年度	14	429,618	35,526	465,144
<b>30年度</b>	<b>15</b>	<b>1,144,764</b>	<b>122,307</b>	<b>1,267,071</b>

年 度	合 計			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
26年度	84	12,779,128	732,537	13,511,665
27年度	66	8,186,981	551,358	8,738,339
28年度	47	6,718,930	399,078	7,118,008
29年度	49	8,872,288	562,930	9,435,218
<b>30年度</b>	<b>45</b>	<b>5,456,038</b>	<b>582,791</b>	<b>6,038,829</b>

エ 身体障がい児補装具種別件数

単位：件、円

(平成30年度) 障がい福祉課調

種 別	交 付			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
装具	12	1,523,701	187,658	1,711,359
座位保持装置	2	325,335	27,725	353,060
補聴器	1	71,966	7,996	79,962
車いす	10	2,203,230	225,303	2,428,533
座位保持いす	1	80,800	0	80,800
歩行器	2	76,058	8,450	84,508
歩行補助つえ	2	30,184	3,352	33,536
<b>合 計</b>	<b>30</b>	<b>4,311,274</b>	<b>460,484</b>	<b>4,771,758</b>

種 別	修 理			
	件 数	金 額		
		公費負担	自己負担	計
装具	3	224,010	24,889	248,899
座位保持装置	2	137,839	15,315	153,154
補聴器	1	221,263	24,584	245,847
車いす	9	561,652	57,519	619,171
<b>合 計</b>	<b>15</b>	<b>1,144,764</b>	<b>122,307</b>	<b>1,267,071</b>

(2) 重度障がい者住宅設備改良費助成状況

玄関、浴室、便所等の設備の改造工事を行う費用について、80万円を限度として助成してあります。所得により制限があります。

- ・対 象 ① 身体障害者手帳1・2級
- ② 療育手帳A1・A2、知能指数35以下
- ③ 視覚、下肢、体幹で身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1又は知能指数50以下

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	助成額
26年度	8	5,241,002
27年度	3	2,133,334
28年度	1	800,000
29年度	3	1,410,878
<b>30年度</b>	<b>3</b>	<b>1,729,400</b>



(3) 障害者施設通所交通費の助成（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の障害福祉サービスを提供する施設又は地域活動支援センターⅢ型に通所している方の交通費を助成しています。

ア 助成の内容

- ・交通機関利用の場合
  - ① 3か月の定期乗車券の額の2分の1を上限とし、運賃の2分の1の額に通所日数を乗じた額を助成（身体・知的障がい者）
  - ② 3か月の定期乗車券の額を上限とし、運賃に通所日数を乗じた額を助成（精神障がい者）
- ・自家用車利用の場合 通所に要するガソリン代（身体・知的障がい者）
 

（片道）	5 km未満	月額	2, 0 0 0 円
	5 ～ 1 0 km	月額	3, 0 0 0 円
	1 0 km以上	月額	5, 0 0 0 円

イ 助成状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	人 数	金 額
26年度	277	10, 772, 825
27年度	277	12, 006, 888
28年度	320	12, 899, 979
29年度	340	14, 001, 045
<b>30年度</b>	<b>338</b>	<b>15, 188, 642</b>

(4) 居宅介護等事業（身体介護、家事援助、通院介助、行動援護、同行援護）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者、精神障がい者の地域生活を支える身体介護や家事等、居宅生活全般にわたる援助及び外出支援の移動介護を行います。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	1, 542	81, 549, 697
27年度	1, 799	97, 765, 695
28年度	1, 895	101, 534, 449
29年度	1, 938	119, 590, 893
<b>30年度</b>	<b>1, 782</b>	<b>132, 332, 222</b>

(5) 精神保健福祉に関する相談、訪問

単位：件

障がい福祉課調

年 度	面 接	電 話	訪 問
26年度	209	841	176
27年度	268	1,098	155
28年度	209	1,322	110
29年度	255	1,031	83
<b>30年度</b>	<b>194</b>	<b>785</b>	<b>182</b>

(6) 児童発達支援等事業（児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所訪問支援）

障がい児が、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導や訓練を受けるものです。平成24年度から児童福祉法の適用による給付を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	2,786	119,121,147
27年度	3,374	163,830,283
28年度	4,349	224,688,577
29年度	5,294	294,286,095
<b>30年度</b>	<b>6,373</b>	<b>328,953,182</b>

(7) 短期入所事業（ショートステイ）

身体障がい（児）者、知的障がい（児）者の介護を行なう者や保護者の疾病、その他の理由により、障害者支援施設、障害児入所支援施設等に短期間入所し、適切な支援を行うものです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	958	46,028,895
27年度	1,235	58,741,508
28年度	1,242	66,518,631
29年度	1,353	69,462,372
<b>30年度</b>	<b>1,395</b>	<b>66,309,086</b>

(8) 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）

地域において共同生活を営む知的障がい者に対し、寄り添う日常生活上の援助を行なっています。

平成26年4月に障害者総合支援法が改正され、ケアホームとグループホームが一元化されました。

単位：人、円

障がい福祉課調

年度	延べ人数	金額
26年度	1,016	177,189,609
27年度	1,234	195,916,606
28年度	1,200	212,964,148
29年度	1,346	232,564,671
<b>30年度</b>	<b>1,469</b>	<b>270,241,429</b>

(9) グループホーム別入所状況

単位：件、人

障がい福祉課調

年度	事業所数	入所者数
26年度	54	75
27年度	60	83
28年度	64	82
29年度	68	89
<b>30年度</b>	<b>73</b>	<b>109</b>

(10) 地域活動支援センター事業

単位：円

障がい福祉課調

年 度	えのきの里（昭和63年4月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
26年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	2,500,000	0	12,538,000
27年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	2,500,000	0	12,538,000
28年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	2,500,000	0	12,538,000
29年度	6,000,000	1,500,000	2,538,000	2,486,000	0	12,524,000
<b>30年度</b>	<b>6,000,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>2,632,000</b>	<b>2,400,000</b>	<b>0</b>	<b>12,532,000</b>

年 度	緑の家（平成7年4月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
26年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	2,490,000	500,000	13,122,000
27年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	2,490,000	500,000	13,122,000
28年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	2,494,500	500,000	13,126,500
29年度	6,000,000	1,500,000	2,632,000	1,060,000	500,000	11,692,000
<b>30年度</b>	<b>H30. 3. 31をもって事業廃止</b>					<b>30年度実績はありません。</b>

年 度	ウィンディーザマ（平成8年5月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
26年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	800,000	500,000	11,244,000
27年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	800,000	500,000	11,244,000
28年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	1,270,000	500,000	11,714,000
29年度	6,000,000	1,500,000	2,444,000	1,167,000	500,000	11,611,000
<b>30年度</b>	<b>6,000,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>2,444,000</b>	<b>1,218,000</b>	<b>500,000</b>	<b>11,662,000</b>

年 度	かざぐるま（平成16年4月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
26年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,610,000	0	12,024,000
27年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,105,000	500,000	13,019,000
28年度	6,000,000	1,500,000	2,867,000	2,218,000	500,000	13,085,000
29年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	2,446,000	500,000	13,360,000
<b>30年度</b>	<b>6,000,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>2,914,000</b>	<b>2,413,000</b>	<b>500,000</b>	<b>13,327,000</b>

年 度	神奈川ライトハウス（平成21年4月開所）					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
26年度	6,000,000	1,500,000	2,867,000	1,830,000	500,000	12,697,000
27年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,830,000	500,000	12,744,000
28年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,830,000	500,000	12,744,000
29年度	6,000,000	1,500,000	2,914,000	1,942,000	500,000	12,856,000
<b>30年度</b>	<b>6,000,000</b>	<b>1,500,000</b>	<b>2,914,000</b>	<b>1,922,000</b>	<b>500,000</b>	<b>12,836,000</b>

年 度	tisse (平成25年4月開所) I型					計
	基礎的事業	機能強化事業	地域拠点事業	フレキシブル事業	運営基盤安定事業	
26年度	6,000,000	6,000,000	2,632,000	3,548,000	500,000	18,680,000
27年度	6,000,000	6,000,000	2,820,000	3,622,000	500,000	18,942,000
28年度	6,000,000	6,000,000	2,773,000	3,632,000	500,000	18,905,000
29年度	6,000,000	6,000,000	2,773,000	3,452,000	500,000	18,725,000
<b>30年度</b>	<b>6,000,000</b>	<b>6,000,000</b>	<b>2,914,000</b>	<b>3,458,000</b>	<b>500,000</b>	<b>18,872,000</b>

※① 地域拠点事業：地域ネットワーク事業、地域交流事業、地域拠点事業

② フレキシブル事業：専門職員配置事業、制度のはざま対応事業、重度障害者対応事業、インターンシップ等事業、時間延長事業、休日開所事業、ピアサポート事業

(11) 理髪・美容利用の助成事業

身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2を所持している方が、65歳未満で障がいによる寝たきりの状態にあり、理髪・美容店に行けない方、又は障がい者が属する世帯全員の前年度分の市・県民税が非課税世帯の方に費用の一部を助成します。

ア 申請者数

単位：人

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
26年度	8	57	65
27年度	10	57	67
28年度	8	54	62
29年度	8	48	56
<b>30年度</b>	<b>5</b>	<b>50</b>	<b>55</b>

イ 利用枚数

単位：枚

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
26年度	27	237	264
27年度	36	249	285
28年度	23	237	260
29年度	24	201	225
<b>30年度</b>	<b>17</b>	<b>204</b>	<b>221</b>

ウ 利用金額

単位：円

障がい福祉課調

年 度	出張券	助成券	計
26年度	153,900	474,000	627,900
27年度	205,200	498,000	703,200
28年度	131,100	474,000	605,100
29年度	136,800	402,000	538,800
<b>30年度</b>	<b>96,900</b>	<b>408,000</b>	<b>504,900</b>

※出張券1枚＝5,700円、助成券1枚2,000円

5 移動手段の確保

(1) 福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券、福祉タクシー利用券

タクシー利用券を、1か月につき500円券2枚交付します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限が年度内にある場合に支給します。

※福祉タクシー利用券、バス回数券支給と重複してサービスを受けることはできません。

ア 福祉タクシー（自動車燃料給油）利用券

※H28年度から福祉タクシー利用券と自動車燃料費助成券を一本化

- ・対象者 視覚・肢体1・2級、内部機能障害者1級、療育手帳A1・A2、特定疾患  
り患者、精神障害者保健福祉手帳（1級）と自立支援医療受給者証（精神通院）をお持  
ちの方

イ 福祉タクシー利用券

- ・対象者 精神保健福祉手帳（2～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）をお持  
ちの方

ウ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者数	利用枚数	金 額
26年度	1,490	67,972	11,750,000
27年度	1,372	71,113	12,287,700
28年度	2,248	43,806	21,903,000
29年度	2,285	44,389	22,194,500
<b>30年度</b>	<b>2,262</b>	<b>44,513</b>	<b>22,256,500</b>

## (2) バス回数券の支給

在宅精神障がい者の社会参加及び生活圏の拡大を支援するため、バスを利用できる回数券（1か月につき10円券110枚つづりを1冊）を支給します。申請月によって年間の交付枚数は異なります。精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証（精神通院）の有効期限が年度内にある場合に支給します。

ア 対象者 精神障害者保健福祉手帳（1～3級）と自立支援医療受給者証（精神通院）  
をお持ちの方

イ 利用状況

単位：人、枚、円

障がい福祉課調

年 度	申請者延人数	支給枚数	金 額
26年度	348	2,718	2,718,000
27年度	257	2,722	2,722,000
28年度	256	2,737	2,737,000
29年度	254	2,685	2,685,000
<b>30年度</b>	<b>262</b>	<b>2,944</b>	<b>2,944,000</b>

## 6 税金の控除・減免

### (1) 所得税及び市県民税の控除

所得税及び市県民税額の計算の基礎となる総所得から、障がい程度や扶養の状況（障がい者本人、配偶者、扶養親族等）に応じて一定の金額の控除を受けることができます。

### (2) 相続税の控除

相続人が障がい者のときは、相続税の額から一定の金額を差し引くことができます。

### (3) 自動車税・取得税の減免

障がい者の方一人につき1台のみで、次の①または②に該当する場合、自動車税・取得税の減免を受けることができます。なお、障がいの程度や部位により該当しない場合があります。

①障がい者の方または同一生計の家族が所有し運転する車

②障がい者等のみで構成される世帯の、障がい者が所有する車

（ただし常時介護する方が使用する場合に限る）

### (4) 軽自動車税の減免

障がい者の方一人につき1台のみで、普通自動車の減免を受けていない本人又は同一生計の家族が所有し運転する軽自動車（排気量125CC以下の原動機付自転車、軽二輪車、排気量660CC未満の軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車）については減免を受ける

ことができます。

## 7 交通機関等の割引

### (1) JR運賃等の割引

身体障害者手帳又は療育手帳を乗車券購入の際に窓口で手帳を提示することで運賃等が割引されます。

- ・第1種障害者：介護者とともに50%の割引（単独の場合は片道100kmを越える区間）
- ・第2種障害者：本人のみ片道100kmを越える区間50%の割引

※① 小児定期乗車券、急行回数券及び特急券については適用されません。

- ② 一部私鉄でも割引が受けられます。

### (2) 航空旅客運賃の割引

障がいの程度、部位により、国内線各社定期航空路線の運賃が割引されます。航空券購入の際に窓口で手帳を提示してください。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

- ・第1種障害者：単独又は介護者とともに搭乗する場合、本人及び介護者1人
- ・第2種障害者：本人のみ

### (3) バス運賃の割引

身体障害者又は療育手帳を乗車券購入の際に提示することで運賃等が割引されます。

- ・第1種障害者：本人及び介護者1人につき乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%の割引
- ・第2種障害者：本人のみ乗車運賃50%の割引、定期乗車券30%割引

※① 定期乗車券購入の際は、福祉事務所長発行の割引証が必要になります。

- ② 一部バス会社には適用されない場合があります。

### (4) 有料道路通行料金の割引

割引にあたり、市が承諾した障害者手帳を提示することにより、日本道路公団等の有料道路通行料金が50%割引されます。

- ・第1種又は第2種の障がい者が自ら運転する場合
- ・第1種の障がい者を同乗させて、その家族が運転する場合

※ETCによる割引を受ける場合は、事前に市で受付後に発行する「ETC利用対象者証明書」を有料道路事業者の設置する窓口へ送付し、登録したETCカードが必要です。



## 8 公共料金等の減免

### (1) NHK放送受信料の減免

市で受付し交付された「申請書兼証明書」をNHKに送付することで減免を受けることができます。

- ・全額免除対象：身体障がい者、知的障がい者・精神障がい者が属する市県民税非課税世帯
- ・半額免除対象：世帯主と契約者が同一で、視覚・聴覚障がいの方、身体障害者手帳1・2級の方、療育手帳A1・A2の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

### (2) 水道料金の減免

同一居所にお住まいの方全員が市区町村民税非課税であり、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方がいる場合は、水道基本料金を減免することができます。

### (3) 公共下水道使用料の減免

同一居所にお住まいの方全員が市区町村民税非課税であり、身体障害者手帳1～3級、療育手帳A1～B1又は精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方がいる場合は、下水道基本使用料を減免することができます。

### (4) し尿収集手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯を対象に手数料を減免することができます。

### (5) 生活排水処理手数料の減免

障害者手帳所持している世帯を対象に手数料を減免することができます。

### (6) 粗大ごみ収集手数料の減免

障害者手帳を所持している世帯を対象に年間5点まで手数料を減免することができます。

## 9 スポーツ・レクリエーション活動の支援

### (1) 神奈川県障害者スポーツ大会

神奈川県・神奈川県身体障害者連合会の主催により開催されるスポーツ大会への参加を支援しています。

### (2) 神奈川県ゆうあいピック大会

神奈川県内の知的障がい児者を対象としたスポーツ大会への参加を支援しています。

(3) 全国障害者スポーツ大会

障がい者のスポーツの一層の発展を図るとともに、社会の理解と認識を深め、知的障がい者、身体障がい者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的に開催されています。

(4) 座間・海老名二市合同身体障害者運動会

両市の身体障がい者団体の主催により、社会参加の促進、親睦、交流を目的に毎年開催されています。運営、参加について支援しています。

(5) 障害者スポーツ教室

障がい者のスポーツやレクリエーション活動への参加は、心身の健康を増進するだけでなく、障がい者の生活を豊かにし、スポーツの場で交流や触れ合いを通じて障がい者の社会参加を推進するものであり、月1回（4月・12月は除く）市民体育館で開催しています。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	参加延べ人数
26年度	245
27年度	288
28年度	287
29年度	240
<b>30年度</b>	<b>150</b>

## 10 障害福祉相談員活動

障害福祉相談員は、市長から委嘱を受け、障がい者のいる家庭への訪問活動や日常生活の身近な相談相手として活動しています。本市では6人の方が障害福祉相談員に委嘱されています。

## 1.1 その他の障がい福祉サービス

### (1) 介護給付

#### ア 生活介護

常時介護を要する障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、主に生活能力向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	2,539	513,168,066
27年度	2,804	550,457,474
28年度	2,812	570,173,783
29年度	2,816	596,358,043
<b>30年度</b>	<b>2,841</b>	<b>628,513,975</b>

#### イ 施設入所支援

地域生活が困難な障がい者を対象とした主に夜間に提供している介護サービスです。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	921	128,990,883
27年度	1,007	122,123,264
28年度	990	145,502,558
29年度	1,007	151,423,099
<b>30年度</b>	<b>1,007</b>	<b>159,232,216</b>

### (2) 訓練等給付

#### ア 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	14	1,600,467
27年度	11	1,398,502
28年度	4	265,257
29年度	50	4,538,730
<b>30年度</b>	<b>24</b>	<b>2,980,953</b>

イ 自立訓練（生活訓練）

知的障がい者又は精神障がい者を対象とし、障がい者支援施設等において、生活能力の維持及び向上のために必要な訓練等を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	75	6,539,926
27年度	81	5,603,193
28年度	47	5,413,213
29年度	50	5,244,127
<b>30年度</b>	<b>38</b>	<b>4,195,184</b>

ウ 宿泊型自立訓練

自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している方等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	24	3,149,094
27年度	37	4,017,496
28年度	15	1,496,920
29年度	32	2,697,694
<b>30年度</b>	<b>13</b>	<b>1,574,684</b>

エ 就労移行支援

就労希望者を対象とし、有期のプログラムにより、職場実習等の訓練を通じ就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	274	44,622,304
27年度	420	70,712,878
28年度	468	79,940,923
29年度	600	93,228,460
<b>30年度</b>	<b>611</b>	<b>99,293,047</b>

## オ 就労継続支援A型

自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、雇用契約に基づく、通所により就労に必要な知識及び能力の向上のために訓練をし、一般就労への移行に向けて支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	116	12,477,972
27年度	242	28,956,609
28年度	241	32,817,345
29年度	336	44,955,871
<b>30年度</b>	<b>388</b>	<b>54,105,708</b>

## カ 就労継続支援B型

就労が困難な障がい者を対象とし、雇用契約を結ばず、継続的に生産活動に係る必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	2,082	220,913,328
27年度	2,421	239,032,003
28年度	2,807	262,796,207
29年度	2,998	303,041,115
<b>30年度</b>	<b>3,128</b>	<b>326,613,028</b>

## 12 地域生活支援事業

障がいのある方が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた事業を実施しています。

障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年10月より開始した事業です。

### (1) 相談支援事業

障がいのある方やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を、障がい福祉課及び委託相談支援事業所で行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	相談件数	委託料
26年度	5,168	29,092,379
27年度	7,603	30,000,000
28年度	5,843	32,030,000
29年度	6,149	32,230,000
<b>30年度</b>	<b>6,461</b>	<b>36,280,000</b>

(2) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚、その他の障がいのため情報の取得が困難な方のために、手話通訳・要約筆記者の派遣、点訳・音訳・音声コードによる公文書の発行、手話奉仕員養成講習会の開催等を行っています。

ア 手話通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣件数	金 額
26年度	375	2,282,290
27年度	421	2,729,810
28年度	454	2,808,490
29年度	503	2,809,614
<b>30年度</b>	<b>548</b>	<b>3,064,875</b>

イ 要約筆記通訳者派遣状況

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	派遣件数	金 額
26年度	30	221,154
27年度	45	163,600
28年度	50	524,960
29年度	41	389,700
<b>30年度</b>	<b>69</b>	<b>341,200</b>

(3) 日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある方の日常生活の便宜を図るため、日常生活用具を給付しています。

ア 重度身体障害者（児）日常生活用具給付の状況

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	身体障がい者		身体障がい児		計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
26年度	1,855	19,969,154	271	2,917,326	2,126	22,886,480
27年度	2,036	21,170,353	189	2,137,166	2,225	23,307,519
28年度	2,451	24,216,350	203	1,785,552	2,654	26,001,902
29年度	2,315	22,302,648	270	2,791,909	2,585	25,094,557
<b>30年度</b>	<b>2,445</b>	<b>22,653,202</b>	<b>213</b>	<b>1,896,566</b>	<b>2,658</b>	<b>24,549,768</b>

イ 身体障がい者日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成30年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
ストマ用装具	2,155	16,415,133	992,758	17,407,891
便器（ポータブルトイレ）手すり付	1	5,400	0	5,400
紙おむつ	232	2,614,644	56,434	2,671,078
視覚障害者用拡大読書器	2	376,200	19,800	396,000
視覚障害者用ポータブルレコーダー	5	350,320	21,800	372,120
特殊便器	1	95,451	10,605	106,056
聴覚障害者用屋内信号装置	4	289,270	22,430	311,700
聴覚障害者用通信装置	3	112,159	0	112,159
点字図書	4	15,300	3,100	18,400
電気式たん吸引器	7	383,520	24,618	408,138
特殊マット	2	195,629	14,891	210,520
特殊寝台	4	569,800	46,200	616,000
ネブライザー	2	67,716	0	67,716
入浴補助用具	4	209,060	18,000	227,060
火災警報器	1	13,950	1,550	15,500
居宅生活動作補助用具	2	315,983	35,109	351,092
盲人用時計（音声・触読式）	1	10,300	0	10,300
頭部保護帽	3	64,387	3,675	68,062
動脈血中酸素飽和度測定器	1	22,900	2,544	25,444
情報バリアフリー通信ソフト	2	54,300	5,400	59,700
透析液加温器	1	45,000	5,000	50,000
歩行支援用具	5	250,310	8,834	259,144
体位変換器	1	7,560	0	7,560
聴覚障害者用情報受信装置	2	168,910	8,890	177,800
合計	2,445	22,653,202	1,301,638	23,954,840

ウ 身体障がい児日常生活用具給付種別件数

単位：件、円

(平成30年度) 障がい福祉課調

種 別	件数	金 額		
		公費助成額	本人負担額	計
紙おむつ	210	1,771,775	158,365	1,930,140
入浴補助用具	1	20,700	2,300	23,000
頭部保護帽	1	14,091	1,565	15,656
特殊マット	1	90,000	10,000	100,000
合計	213	1,896,566	172,230	2,068,796

(4) 移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のために外出するときの移動の介護を行っています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	件 数	金 額
26年度	1,349	32,297,895
27年度	1,248	31,686,767
28年度	1,340	31,422,767
29年度	1,378	28,113,768
<b>30年度</b>	<b>1,483</b>	<b>28,780,536</b>

(5) 訪問入浴サービス事業

原則、満18歳以上満65歳未満の寝たきり等の状態にある重度身体障がいにある方で、家庭において入浴をさせることが困難な方に訪問入浴サービスを実施しています。

単位：人、回、円

障がい福祉課調

年 度	延べ人数	延べ実施回数	金 額
26年度	151	1,129	13,312,947
27年度	112	828	9,711,804
28年度	114	657	7,741,851
29年度	139	768	9,055,224
<b>30年度</b>	<b>141</b>	<b>877</b>	<b>10,294,911</b>

(6) 日中一時支援事業

障がいのある方の日中における活動の場を確保し、その家族等の就労支援及び一時的な負担軽減を図っています。

- ・ 対 象 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者で、原則、就学児以上65歳未満の方  
※事業所ごとに対象は異なります。
- ・ 場 所 委託事業所：アガペサポートセンター、緑の家  
指定登録事業所：赤い屋根、虹の家、たんぽぽの家、愛の森学園、七沢学園、星谷学園、スカイプラザ、てまりホームヘルプサービス、デイセンター永耕、歩会

単位：人、時間、円

障がい福祉課調

年 度	実施箇所数	利用者延べ人数	利用延べ時間	金 額
26年度	9	7,476	34,652	71,437,294
27年度	11	8,095	38,515	79,219,942
28年度	10	8,823	41,475	83,255,167
29年度	10	9,085	41,160	85,697,322
<b>30年度</b>	<b>10</b>	<b>9,413</b>	<b>42,572</b>	<b>91,414,689</b>



(7) 自動車運転免許取得・自動車改造事業

ア 自動車運転訓練費用の助成

身体障がいのある方が、運転免許を取得するために自動車教習所等において技能検定に合格するまでに要した費用の2/3以内の額で10万円を限度として助成しています。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
26年度	0	0
27年度	2	200,000
28年度	1	100,000
29年度	0	0
<b>30年度</b>	<b>2</b>	<b>200,000</b>

イ 自動車改造費用の助成

身体障がいのある方が、自ら所有し運転する自動車のハンドル、アクセル、ブレーキ等を改造する費用を、10万円を限度に助成しています。所得により制限があります。

単位：件、円

障がい福祉課調

年 度	助成件数	金 額
26年度	4	477,000
27年度	0	0
28年度	2	188,000
29年度	2	200,000
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>100,000</b>

### 13 施設

障がいのある部位や程度に応じた、日常生活動作や作業的な訓練を目的とした入所又は通所で施設訓練等支援を活用しています。

#### (1) 身体・知的・精神障がい者施設入所、通所状況

単位：件、人

(各年4月1日現在) 障がい福祉課調

年 度	居住系		日中活動系			
	施設入所		生活介護		就労移行	
	事業所数	入所者数	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
26年度	33	76	69	203	16	43
27年度	33	78	74	208	21	24
28年度	33	82	72	222	22	38
29年度	31	84	74	221	21	43
<b>30年度</b>	<b>31</b>	<b>83</b>	<b>74</b>	<b>230</b>	<b>22</b>	<b>46</b>

年 度	日中活動系			
	就労継続A型		就労継続B型	
	事業所数	通所者数	事業所数	通所者数
26年度	7	11	44	170
27年度	11	12	45	174
28年度	11	20	46	196
29年度	13	31	56	230
<b>30年度</b>	<b>11</b>	<b>33</b>	<b>61</b>	<b>245</b>

#### (2) 療養介護給付費、療養介護医療費

単位：人、円

障がい福祉課調

年 度	入所者数	金 額
26年度	20	55,617,205
27年度	13	53,698,946
28年度	19	63,013,497
29年度	22	72,987,437
<b>30年度</b>	<b>22</b>	<b>75,737,032</b>

14 育児教室、もくせい園、サニーキッズ、通園センター（サン・ホープ）

(1) 乳幼児発達支援事業（育児教室、個別相談、巡回訪問相談）

ア 育児教室

単位：人

障がい福祉課調

年 度	在籍児数	教室別		
		にこにこ教室	わくわく教室	すくすく教室
26年度	48	8	19	21
27年度	29	7	12	10
28年度	42	8	15	19
29年度	44	9	26	9
<b>30年度</b>	<b>53</b>	<b>9</b>	<b>30</b>	<b>14</b>

年 度	修了児の処遇			
	育児教室継続	サニーキッズ	幼稚園	その他
26年度	7	4	18	19
27年度	9	4	4	12
28年度	6	16	6	14
29年度	5	5	8	26
<b>30年度</b>	<b>10</b>	<b>8</b>	<b>12</b>	<b>23</b>

※① にこにこ教室：一人歩きができる前の幼児が対象

② わくわく教室：一人歩きができる程度から3歳児までの幼児が対象

③ すくすく教室：3歳0か月以上の幼児が対象

イ 個別相談

単位：件

障がい福祉課調

年 度	理学療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
26年度	3	45	19	67
27年度	1	38	21	60
28年度	1	31	24	56
29年度	0	14	21	35
<b>30年度</b>	<b>10</b>	<b>31</b>	<b>29</b>	<b>70</b>

年 度	作業療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
26年度	1	53	46	100
27年度	0	42	63	105
28年度	0	34	80	114
29年度	0	36	25	61
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>64</b>	<b>26</b>	<b>90</b>

年 度	言語聴覚療法相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
26年度	1	65	106	172
27年度	27	56	60	143
28年度	1	45	102	148
29年度	0	101	47	148
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>65</b>	<b>86</b>	<b>152</b>

年 度	心理相談			
	育児教室	児童発達支援事業	その他	計
26年度	45	93	176	314
27年度	43	48	298	389
28年度	44	64	251	359
29年度	23	100	168	291
<b>30年度</b>	<b>80</b>	<b>86</b>	<b>304</b>	<b>470</b>

ウ 発達相談

乳幼児期の運動発達面での心配について、理学療法士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：件

障がい福祉課調

年 度	相談件数
26年度	75
27年度	92
28年度	50
29年度	79
<b>30年度</b>	<b>92</b>

エ 巡回訪問相談

単位：件

障がい福祉課調

年 度	理学療法士	作業療法士	言語聴覚士	臨床心理士	計
26年度	1	2	9	28	45
27年度	6	1	0	32	45
28年度	2	3	0	54	59
29年度	0	0	0	85	85
<b>30年度</b>	<b>4</b>	<b>1</b>	<b>0</b>	<b>151</b>	<b>156</b>

(2) 児童発達支援事業（サニーキッズ）

所在地 座間市緑ヶ丘1-2-1（座間市立総合福祉センター内）

電 話 046（252）7176

利用児が心身ともに豊かな生活を送れるよう、発達における相談を多角的視点から支援し、日常生活における基本的習慣の習得と社会性の発達を促すことを目的として実施しています。

※① 平成20年度、「サン・ホープ」から「サニーキッズ」に名称変更。

② 平成20年度から、業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託。

③ 平成24年度、法改正に伴い、児童デイサービス事業の根拠法令が児童福祉法になったため、児童発達支援事業へ名称変更。

④ 平成28年度から学齢児ムーブメント廃止。

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通園 児数	年齢別					障がい別				交流 保育 参加数
		2歳児 以内	3歳児	4歳児	5歳児	小学生	知的 障がい	肢体 不自由	重症 心身	その他	
26年度	72	8	7	13	6	38	44	5	5	18	51
27年度	66	7	6	9	13	31	42	4	5	15	50
28年度	42	17	13	8	4	0	18	3	3	18	22
29年度	40	8	13	12	7	0	24	1	3	12	53
<b>30年度</b>	<b>35</b>	<b>6</b>	<b>11</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>0</b>	<b>20</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>13</b>	<b>64</b>

年 度	退園児の処遇									
	保育園	幼稚園	小学校 普通 学級	小学校 特別 支援 学級	養護 学校 小学部	聾学校 (小)	盲学校 (小)	中学校 特別 支援 学級	養護 学校 中学部	その他
26年度	0	6	0	2	2	0	0	0	0	0
27年度	2	6	0	2	4	0	0	0	0	0
28年度	1	7	0	3	1	0	0	0	0	1
29年度	0	3	0	2	1	0	0	0	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>6</b>	<b>4</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

※① 人数は年度途中の入退所児を含めたもの。

② 「交流保育」とは市内の保育園との定期交流。

(3) 障害者支援施設「もくせい園」～生活介護事業所～

所在地 座間市栗原中央6-7-27

電話 046(253)0804

FAX 046(254)7717

18歳以上の知的障がい者の社会参加について、生活の支援、スポーツ・レクリエーション、作業を通して支援しています。

【沿革】

昭和58年4月 心身障害者訓練施設として「もくせい園」を開設

平成元年6月 知的障がい者の訓練事業を開始

それに伴い在宅障害者デイサービス事業を「サン・ホープ」に移行

平成4年4月 知的障害者福祉法の更生施設として再スタート

平成19年4月 業務の一部を社会福祉法人日本キリスト教奉仕団に委託

平成20年4月 障害者自立支援法（生活介護）へ移行

社会福祉法人日本キリスト教奉仕団を指定管理者に指定

単位：人

障がい福祉課調

年 度	通所者数	年齢別				退園後の処遇		
		18~20歳	21~30歳	31~40歳	41歳以上	地域 作業所	他施設	その他
26年度	31	3	11	5	12	0	0	0
27年度	30	2	8	8	12	0	2	0
28年度	30	3	8	7	12	0	0	0
29年度	30	3	6	9	12	0	0	0
<b>30年度</b>	<b>30</b>	<b>3</b>	<b>5</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>0</b>	<b>2</b>	<b>0</b>

※人数は年度途中の入退所を含めたもの。

(4) 通園センター（サン・ホープ）、サニーキッズ及びもくせい園の各事業の運営費

単位：円

障がい福祉課調

年 度	通園センター 施設管理経費	心身障害児 通園事業費	もくせい園 管理運営事業費	計
26年度	10,009,985	60,309,514	37,975,659	108,295,158
27年度	17,911,250	61,906,126	32,433,807	112,251,183
28年度	9,121,028	62,224,001	35,172,918	106,517,947
29年度	8,501,935	58,456,156	31,163,771	98,121,862
<b>30年度</b>	<b>9,764,425</b>	<b>50,830,404</b>	<b>34,373,309</b>	<b>94,968,138</b>

## 15 リハビリテーション個別相談事業

知的・身体障がい（児）者の日常生活における発達上の問題に対して、専門職の立場から、援助、助言、関係機関への情報提供を行っています。

※平成27年4月より要綱改正したため、集計方法が変わりました。

### (1) 理学療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	住環境整備	日常生活用具	その他	計
26年度	119	0	0	0	119
27年度	62	0	0	0	62
28年度	10	2	0	1	13
29年度	5	0	0	0	5
<b>30年度</b>	<b>14</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>17</b>

### (2) 作業療法相談件数

単位：件

障がい福祉課調

年 度	機能維持	その他	計
26年度	128	0	128
27年度	124	0	124
28年度	123	0	123
29年度	151	1	152
<b>30年度</b>	<b>141</b>	<b>0</b>	<b>141</b>

## VI 児童の福祉



# 1 保育所

## (1) 保育所の概要

保育所とは、「保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設」です。

本市には、保育所が23施設、小規模保育施設が1施設、家庭的保育施設が2施設あります。また、平成30年4月1日現在で、管内保育所等に1530人、管外保育所等に72人、合計1602人の座間市の乳幼児が入所しています。

### ア 保育を必要とする理由

- ・ 家庭外労働：居宅外で労働することを常態としている
- ・ 家庭内労働：居宅内で労働することを常態としている
- ・ 妊娠・出産：出産前後（産前6週間、産後8週間）
- ・ 傷病・障がい：病気又は身体若しくは精神に障がいがある
- ・ 親族の介護：長期にわたり、傷病又は障がいを持つ親族の介護をする
- ・ 災害復旧：火災・風水害等の復旧にあたる
- ・ その他：学生、上記に類する状況等
- ・ 求職活動：要件をみたす就労をするための活動期間

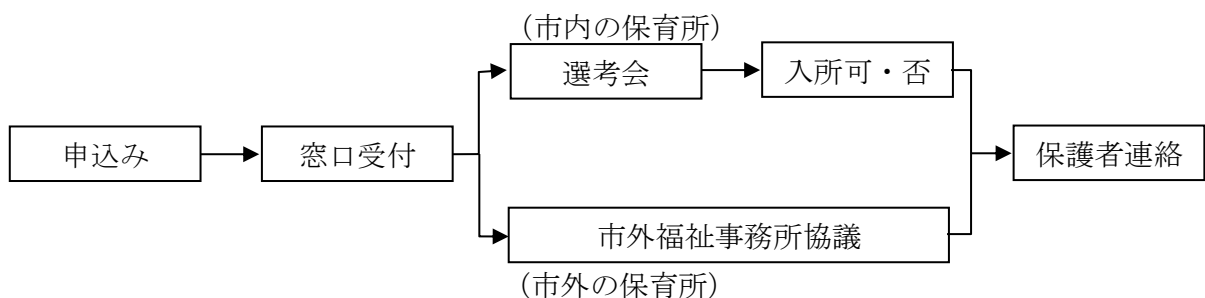
### イ 入所申込みに必要な書類

- ・ 保育所等利用申込書
- ・ 保育所等利用申込補助票
- ・ 添付書類：就労証明書、母子手帳の写し、診断書等
- ・ その他（必要に応じて）
- ・ 保育所等利用申込みに係る重要確認事項説明書
- ・ 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の利用申込みに係る承諾書

### ウ 入所の申込み手続き

随時受付。市外の保育所希望も受け付けます。

- ・ 入所は申込順ではなく、保育を必要とする理由の高い方から順次決定しています。ただし、希望する保育所が定員に達したときなどは、入所できません。
- ・ 選考会は毎月15日頃に実施しています。
- ・ 保護者負担金は市民税額等により決定します。



エ 入所の期間

入所の期間は小学校就学前までですが、保育を必要とする理由により異なります。また、1回以上要件の確認をしています。

オ 開所時間

原則として、日曜日、祝祭日、年末年始は休園です。

- ・ 公立：午前7時30分～午後7時00分
- ・ 私立：施設によって異なりますので、直接お問い合わせください。

※保育時間は、保護者の就労時間等に応じて異なります。

カ 慣れ保育

保育所に早く慣れていただくために、児童の様子を見ながら無理なく集団生活をしていくよう、初めての入所時に短い保育時間から段階的に延長していく保育です。

キ 乳幼児の受入年齢

- ・ 公立：生後満3か月以上
- ・ 私立：生後8週間以上（一部の園は異なる場合があります。）

ク 市内保育所一覧

(平成31年3月31日現在) 保育課調

区分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員 (人)
市立	栗原	栗原中央6-5-28	昭和40年4月	77
	相模が丘東	相模が丘5-12-36	昭和41年4月	60
	ちぐさ	四ツ谷835	昭和42年4月	60
	緑ヶ丘	緑ヶ丘6-3-16	昭和44年4月	60
	東原	東原4-12-18	昭和45年4月	80
	相武台	相武台3-20-19	昭和47年4月	83
	ひばりが丘	ひばりが丘2-58-1	昭和49年4月	70
	小松原	小松原1-29-8	昭和52年4月	67
	相模が丘西	相模が丘2-43-41	昭和54年4月	115
私立	わかば	座間1-3281	昭和25年4月	60
	座間	入谷東4-58-1	昭和26年2月	90
	やなせ	入谷東3-27-1	昭和45年4月	90
	座間子どもの家	さがみ野1-8-25	昭和47年4月	100
	あゆみ	緑ヶ丘4-16-16	昭和53年4月	80
	いその	緑ヶ丘1-26-6	昭和55年4月	60
	広野台	広野台1-32-3	昭和56年4月	60
	栗の実	東原1-6-30	昭和56年4月	60
	座間すこやか	入谷東3-35-12	平成15年4月	60
	木下の保育園相武台	相武台1-33-2 小田急マルシェ相武台4階	平成26年4月	50
	ナーサリースクールT&Y相模が丘	相模が丘5-47-16	平成29年4月	60
	麦っ子畑	南栗原1-4-3	平成29年7月	60
	スマイルワールド	南栗原1-11-11	平成30年4月	110

区分	保育園名称	所在地	認可年月	認可定員 (人)
私 立	マジオたんぽぽ 保育園相武台	相武台 2-42-23	平成30年4月	60
	ナーサリールーム T&Y相模が丘 (小規模保育施設)	相模が丘 5-47-12	平成28年4月	19
	陽の丘 保育園 (家庭的保育施設)	相模が丘 3-16-5	平成28年4月	5
	ひばり乳児園 (家庭的保育施設)	ひばりが丘 2-14-2 5	平成28年4月	5

(2) 市内保育所の入所状況

単位：人、%

保育課調

年 度	公 立			私 立			計		
	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所 率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所 率	延べ入所 定員数	延べ入所 児童数	入所 率
26年度	8,064	7,048	87.4	8,280	9,180	110.9	16,344	16,228	99.3
27年度	8,064	7,040	87.3	8,280	9,372	113.2	16,344	16,412	100.4
28年度	8,064	7,121	88.3	8,868	9,980	112.5	16,932	17,101	101.0
29年度	8,064	7,467	92.6	9,780	10,445	106.8	17,844	17,912	100.4
<b>30年度</b>	<b>8,064</b>	<b>7,251</b>	<b>89.9</b>	<b>12,000</b>	<b>11,387</b>	<b>94.9</b>	<b>20,064</b>	<b>18,638</b>	<b>92.9</b>

(3) 保育所入所要件基準別児童数

単位：人、%

(平成30年4月1日現在) 保育課調

区 分	入所数	構成比
就労	1,398	95.30
就学	3	0.20
傷病、障がい	35	2.39
親族介護	4	0.27
その他	27	1.84
計	1,467	100

(4) 管外委託者・管外受託者延べ人数

単位：人

保育課調

年 度	管外委託数			管外受託数		
	公 立	私 立	計	公 立	私 立	計
26年度	82	483	565	150	296	446
27年度	88	707	795	141	238	379
28年度	82	770	852	168	227	395
29年度	184	690	874	101	394	495
<b>30年度</b>	<b>148</b>	<b>927</b>	<b>1,075</b>	<b>69</b>	<b>520</b>	<b>589</b>

## (5) 市内保育所事業費の推移（入所児童・管外受託（公立）児童含む）

単位：千円

保育課調

年 度	事業費	財源内訳				児童1人 当たり 平均月額
		国 費	県 費	市 費	保護者 負担金等	
26年度	2,313,645	284,377	282,047	1,747,221	371,359	142
27年度	2,446,516	369,852	260,150	1,490,643	325,871	149
28年度	2,577,697	437,527	260,452	1,549,772	329,946	150
29年度	3,004,109	723,230	288,505	1,641,017	351,357	168
<b>30年度</b>	<b>2,946,229</b>	<b>615,463</b>	<b>280,461</b>	<b>1,667,360</b>	<b>382,944</b>	<b>158</b>

## 2 児童館、児童ホーム

### (1) 児童館

市内には4か所の児童館があり、児童の利用はもとより地域の集会施設として、大人にも利用されています。

ア 対 象 児童から大人まで広く利用できます。

イ 開館時間 午前9時～午後5時（午後12時～午後1時までは昼休み）

※午後6時以降の団体の夜間利用も可。

ウ 閉館日 水曜、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童館一覧

名 称	所在地
座間児童館	入谷東4-44-3
鳩川児童館	座間1-1922
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1
相模野児童館	広野台1-46-29

オ 児童館利用状況

単位：人

子ども育成課調

年 度	座間児童館	鳩川児童館	ひばりが丘南児童館	相模野児童館	計
26年度	8,991	3,252	12,432	8,111	32,786
27年度	9,133	4,291	12,208	9,519	35,151
28年度	10,266	4,038	12,027	8,624	34,955
29年度	9,442	4,862	10,213	9,838	34,355
<b>30年度</b>	<b>7,729</b>	<b>4,252</b>	<b>7,906</b>	<b>7,576</b>	<b>27,463</b>

### (2) 児童ホーム

保護者が働いていたり、病気にかかっていたり、家庭での保育が十分にできない場合、放課後の一定時間、市の施設において保育する制度です。

ア 対 象 小学1～6年生までの児童で、保護者の就労、長期疾病等のため、下校後、日々保育に欠ける児童

イ 開設時間 ① 通常の場合…午後1時15分～午後6時30分。

② 土曜日、春・夏・冬休み、振替休日の場合…午前9時～午後6時30分。

③ 延長保育…午後6時30分～7時。（希望者のみ）

④ 早朝保育…春・夏・冬休みの午前7時30分～9時。（土曜日は除く。希望者のみ）

ウ 休 所 日 日曜日、祝祭日、年末年始（12月29日～1月3日）

エ 児童ホーム一覧

名 称	所在地
入谷児童ホーム	入谷 2-345 入谷小学校内
栗原児童ホーム	栗原中央 6-8-1 栗原小学校内
相模が丘児童ホーム	相模が丘 3-38-1 相模が丘コミュニティセンター内
相武台児童ホーム	相武台 3-20-18 相武台コミュニティセンター内
ひばりが丘・小松原児童ホーム	ひばりが丘 1-49-1 ひばりが丘コミュニティセンター内
東原児童ホーム	東原 4-13-13 東原コミュニティセンター内
中原児童ホーム	西栗原 2-16-1 中原小学校内
鳩川児童ホーム	座間 1-1922 鳩川児童館内
ひばりが丘南児童ホーム	ひばりが丘 4-4-1 ひばりが丘小学校内
相模野児童ホーム	広野台 1-46-29 相模野児童館内
立野台児童ホーム	立野台 1-1-3 立野台小学校内
サンホープ児童ホーム	東原 2-8-1 サンホープ 1階
北地区児童ホーム	相模が丘 3-1-1 相模が丘小学校内
立野坂児童ホーム	立野台 3-14-12 立野台コミュニティセンター内

オ 児童ホーム入所状況（延児童数）

単位：人

子ども育成課調

年 度	入 谷	栗 原	相模が丘	相武台	ひばりが丘・小松原	東 原	中 原
26年度	549	553	639	545	533	458	596
27年度	613	542	629	609	473	464	597
28年度	681	534	617	600	518	458	629
29年度	687	547	645	594	420	454	615
<b>30年度</b>	<b>663</b>	<b>540</b>	<b>641</b>	<b>617</b>	<b>453</b>	<b>471</b>	<b>647</b>

年 度	鳩 川	ひばりが丘南	相模野	立野台	サンホープ	北地区	立野坂	計
26年度	686	411	569	562	462	426	0	6,989
27年度	667	365	590	563	312	290	0	6,714
28年度	674	317	576	569	307	449	127	7,056
29年度	682	372	594	571	238	550	318	7,287
<b>30年度</b>	<b>700</b>	<b>496</b>	<b>599</b>	<b>560</b>	<b>304</b>	<b>536</b>	<b>460</b>	<b>7,687</b>

カ 児童ホーム運営状況

単位：円

子ども育成課調

年 度	運営費		児童一人当たりの経費
		うち賄材料費	
26年度	110,418,019	12,073,439	15,799
27年度	121,292,861	11,858,360	18,066
28年度	128,386,762	12,705,173	18,195
29年度	141,046,685	12,972,847	19,356
<b>30年度</b>	<b>141,216,379</b>	<b>13,679,980</b>	<b>18,371</b>

### 3 児童に係る各種手当

#### (1) 児童手当・特例給付

家庭の生活の安定と、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童を養育する人に手当を支給します。平成24年4月分から開始。

ア 支給対象 15歳到達後最初の3月31日までの児童を養育している人

※所得制限あり（平成24年6月から）

#### イ 支給額（月額）

##### ① 児童手当

3歳未満 15,000円

3歳以上小学校修了前 第1子・第2子 10,000円

第3子以降 15,000円

中学校修了前 10,000円

##### ② 特例給付

児童一人につき、5,000円

ウ 支給方法 申請した月の翌月から支給月（2・6・10月）の前月までの分を一括して支払

エ 受給者数及び支給状況

単位：人、千円

子ども育成課調

年 度		3歳未満			
		被用者		非被用者	
		受給者数	支給額	受給者数	支給額
26年度	児童手当（一般受給者）	26,194	392,930	7,695	115,425
	児童手当（施設等受給者）	12	180	9	135
	特例給付	667	3,335	126	630
	計	26,873	396,445	7,830	116,190
27年度	児童手当（一般受給者）	25,561	383,415	7,099	106,485
	児童手当（施設等受給者）	0	0	8	120
	特例給付	584	2,920	107	535
	計	26,145	386,335	7,214	107,140
28年度	児童手当（一般受給者）	24,908	373,620	6,553	98,295
	児童手当（施設等受給者）	0	0	12	180
	特例給付	601	3,005	92	460
	計	25,509	376,625	6,657	98,935
29年度	児童手当（一般受給者）	24,598	368,985	5,762	86,130
	児童手当（施設等受給者）	6	90	5	75
	特例給付	755	3,775	92	560
	計	25,359	372,850	5,859	86,765
30年度	児童手当（一般受給者）	<b>25,106</b>	<b>376,590</b>	<b>4,862</b>	<b>72,930</b>
	児童手当（施設等受給者）	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b>	<b>15</b>
	特例給付	<b>911</b>	<b>4,555</b>	<b>94</b>	<b>470</b>
	計	<b>26,017</b>	<b>381,145</b>	<b>4,957</b>	<b>73,415</b>

年 度		3歳以上小学校終了前			
		被用者		非被用者	
		受給者数	支給額	受給者数	支給額
26年度	児童手当（一般受給者）	83,619	872,985	26,322	280,595
	児童手当（施設等受給者）	12	120	460	4,600
	特例給付	5,549	27,745	368	1,840
	計	89,180	900,850	27,150	287,035
27年度	児童手当（一般受給者）	84,092	878,815	24,425	261,195
	児童手当（施設等受給者）	24	240	441	4,410
	特例給付	5,649	28,185	422	2,110
	計	89,765	907,240	25,288	267,715
28年度	児童手当（一般受給者）	24,908	373,620	6,553	98,295
	児童手当（施設等受給者）	0	0	12	180
	特例給付	601	3,005	92	460
	計	25,509	376,625	6,657	98,935



29年度	児童手当（一般受給者）	85,371	895,895	20,266	217,160
	児童手当（施設等受給者）	26	260	390	3,900
	特例給付	5,935	29,655	443	2,275
	計	91,332	925,810	21,099	223,335
30年度	児童手当（一般受給者）	<b>84,828</b>	<b>891,600</b>	<b>18,457</b>	<b>197,980</b>
	児童手当（施設等受給者）	<b>36</b>	<b>360</b>	<b>376</b>	<b>3,760</b>
	特例給付	<b>6,372</b>	<b>31,860</b>	<b>455</b>	<b>2,275</b>
	計	<b>91,236</b>	<b>923,820</b>	<b>19,288</b>	<b>204,015</b>

年 度		中学生				計	
		被用者		非被用者		受給者数	支給額
		受給者数	支給額	受給者数	支給額		
26年度	児童手当（一般受給者）	25,882	258,820	9,341	93,410	179,053	2,014,165
	児童手当（施設等受給者）	0	0	255	2,550	748	7,585
	特例給付	3,753	18,765	284	1,420	10,747	53,735
	計	29,635	277,585	9,880	97,380	190,548	2,075,485
27年度	児童手当（一般受給者）	24,823	248,350	8,487	84,870	174,487	1,963,130
	児童手当（施設等受給者）	0	0	238	2,380	711	7,150
	特例給付	3,581	17,845	206	1,030	10,549	52,625
	計	28,404	266,195	8,931	88,280	185,747	2,022,905
28年度	児童手当（一般受給者）	25,211	252,110	7,414	74,140	171,471	1,927,765
	児童手当（施設等受給者）	0	0	199	1,990	659	6,650
	特例給付	3,740	18,700	274	1,370	10,995	54,975
	計	28,951	270,810	7,887	77,500	183,125	1,989,390
29年度	児童手当（一般受給者）	25,612	256,040	7,066	70,660	168,675	1,894,870
	児童手当（施設等受給者）	0	0	164	1,640	591	5,965
	特例給付	3,631	18,195	206	1,030	11,062	55,490
	計	29,243	274,235	7,436	73,330	180,328	1,956,325
30年度	児童手当（一般受給者）	<b>26,045</b>	<b>260,450</b>	<b>6,529</b>	<b>65,290</b>	<b>165,827</b>	<b>1,864,840</b>
	児童手当（施設等受給者）	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>137</b>	<b>1,370</b>	<b>550</b>	<b>5,505</b>
	特例給付	<b>3,626</b>	<b>18,130</b>	<b>223</b>	<b>1,115</b>	<b>11,681</b>	<b>58,405</b>
	計	<b>29,671</b>	<b>278,580</b>	<b>6,889</b>	<b>67,775</b>	<b>178,058</b>	<b>1,928,750</b>

※① 被用者：会社等に勤務している方

② 非被用者：農業、自営業の方

③ 特例給付：受給者のうち所得制限により児童手当を受給できない方に対して支給されるもの

## (2) 児童扶養手当

父母の離婚などによって、父又は母と生計を同じくしていない18歳未満の児童（20歳未満で政令の定める程度の障がいの状態の者も含む）を養育している一人親家庭等の生活安定と自立を促進し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

### ア 支給対象

次の①～⑨のいずれかに該当する児童を監護している父、母、養育者（所得制限あり）

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父又は母が死亡した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

### イ 支給額

児童1人につき月額42,500円（10,030円～42,490円）。児童が2人の場合は、5,020円～10,030円、児童が3人以上の場合は1人増すごとに3,010円～6,010円の加算。

※（ ）内は所得額に応じて決定される一部支給の額。

### ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（4・8・12月）の前月までの分を一括して支払

### エ 受給権者数

単位：人

（各年3月末現在）子ども育成課調

年	受給資格者	
		うち新規認定者
27年	1,010	124
28年	986	137
29年	956	103
30年	927	111
<b>31年</b>	<b>889</b>	<b>81</b>

(3) 特別児童扶養手当

知的障がい又は身体障がいが中度以上の状態にある20歳未満の児童を養育している家庭に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。

ア 支給対象

精神又は身体が中度以上の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している父又は母等（所得制限あり）

イ 支給額

中度の場合、児童1人につき月額 34,430円

重度の場合、児童1人につき月額 51,700円

ウ 支給方法

申請した月の翌月から支給月（4・8・11月）の前月までの分を一括して支払

エ 受給権者数

単位：人

（各年3月31日現在認定数）子ども育成課調

年	受給資格者	
		うち新規認定者
27年	187	30
28年	194	22
29年	190	18
30年	184	21
<b>31年</b>	<b>187</b>	<b>19</b>

#### 4 母子・父子家庭等に係る各種援護制度

##### (1) ひとり親家庭等医療費助成事業

一人親家庭（母子・父子家庭）及びこれに準ずる家庭の対象者の医療費のうち、保険の自己負担分を市が助成することにより、対象家庭の生活の安定と自立を支援するものです。

##### ア 助成対象

次の①から⑨までのいずれかに該当する児童（原則として18歳になった日以降の最初の3月31日までの人）を監護している母若しくは父又は父母に代わって児童を養育している人及びその児童（児童扶養手当に準じた所得制限あり）

- ① 父又は母が死亡した児童
- ② 父母が婚姻を解消した児童
- ③ 父又は母が政令に定める程度の障がいにある児童
- ④ 父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父又は母が引き続き1年以上遺棄している児童
- ⑥ 父又は母が裁判所からDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで出産した児童
- ⑨ 父・母ともに不明である児童（孤児など）

##### イ 助成額

国民健康保険及び社会保険の医療費の支払うべき自己負担分

##### ウ 助成方法

市から交付を受けた「福祉医療証」と健康保険証を医療機関の窓口に提示することで、保険診療の自己負担分について無料化

##### エ 助成状況

単位：世帯、人

(平成31年3月31日現在) 子ども育成課調

区分	母子家庭	父子家庭	養育者家庭	計
助成世帯数	716	40	1	757
助成人数	1,730	97	3	1,830

(2) 母子・父子自立支援員相談制度

母子・父子家庭の皆さんの協力者として生活上のあらゆる相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

ア 受付窓口 子ども未来部子ども育成課児童支援係（市庁舎2階）

イ 受付時間 月～金曜日の午前9時30分～午後4時

ウ 相談件数

単位：件

子ども育成課調

年 度	相談件数
26年度	1,159
27年度	1,146
28年度	1,259
29年度	1,228
<b>30年度</b>	<b>1,063</b>

(3) 資金の貸付制度

母子家庭の生活の安定と向上のための貸付けです。連帯保証人が1人必要です。

ア 貸付の種類 事業開始、就学支度、修学、生活、転宅など13資金

イ 利 率 無利子（住宅、転宅、結婚、生活費の一部は年3%）

ウ 受付窓口 子ども未来部子ども育成課児童支援係（市庁舎2階）

エ 貸付件数

単位：件

子ども育成課調

年 度	貸付件数
26年度	6
27年度	6
28年度	11
29年度	5
<b>30年度</b>	<b>8</b>

## 5 子育て支援

### (1) 子育て支援センター

子育て家庭が抱える育児不安等についての相談や指導、子育てサークル等の育成支援を行っています。

ア 対象 未就園児等の子育てをしている保護者等

イ 開設時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前10時～午後4時  
相談は午前9時～午後4時

ウ 利用状況

単位：人、件

子ども政策課調

年 度	第1子育て支援センター ざまりんのおうち「ゆめ」		第2子育て支援センター ざまりんのおうち「ひまわり」		第3子育て支援センター ざまりんのおうち「かがやき」	
	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数	来所者数	相談件数
26年度	19,668	1,639	6,683	78	-	-
27年度	16,833	1,251	7,085	175	8,992	110
28年度	15,743	1,242	9,276	380	14,290	597
29年度	16,329	1,215	8,028	297	14,094	827
<b>30年度</b>	<b>14,877</b>	<b>1,275</b>	<b>7,460</b>	<b>226</b>	<b>11,732</b>	<b>965</b>

### (2) 次世代育成支援相談

児童福祉法の改正により市町村が児童相談の一義的窓口となり、要保護児童等の相談等の業務を行うこととされ、児童虐待の対応や育児不安等の相談を行っています。

ア 相談時間 月～金曜日（祝祭日等を除く）の午前8時30分～正午、  
午後1時～5時15分

イ 実施状況

単位：件

子ども政策課調

年 度	相談件数
26年度	237
27年度	279
28年度	218
29年度	251
<b>30年度</b>	<b>296</b>

(3) 子育て世代包括支援センター（ネウボラざまりん）

妊娠期から子育て期まで、切れ目ない支援を実施することを目的とし、妊娠・出産・育児に関する各種サービスの提供や助言・指導・情報提供などを行います。

ア 相談時間 月曜～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）

午前8時30分～午後5時15分

イ 実施状況（子ども政策課）

単位：件

子ども政策課調

年 度	相談件数
<b>30年度</b>	<b>106</b>

ウ 実施状況（健康づくり課）

単位：件

健康づくり課調

年 度	相談件数
<b>30年度</b>	<b>947</b>

## *VII 保健衛生*



## 1 地域医療対策事業

### (1) 広域救急医療事業

市民が夜間及び休日に急病になった場合の救急医療体制は、応急的な治療に対応する一次救急医療（内科、小児科）と入院や手術を要する治療等に対応する二次救急医療（小児科、内科、外科）に区分して実施しています。

平成15年4月1日から、一次救急医療は休日急患センターにおいて、小児科は三市（座間市、綾瀬市、海老名市）、内科は二市（座間市、綾瀬市）の共同運営で実施しています。また、二次救急医療は、広域輪番制により小児科は四市広域（座間市、綾瀬市、海老名市、大和市）、内科・外科は、一次救急同様二市（座間市、綾瀬市）で運営、実施しております。

#### ア 診療時間

##### ・休日急患センター

平日夜間 午後7時～10時

土曜日・休日夜間 午後6時～10時

休日昼間 午前9時～12時 午後2時～5時

##### ・二次救急医療

休日昼間 午前8時～午後6時

毎夜間 午後6時～翌朝8時

#### イ 休日急患センター患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	内 科			小児科		
	座間市民	市外在住者	計	座間市民	市外在住者	計
26年度	3,732	745	4,477	4,187	4,881	9,068
27年度	3,029	717	3,746	3,978	4,547	8,525
28年度	3,269	767	4,036	3,848	4,336	8,184
29年度	3,265	716	3,981	3,740	4,165	7,905
<b>30年度</b>	<b>3,233</b>	<b>702</b>	<b>3,935</b>	<b>3,468</b>	<b>3,899</b>	<b>7,367</b>

年 度	合 計			事業費
	座間市民	市外在住者	計	
26年度	7,919	5,626	13,545	44,586
27年度	7,007	5,264	12,271	44,600
28年度	7,117	5,103	12,220	44,600
29年度	7,005	4,881	11,886	48,636
<b>30年度</b>	<b>6,701</b>	<b>4,601</b>	<b>11,302</b>	<b>48,636</b>

ウ 二次救急医療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
26年度	4,412	9,875	14,287	135,562
27年度	4,694	10,239	14,933	135,432
28年度	4,265	8,109	12,374	136,016
29年度	4,171	7,745	11,916	135,908
<b>30年度</b>	<b>4,114</b>	<b>7,307</b>	<b>11,421</b>	<b>150,061</b>

(2) 休日昼間救急診療事業

市民が休日に急病になった場合の婦人科の救急医療体制は、市内医療機関の在宅当番医制で実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間救急診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	座間市民	市外在住者	計	事業費
26年度	258	30	288	9,072
27年度	75	56	131	9,526
28年度	215	46	261	10,887
29年度	164	29	193	10,887
<b>30年度</b>	<b>122</b>	<b>32</b>	<b>154</b>	<b>11,016</b>

(3) 休日昼間外科診療事業

休日昼間における外科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間外科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	患者数	事業費
26年度	516	8,957
27年度	558	8,956
28年度	468	8,868
29年度	430	8,956
<b>30年度</b>	<b>386</b>	<b>8,868</b>

(4) 休日昼間歯科急患診療事業

休日昼間における歯科の急病患者に対し、休日急患センターで応急的な診療を実施しています。

ア 診療時間 午前9時～12時、午後2時～5時

イ 休日昼間歯科診療患者数、事業費の推移

単位：人、千円

医療課調

年 度	患者数	事業費
26年度	191	9,000
27年度	228	9,000
28年度	211	11,674
29年度	191	11,674
<b>30年度</b>	<b>185</b>	<b>11,674</b>

(5) 市内の医療関係施設数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	医療施設				その他の施設		
	病 院	診 療 所	歯科診療所	助産所	歯科技工所	あんま・ マッサージ ・指圧師 ・はり師 ・きゅう師 の施術所	柔道整復師 の施術所
26年度	3	62	57	0	13	114	26
27年度	3	61	59	0	13	123	31
28年度	4	60	58	0	12	78	32
29年度	4	60	60	0	12	78	32
<b>30年度</b>	<b>4</b>	<b>57</b>	<b>61</b>	<b>0</b>	<b>12</b>	<b>83</b>	<b>36</b>

(6) 市内の病院・一般診療所病床数

単位：箇所

(各年度末現在) 厚木保健福祉事務所調

年 度	病 院	一般診療所	計
26年度	598	57	655
27年度	598	57	655
28年度	950	38	988
29年度	950	57	1,007
<b>30年度</b>	<b>950</b>	<b>57</b>	<b>1,007</b>

## 2 母子保健事業

### (1) 母子健康手帳の交付

妊娠、出産、育児に関する母子の健康状態を一貫して記録することにより、妊産婦及び乳幼児の保健指導の基礎資料とするため、妊娠の届出をした方に交付しています。

- ・ 妊娠届出者数

単位：冊、歳

健康づくり課調

年 度	妊娠届出者数	初妊婦平均年齢
26年度	1,052	30.9
27年度	973	30.3
28年度	946	31.2
29年度	973	30.8
<b>30年度</b>	<b>830</b>	<b>30.5</b>

### (2) 妊婦健康診査

妊婦の健康管理を徹底するため、全妊婦を対象に妊娠中に14回の健康診査の費用を補助しています。

- ・ 妊婦健康診査受診状況

単位：人

健康づくり課調

年 度	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6～14回目	計
26年度	994	990	950	927	938	7,059	11,858
27年度	975	964	967	972	966	7,080	11,924
28年度	900	905	902	877	875	6,725	11,184
29年度	934	923	939	934	945	7,224	11,899
<b>30年度</b>	<b>807</b>	<b>805</b>	<b>803</b>	<b>830</b>	<b>825</b>	<b>6,499</b>	<b>10,569</b>

### (3) 妊婦歯科健康診査

妊婦のむし歯の早期発見と歯周病の予防を推進し、健康で健やかなマタニティライフを送るために実施しています。（平成27年10月から開始）

単位：人

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
27年度	488	89	18.2
28年度	990	164	16.6
29年度	1,040	187	17.9
<b>30年度</b>	<b>925</b>	<b>168</b>	<b>18.2</b>

### (4) 産婦健康診査

産後うつを予防するため、概ね産後2週間および1か月時に産婦の心身の状態を把握する産婦健康診査を実施します。（平成30年8月から開始）

単位：人

健康づくり課調

年 度	受診者（2週間）	受診者（1か月）
<b>30年度</b>	<b>328</b>	<b>404</b>

(5) 産後ケア事業

出産後の母親が安心して子育てができるよう、心身のケアや育児サポート等を行います。

(平成30年8月から開始)

① デイサービス

出生後4か月に満たない母子が市内産科医療機関で授乳指導や児の発育・発達の確認、母体のケアなどを受けることができます。

単位：人

健康づくり課調

年 度	利用者数 (実)	利用者数 (延)
<b>30年度</b>	<b>58</b>	<b>71</b>

② 乳房ケア

委託開業助産師が産婦の自宅を訪問し、乳房マッサージや授乳指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	利用者数
<b>30年度</b>	<b>32</b>

(6) 4か月児健康診査

疾病異常の早期発見及び育児、栄養指導、予防接種相談を受けることで、母親が安心して育児が行えることを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 4か月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
26年度	962	934	97.1
27年度	1,007	977	97.0
28年度	933	903	96.8
29年度	936	910	97.2
<b>30年度</b>	<b>938</b>	<b>897</b>	<b>95.6</b>

イ 栄養相談、発達相談、予防接種相談

単位：人

健康づくり課調

年 度	栄養相談	発達相談	予防接種相談
26年度	71	90	112
27年度	56	105	100
28年度	92	65	52
29年度	69	56	26
<b>30年度</b>	<b>50</b>	<b>54</b>	<b>11</b>

(7) 8～10か月児健康診査

発達、栄養、運動機能、精神発達を診査し、心身障がいを早期に発見することを目的として、指定医療機関で実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
26年度	1,010	979	96.9
27年度	974	873	89.6
28年度	987	996	100.9
29年度	916	872	95.2
<b>30年度</b>	<b>966</b>	<b>950</b>	<b>98.3</b>

(8) 1歳6か月児健康診査

指定医療機関で内科診査、その翌月に市民健康センターで歯科健診、歯みがき指導、心理相談、保健指導及び栄養指導を行うことにより、発育・発達の確認、う蝕の早期発見と予防、食生活習慣の確認、育児支援を行うことを目的として実施しています。

ア 1歳6か月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率
26年度	1,069	998	93.4	958	89.6
27年度	1,005	925	92.0	907	90.2
28年度	969	901	93.0	902	93.1
29年度	1,001	951	95.0	927	92.6
<b>30年度</b>	<b>898</b>	<b>851</b>	<b>94.8</b>	<b>820</b>	<b>91.3</b>

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
26年度	54	110	23
27年度	26	109	12
28年度	36	93	38
29年度	30	83	34
<b>30年度</b>	<b>29</b>	<b>100</b>	<b>24</b>

(9) 3歳6か月児健康診査

内科健診、歯科健診、視聴覚検査、心理相談、言葉の相談、保健指導、栄養指導及び歯科保健指導を行うことにより、発育・発達の確認、う蝕の早期発見、育児支援などを目的として、市民健康センターで実施しています。

ア 3歳6か月児健康診査受診状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	内科診査		歯科診査		視聴覚診査	
		受診者	受診率	受診者	受診率	受診者	受診率
26年度	1,096	1,054	96.2	1,054	96.2	1,036	94.5
27年度	1,027	970	94.4	969	94.3	965	94.0
28年度	1,091	1,026	94.0	1,024	93.9	1,023	99.7
29年度	996	942	94.6	942	94.6	942	100
<b>30年度</b>	<b>978</b>	<b>930</b>	<b>95.1</b>	<b>929</b>	<b>95.0</b>	<b>930</b>	<b>100</b>

イ 心理相談、栄養指導、保健指導

単位：人

健康づくり課調

年 度	心理相談	栄養指導	保健指導
26年度	29	79	38
27年度	26	73	59
28年度	29	72	88
29年度	22	60	58
<b>30年度</b>	<b>26</b>	<b>75</b>	<b>55</b>

(10) 母子保健相談指導事業

ア 育児相談

乳幼児期の様々な疑問、心配ごとなどに対して、保護者が自信と主体性を持ち解決できるよう、保健師、栄養士が市公民館、市民健康センター等で相談を実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所者		
		乳 児	幼 児	計
26年度	28	481	595	1,076
27年度	28	493	545	1,038
28年度	28	520	596	1,116
29年度	28	625	576	1,198
<b>30年度</b>	<b>28</b>	<b>485</b>	<b>561</b>	<b>1,046</b>

イ 親子相談

幼児健康診査や育児相談等で言語発達や行動、育児について心配のある親子に対して臨床心理士による相談を市民健康センターで実施しています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	実人数	延べ人数
26年度	33	33
27年度	37	37
28年度	49	49
29年度	63	63
<b>30年度</b>	<b>60</b>	<b>60</b>

### ウ 母親父親教室

初めて、母親、父親になる方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師が妊娠、出産、育児についての正しい知識を伝えることで、親となる自覚と自信を身に付けていただく機会として、市民健康センターで実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	初妊婦届出人数	母親実人数	父親実人数	受講者延べ人数	受講率
26年度	501	102	76	464	20.4
27年度	486	123	89	545	25.3
28年度	462	121	106	540	26.2
29年度	323	116	101	590	35.9
<b>30年度</b>	<b>380</b>	<b>492</b>	<b>74</b>	<b>464</b>	<b>24.2</b>

※受講率＝母親実人数÷初妊婦数×100

### エ 親子教室（わくわく教室）

1歳6か月児健康診査や育児相談などから把握され、臨床心理士によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士が子どもとの接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
26年度	252
27年度	203
28年度	116
29年度	198
<b>30年度</b>	<b>164</b>

### オ 幼児教室（すくすく教室）

3歳6か月児健康診査や育児相談等から把握され、臨床心理士等によりグループ指導が必要と認められた親子を対象に実施しています。教室では親子遊びや体操を通し、臨床心理士、保健師、保育士が子どもとの接し方等について相談、指導を行います。

単位：人

健康づくり課調

年 度	来所者数
26年度	84
27年度	134
28年度	203
29年度	136
<b>30年度</b>	<b>218</b>



## カ 離乳食教室

乳児を健やかに育てるために、離乳食や育児についての基本的知識を習得していただくことを目的に、市民健康センターにて実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	離乳食育児教室（赤ちゃん教室）				離乳食中期教室（もぐもぐ教室）			
	実施回数	来所人数			実施回数	来所人数		
		保護者	乳幼児	計		保護者	乳幼児	計
26年度	12	161	154	315	9	130	126	256
27年度	12	175	166	341	9	128	124	252
28年度	12	182	174	356	9	140	137	277
29年度	12	170	162	332	9	122	120	242
<b>30年度</b>	<b>12</b>	<b>152</b>	<b>138</b>	<b>290</b>	<b>9</b>	<b>105</b>	<b>101</b>	<b>206</b>

## キ ぱくぱく幼児食教室 \*平成29年度から開始

1歳～1歳3か月児（第1子のみ）を対象に、離乳食完了期のすすめ方についての講話を市民健康センターで実施しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	来所人数		
		親	乳幼児	計
29年度	4	50	48	98
<b>30年度</b>	<b>4</b>	<b>53</b>	<b>52</b>	<b>105</b>

## ク 2歳児歯科健康診査

むし歯の急増期にある2歳児を対象に、歯科健診、歯科保健指導、予防処置等を行い、むし歯の多発や重症化を予防することを目的として実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者	受診者	受診率
26年度	1,013	618	61.0
27年度	1,024	834	81.4
28年度	994	859	86.4
29年度	1,014	894	88.2
<b>30年度</b>	<b>920</b>	<b>828</b>	<b>90.0</b>

ケ 乳幼児訪問指導

乳幼児健康診査の事後指導者及び未受診者並びに育児相談経過観察者を対象に、保健師が随時家庭訪問をして保健指導を実施しています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
26年度	151
27年度	232
28年度	223
29年度	212
<b>30年度</b>	<b>201</b>

コ 未熟児訪問指導

出生体重が 2,500 g 未満の乳幼児と養育医療が必要な児を対象に助産師・保健師が訪問しています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
26年度	82
27年度	87
28年度	95
29年度	111
<b>30年度</b>	<b>82</b>

サ 新生児訪問

身体的又は、精神的に不安定な状態にある新生児や産婦等に対し、保健師及び助産師が家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を行います。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
26年度	433
27年度	492
28年度	481
29年度	478
<b>30年度</b>	<b>429</b>

## シ 乳児家庭全戸訪問

生後4か月までの乳児をもつ家庭を訪問し、育児相談や育児情報の提供を行います。

単位：件

健康づくり課調

年 度	家庭訪問件数
26年度	468
27年度	429
28年度	351
29年度	387
<b>30年度</b>	<b>362</b>

## 3 健康づくり推進事業

### (1) 市民健康まつり

市民の健康の増進を目的に事業を展開しています。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	参加延べ人数	事業費
26年度	5,635	570
27年度	5,650	570
28年度	5,680	539
29年度	5,750	543
<b>30年度</b>	<b>5,893</b>	<b>544</b>

### (2) 健康ざま普及員活動

座間市自治会総連合会の13地区自治会連合会長から推薦された市民が、市長より委嘱を受け、6地区に分かれ地域に根ざした健康づくりを自治会とともに展開しています。任期は2年間で、活動内容は健康づくりの意識の普及・啓発活動、地域での情報収集・情報提供、各種事業への協力と参加の呼び掛けを行っています。（平成26年度より普及員の公募を開始。平成26・27年度は推薦者とともに各地区に分かれ活動し、平成28年度からは公募グループとして独立して活動。平成29年度は私事理由により委嘱解除となり公募グループは解散し、平成30年度以降は公募せず。）

#### ア リーダー会実施状況

平成28年度は、普及員会の組織編成と連絡体制を見直し、連絡協議会を廃止するとともに健康ざま普及員会役員会およびリーダー会を開催しています。

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	延べ人数
26年度	15	332
27年度	16	591

イ 健康ざま普及員会役員会およびリーダー連絡会実施状況

単位：回、人

健康づくり課調

年 度	実施回数	延べ人数
28年度	5	25
29年度	12	67
<b>30年度</b>	<b>5</b>	<b>29</b>

ウ 地区活動実施結果

単位：人、回

健康づくり課調

年 度	入谷、立野台、明王			相模が丘			ひばりが丘、小松原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
26年度	6	13	46	10	21	291	7	14	201
27年度	6	16	146	10	15	237	7	11	135
28年度	3	11	36	1	6	21	7	8	94
29年度	3	19	83	5	11	55	7	9	85
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>63</b>	<b>401</b>	<b>9</b>	<b>10</b>	<b>105</b>	<b>8</b>	<b>10</b>	<b>90</b>

年 度	相武台、緑ヶ丘、広野台			座間、四ツ谷、新田宿			栗原、さがみ野、東原		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
26年度	7	10	145	7	14	104	9	17	183
27年度	7	10	177	7	14	95	9	15	170
28年度	7	11	94	6	11	74	6	15	141
29年度	7	12	165	6	10	68	6	14	96
<b>30年度</b>	<b>7</b>	<b>8</b>	<b>80</b>	<b>3</b>	<b>7</b>	<b>35</b>	<b>7</b>	<b>10</b>	<b>82</b>

年 度	公募			計		
	健康普及員数	回数	延べ人数	健康普及員数	回数	延べ人数
26年度	-	-	-	46	89	970
27年度	-	-	-	46	81	960
28年度	3	11	49	33	73	509
29年度	0	0	0	34	75	552
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>35</b>	<b>108</b>	<b>769</b>

エ 健康ざま普及員活動委託料

単位：千円

健康づくり課調

年 度	委託料
26年度	333
27年度	190
28年度	105
29年度	210
<b>30年度</b>	<b>105</b>

#### 4 献血推進事業

昭和39年8月21日の閣議決定に基づき、国、県、市町村及び日本赤十字社が一体となって献血制度を推進しています。昭和61年4月から従来の200ml献血に、新たに400ml献血と成分献血が加わり、民間団体の協力による街頭献血と企業の協力による事業所献血を実施しています。

事業の推進に当たっては、献血の目標人数を定め、広報紙、チラシ、ポスター、看板等による献血思想を普及するとともに献血の日程を周知し、目標人数の確保に努めています。

##### ・ 献血実施状況

単位：会場、台、人、ℓ、%

健康づくり課調

年 度	会場数	延べ台数	献 血 希望者	献 血 者		目 標 値	献 血 量	達 成 率
					う ち 400ml 献 血			
26年度	24	29	1,550	1,371	1,324	660	539	81.6
27年度	23	24	1,028	895	854	585	350	59.8
28年度	24	27	1,091	983	937	585	384	65.6
29年度	23	26	978	845	806	385.2	330.2	85.7
<b>30年度</b>	<b>29</b>	<b>31</b>	<b>1071</b>	<b>939</b>	<b>901</b>	<b>376.8</b>	<b>368</b>	<b>97.7</b>

※目標達成率＝献血量÷目標数×100

#### 5 広域大和斎場組合事業

大和市、海老名市、座間市、綾瀬市の4市で広域大和斎場組合を組織し、昭和57年4月から火葬業務を行っています。

組合は、火葬場施設としての管理及び運営に関する事務を共同処理しています。

ア 所在地 大和市西鶴間8丁目10番8号

イ 敷地面積 約18,400㎡

ウ 延べ床面積 5,510㎡

エ 年度別火葬体数利用状況

単位：体、千円

健康づくり課調

年 度	座間市	大和市	海老名市	綾瀬市	その他	計	市分担金
26年度	976	1,750	820	675	222	4,443	67,823
27年度	969	1,746	897	702	208	4,522	63,134
28年度	1,041	1,785	965	692	265	4,748	62,343
29年度	1,038	1,921	950	770	314	4,993	50,823
<b>30年度</b>	<b>1,135</b>	<b>2,007</b>	<b>1,073</b>	<b>753</b>	<b>355</b>	<b>5,323</b>	<b>56,502</b>

## 6 予防接種事業

感染症のおそれがある疾病の発生及びまん延を防止するため、予防接種法に基づき、ジフテリア、百日咳、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、風しん、麻しん、日本脳炎、インフルエンザ及びBCGの予防接種を実施し、公衆衛生の向上に努めています。

### 【予防接種の変更経緯】

- ・ 平成7年度から、風しん（幼児）と日本脳炎（小学4年生、中学3年生）を追加実施。
- ・ 平成7年度から、ポリオ、ツベルクリン、BCGを除きすべて個別接種。
- ・ 平成13年度から、65歳以上の希望者に対してインフルエンザを実施。
- ・ 平成15年9月30日で生徒の風しんを廃止。
- ・ 平成17年度から、ツベルクリン廃止。
- ・ 平成17年5月30日から、日本脳炎の積極的勧奨の差し控え。
- ・ 平成17年7月29日から、日本脳炎3期廃止。
- ・ 平成18年4月からMR開始。麻しん・風しん対象者は1歳～2歳未満、小学校就学前1年間へ変更。
- ・ 平成20年度から、MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）開始（5年間の経過措置）。
- ・ 平成22年度から、日本脳炎の接種を開始。
- ・ 平成23年3月から、任意の予防接種として子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンを開始（平成25年度より定期接種として開始）。
- ・ 平成24年9月から不活化ポリオワクチン、11月から4種混合を開始。これにより経口生ポリオワクチンは、5月で終了。MR3期（中学1年生）・4期（高校3年生）の経過措置は平成24年度で終了。
- ・ 平成25年5月から風しん緊急対策のため成人に風しん（MR）予防接種を開始。
- ・ 平成25年6月14日から子宮頸がんワクチンの積極的勧奨を中止。
- ・ 平成25年10月から75歳以上に任意の予防接種として高齢者肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- ・ 平成26年10月から水痘ワクチン及び65歳以上の希望者並びに定期接種として高齢者肺炎球菌ワクチン接種を開始。
- ・ 平成28年4月から予防接種スケジュール作成をメインとした子育て情報モバイルサービスを開始。
- ・ 平成28年10月からB型肝炎ワクチンを定期接種として開始。

・ 予防接種の実施状況

単位：人（委託医療機関実施分及び償還払いの延べ接種人数）

健康づくり課調

年 度	BCG	4種混合	ヒブ	小児肺炎球菌	水痘	二種混合	B型肝炎	子宮頸がん予防
26年度	940	3,696	3,914	3,800	2063	772	-	12
27年度	895	3,944	3,830	3,886	2,133	652	-	8
28年度	930	3,766	3,655	3,669	1,800	715	1,474	9
29年度	888	3,769	3,716	3,718	1,786	686	2,750	7
<b>30年度</b>	<b>910</b>	<b>3,725</b>	<b>3,685</b>	<b>3,702</b>	<b>1,799</b>	<b>725</b>	<b>2,771</b>	<b>11</b>

単位：人

年 度	日本脳炎		MR	麻しん	風しん	MR	麻しん	風しん
	6歳未満	6歳以上	1期			2期		
26年度	2,652	1,226	979	0	0	1,013	0	0
27年度	2,424	1,201	968	1	1	945	1	0
28年度	2,404	1,267	943	0	1	1,003	0	0
29年度	2,318	1,323	931	0	0	969	0	0
<b>30年度</b>	<b>2,731</b>	<b>1,650</b>	<b>948</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>956</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

単位：人、千円

年 度	インフルエンザ	高齢者肺炎球菌	不活化ポリオ	MR	風しん	三種混合	事業費
				成人			
26年度	9,808	2,608	794	147	33	387	297,363
27年度	9,659	1,216	169	150	33	8	286,128
28年度	10,220	1,279	78	138	56	-	290,633
29年度	9,801	1,025	87	82	30	-	296,271
<b>30年度</b>	<b>9,949</b>	<b>752</b>	<b>21</b>	<b>292</b>	<b>39</b>	<b>-</b>	<b>300,944</b>

※四種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風、ポリオ。三種混合とは、ジフテリア、百日咳、破傷風。二種混合とは、ジフテリア、破傷風。

## 7 狂犬病予防事業

狂犬病予防法に基づき、狂犬病の発生を予防しこれを撲滅するため、生後91日以上の犬を対象に、年1回、集団での登録と予防注射等を厚木保健福祉事務所とともに実施しています。

飼主へのマナーについては、予防注射実施時にパンフレット等を配布するほか、広報紙等を通じ啓発に努めています。

- ・ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況

単位：頭、箇所

健康づくり課調

年 度	登録数	注射数	うち集合注射分		
			会 場	登録数	注射数
26年度	7,041	5,555	12	9	1,173
27年度	7,066	5,505	12	16	1,061
28年度	6,962	5,518	12	14	982
29年度	6,981	5,494	13	10	934
<b>30年度</b>	<b>6,761</b>	<b>5,343</b>	<b>13</b>	<b>8</b>	<b>798</b>

## 8 感染症予防事業

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成11年4月施行）による感染症（2類）患者が発生した場合、速やかに患者の入院治療及び患者の家等の消毒が実施できる体制の確保に努めています。

単位：件

健康づくり課調

年 度	2類患者発生件数
26年度	0
27年度	0
28年度	0
29年度	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>



## 9 健康増進事業

国民の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることを目的として、昭和58年2月に老人保健法が施行されました。平成20年度には健康増進法が施行され、この法律に基づき、「健康教育」「健康相談」「健康診査」「訪問指導」を実施しています。平成29年4月の要領改正により健康手帳については交付の文言が削除されました。

### (1) 健康手帳

40歳以上の方を対象に、健康診査等、健康の保持のために必要な事項を記録し、自らの健康管理と適切な受診に役立てるため、手帳を交付していました。平成30年1月より厚生労働省のホームページからダウンロードできるようになったため冊子での交付は終了しました。市のホームページからも参照できるようになっています。

単位：人

健康づくり課調

年 度	手帳交付人数
26年度	1,136
27年度	850
28年度	994
29年度	274

※手帳交付人数については平成29年度まで。

### (2) 健康教育

40歳以上の方を対象に、生活習慣病の予防及び健康の保持のため、医師、歯科衛生士、栄養士及び保健師等により健康教育を実施しています。平成30年度からは専任の臨時職員を配置し、国保年金課からの受託事業である特定保健指導とも連携を始めました。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	一般健康教育		重点健康教育		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
26年度	126	1,947	30	754	156	2,701	686
27年度	120	1,996	35	796	155	2,792	672
28年度	58	1,144	32	868	90	2,012	620
29年度	56	780	26	556	82	1,336	1,321
<b>30年度</b>	<b>98</b>	<b>1,228</b>	<b>37</b>	<b>730</b>	<b>135</b>	<b>1,958</b>	<b>4,481</b>

※① 一般健康教育とは、生活習慣病の予防、健康増進等に関する正しい知識の普及教育など。

② 重点健康教育とは、平成27年度までは、歯周疾患、骨粗しょう症、病態別、薬、平成28年度からは、歯周疾患、ロコモティブシンドローム、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、病態別、薬の健康教育。

### (3) 健康相談

40歳以上の方を対象に、心身の健康に関する個別の相談に応じるとともに、必要な指導及び助言を実施しています。

単位：回、人、千円

健康づくり課調

年 度	総合健康相談		重点健康相談		計		事業費
	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	回 数	延べ人数	
26年度	24	416	16	94	40	510	831
27年度	26	505	16	63	42	568	888
28年度	24	425	16	80	40	505	696
29年度	22	383	16	78	38	461	416
<b>30年度</b>	<b>23</b>	<b>419</b>	<b>16</b>	<b>79</b>	<b>39</b>	<b>498</b>	<b>484</b>

※① 総合健康相談とは、がん検診会場や依頼等で行う健康相談。

② 重点健康相談とは、相談内容が病態別に分類できる健康相談。

### (4) 健康診査

平成19年度に老人保健法に基づく基本健康診査が廃止され、平成20年度から健康増進法の対象となる健康診査が開始されました。健康増進法の対象となる健康診査は、特定健康診査非対象者（生活保護受給者、短期滞在の外国人）に実施しています。また、各種がん検診、肝炎ウイルス検診、成人歯科健康診査（歯周疾患）も同法に基づき実施しています。座間市では、その他に後期高齢者の健康診査や、特定健康診査では対象としない腎機能検査、脂質検査など独自の検査項目を追加して健康診査事業の充実を図っています。

ア 健康診査等実施状況

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	後期高齢者健康診査			肝炎ウイルス 検査受診者	市独自の追加 検査受診者
	対象者数	受診者数	受診率		
26年度	11,524	4,244	36.8	530	7,383
27年度	12,288	4,666	38.0	390	7,119
28年度	13,249	4,962	37.5	338	6,855
29年度	13,770	5,247	38.1	293	6,820
<b>30年度</b>	<b>14,668</b>	<b>5,331</b>	<b>36.3</b>	<b>317</b>	<b>6,202</b>

イ がん（胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、前立腺がん、口腔がん）検診  
生活習慣病予防の一環として実施し、疾病の早期発見、早期治療に努めています。

- ・ 胃がん検診は、昭和48年度から40歳以上の方を対象として検診車による集団検診で実施。
- ・ 肺がん検診は、昭和56年度から40歳以上の方を対象として指定医療機関における施設検診で実施。
- ・ 大腸がん検診は、平成元年度から40歳以上の方を対象として集団検診で実施。平成28年度から、施設検診も開始。2日間の採便による便潜血検査。
- ・ 子宮がん検診は、昭和49年度から30歳以上の女性を対象として検診車による集団検診で実施。昭和59年度から、施設検診も開始。平成17年度から、国の指針により20歳以上隔年で実施。平成21年度から20歳以上全年齢で実施。
- ・ 乳がん検診は、昭和54年度から30歳以上の女性を対象として集団検診で実施。平成16年度から、国の指針により50歳以上隔年で実施。平成17年度から、40歳以上隔年でマンモグラフィを実施。平成21年度から、30歳以上を対象に指定医療機関で視触診検診を実施。
- ・ 前立腺がん検診は平成17年度から50歳以上の男性を対象に指定医療機関でP S A検査を実施。
- ・ 口腔がん検診は、平成24年度から集団検診で実施。
- ・ 胃がんリスク検診は、平成28年度から40歳以上70歳までの5歳刻みの年齢を対象に実施。

単位：人、千円

健康づくり課調

年 度	胃がん	肺がん	大腸がん	子宮がん	乳がん	前立腺がん	口腔がん	胃がんリスク	事業費
26年度	1,763	5,149	3,357	3,865	1,917	2,462	80	-	83,275
27年度	1,781	5,393	3,730	3,773	1,987	2,492	80	-	83,772
28年度	1,401	5,171	3,989	3,562	1,804	2,302	79	689	84,130
29年度	1,341	5,171	4,428	3,426	1,512	2,408	77	783	83,656
<b>30年度</b>	<b>1,117</b>	<b>5,248</b>	<b>4,489</b>	<b>3,302</b>	<b>1,391</b>	<b>2,358</b>	<b>77</b>	<b>804</b>	<b>84,064</b>

(5) 訪問指導

40歳以上の方を対象に、生活習慣病予防のための助言を訪問により実施しています。

単位：人、件

健康づくり課調

年 度	保健師数	訪問指導件数	
			うち65歳以上
26年度	9	38	7
27年度	9	37	0
28年度	9	47	0
29年度	9	46	2
<b>30年度</b>	<b>9</b>	<b>47</b>	<b>0</b>

10 成人歯科健康診査

40歳以上の方を対象に、指定医療機関（歯科）に委託して実施しています。

単位：人、%

健康づくり課調

年 度	対象者数	受診者数	受診率
26年度	74,598	483	0.64
27年度	76,631	626	0.82
28年度	77,519	678	0.87
29年度	78,922	745	0.94
<b>30年度</b>	<b>79,709</b>	<b>723</b>	<b>0.91</b>

## 1.1 小児医療助成事業

中学3年生までの子供（対象となるのは入院、通院費）がいる方に、保険診療の自己負担分を助成しています。1歳児以上は、所得制限があります。

※小児医療費助成の変更経緯

- ・ 平成7年10月事業開始
- ・ 平成14年10月1日から通院対象年齢を4歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成16年10月1日から通院対象年齢を5歳未満児まで引き上げ
- ・ 平成17年10月1日から通院対象年齢を小学校就学前まで引き上げ
- ・ 平成20年7月1日から通院対象年齢を小学3年生まで引き上げ
- ・ 平成24年10月1日から通院対象年齢を小学4年生まで引き上げ
- ・ 平成26年10月1日から通院対象年齢を小学6年生まで引き上げ
- ・ 平成30年10月1日から通院対象年齢を中学3年生まで引き上げ

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	中学3年生まで			対15歳未 満人口比	15歳未 満 人口	中学校1年生 ～中学校卒業
	国民健康保険	社会保険	計			
26年度	2,138	9,731	11,869	85.7	13,845	17
27年度	2,036	9,652	11,688	85.3	13,698	18
28年度	1,957	9,649	11,606	85.0	13,651	23
29年度	2,166	9,246	11,412	84.8	13,458	19
<b>30年度</b>	<b>2,364</b>	<b>11,030</b>	<b>13,394</b>	<b>80.7</b>	<b>16,602</b>	<b>0</b>

### (2) 中学3年生までの医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	29,259	53,442,713	150,412	271,079,395
27年度	28,731	53,141,800	161,289	300,297,518
28年度	27,394	49,474,569	163,720	299,265,561
29年度	23,145	42,407,385	160,400	294,811,817
<b>30年度</b>	<b>22,657</b>	<b>43,628,538</b>	<b>162,857</b>	<b>306,423,718</b>

年 度	償還支給			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	407	1,817,527	2,959	8,123,630
27年度	651	1,413,743	2,546	7,224,041
28年度	591	1,211,704	2,299	8,298,228
29年度	886	1,883,793	2,818	6,752,126
<b>30年度</b>	<b>980</b>	<b>2,142,473</b>	<b>2,649</b>	<b>9,967,021</b>

年 度	計			
	国民健康保険		社会保険	
	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	29,666	55,260,240	153,371	279,203,025
27年度	29,382	54,555,543	163,835	307,521,559
28年度	27,985	50,686,273	166,019	307,563,789
29年度	24,031	44,291,178	163,218	301,563,943
<b>30年度</b>	<b>23,637</b>	<b>45,771,011</b>	<b>165,506</b>	<b>316,390,739</b>

年 度	合 計		1 件当たり金額	1 人当たり金額
	件 数	支給額		
26年度	183,037	334,463,265	1,827	28,180
27年度	193,217	362,077,102	1,874	30,979
28年度	194,004	358,250,062	1,847	30,868
29年度	187,249	345,855,121	1,847	30,306
<b>30年度</b>	<b>189,143</b>	<b>362,161,750</b>	<b>1,915</b>	<b>27,039</b>

(3) 中学1年生から中学校卒業までの医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		計		1 件当たり 金額	1 人当たり 金額
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額		
26年度	7	494,213	17	1,217,732	24	1,711,945	71,331	100,703
27年度	19	464,437	20	1,289,024	39	1,753,461	44,961	97,415
28年度	12	582,837	28	1,272,806	40	1,855,643	46,391	80,680
29年度	9	399,946	19	1,033,990	28	1,433,936	51,212	75,470

平成30年10月1日に通院の対象者を中学生まで拡大したため、平成30年度分から、

「(2) 中学3年生までの医療費」に合算しました。

## 1.2 心身障害者医療費援助事業

身体障害者手帳1～3級及び療育手帳A1～B1、または精神保健福祉手帳1級の交付を受けている方に対し、保険診療の自己負担分を援助しています。ただし、平成18年10月1日から、身体障害者手帳3級及び療育手帳B1の方は、保険診療の一割を負担していただくことになりました。

- ・平成24年4月1日から身体障害者手帳4級、療育手帳B2新規受付廃止  
(平成25年9月30日まで経過措置有り)
- ・平成24年10月1日から精神保健福祉手帳1級の方に対し援助開始
- ・平成25年4月1日から年齢制限導入を実施(65歳以上の新規取得者は対象外)

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

(各年度末現在) 医療課調

年 度	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	身・知的・精神 両該当	計	対人口比	人 口
26年度	1,843	433	71	75	2,272	1.75	129,633
27年度	1,781	442	78	78	2,223	1.73	128,575
28年度	1,711	451	68	77	2,153	1.67	129,277
29年度	1,643	446	61	77	2,073	1.60	129,387
<b>30年度</b>	<b>1,593</b>	<b>449</b>	<b>67</b>	<b>79</b>	<b>2,030</b>	<b>1.56</b>	<b>130,160</b>

※人口は各年度末の翌月4月1日現在。

### (2) 心身障害者医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	23,345	126,309,146	12,275	83,477,588	17,890	48,706,819
27年度	22,541	119,423,743	12,357	90,095,329	16,556	42,887,643
28年度	22,102	117,775,775	12,729	79,469,362	16,200	45,409,700
29年度	20,458	108,540,252	13,174	87,453,021	15,618	42,182,181
<b>30年度</b>	<b>19,869</b>	<b>108,137,551</b>	<b>13,599</b>	<b>85,518,452</b>	<b>14,985</b>	<b>42,424,458</b>

年 度	償還支給					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	3,820	17,789,796	2,340	11,615,715	1,731	6,359,820
27年度	3,781	16,216,470	2,105	7,923,961	1,587	5,248,853
28年度	2,597	15,049,083	1,599	8,157,909	1,478	3,963,303
29年度	1,995	12,052,335	1,425	9,744,901	1,193	3,901,448
<b>30年度</b>	<b>2,321</b>	<b>13,872,664</b>	<b>1,589</b>	<b>9,040,114</b>	<b>1,203</b>	<b>4,307,712</b>

年 度	計					
	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	27,165	144,098,942	14,615	95,093,303	19,621	55,066,639
27年度	26,322	135,640,213	14,462	98,019,290	18,143	48,136,496
28年度	24,699	132,824,858	14,328	87,627,271	17,678	49,373,003
29年度	22,453	120,592,587	14,599	97,197,922	16,811	46,083,629
<b>30年度</b>	<b>22,190</b>	<b>122,010,215</b>	<b>15,188</b>	<b>94,558,566</b>	<b>16,188</b>	<b>46,732,170</b>

年 度	合 計		1 件当たり金額	1 人当たり金額
	件 数	支給額		
26年度	61,401	294,258,884	4,792	129,515
27年度	58,927	281,795,999	4,782	126,764
28年度	56,705	269,825,132	4,758	125,325
29年度	53,863	263,874,138	4,899	127,291
<b>30年度</b>	<b>53,566</b>	<b>263,300,951</b>	<b>4,915</b>	<b>129,705</b>

### 1 3 精神障害者通院医療費助成事業

健康保険に加入しており精神保健福祉手帳 2 級及び自立支援医療受給者証をお持ちの方で助成券を申請された方に対し、精神通院医療費を助成しています。

- ・平成 2 4 年 4 月 1 日から精神保健福祉手帳 3 級新規受付廃止  
(平成 2 5 年 9 月 3 0 日まで経過措置有り)
- ・平成 2 5 年 4 月 1 日から年齢制限導入を実施 (6 5 歳以上の新規取得者は対象外)

#### (1) 資格取得者の状況

単位：人

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	後期高齢	計
26年度	334	129	9	472
27年度	348	143	11	502
28年度	371	188	10	569
29年度	363	197	9	569
<b>30年度</b>	<b>360</b>	<b>209</b>	<b>11</b>	<b>580</b>



(2) 精神通院医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	国民健康保険		社会保険		後期高齢	
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	2,664	7,120,010	1,309	3,533,100	73	218,720
27年度	4,025	7,206,050	1,542	3,765,000	77	111,520
28年度	4,234	7,751,340	1,804	3,979,000	56	109,750
29年度	4,416	8,006,050	1,984	4,155,370	82	128,050
<b>30年度</b>	<b>4,403</b>	<b>7,858,480</b>	<b>2,425</b>	<b>4,669,710</b>	<b>85</b>	<b>72,480</b>

年 度	計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件 数	支給額		
26年度	4,046	10,871,830	2,687	23,034
27年度	5,644	11,082,570	1,964	22,077
28年度	6,094	11,840,090	1,943	20,809
29年度	6,482	12,289,470	1,896	21,598
<b>30年度</b>	<b>6,913</b>	<b>12,600,670</b>	<b>1,823</b>	<b>21,725</b>

1.4 ひとり暮らし高齢者医療事業

市独自の事業で、65歳から69歳までのひとり暮らしで住民税非課税の方を対象に、健康保険法に規定する70歳以上の方の医療に準じて医療費助成を行っています。健康保険証、健康手帳及び高齢者医療証を医療機関に提示することにより、助成が受けられます。

※本事業は、平成22年10月に廃止しましたが、経過措置として既存の対象者が70歳に到達するまでの間、医療費助成を継続。

(1) 資格者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	国民健康保険	社会保険	計	対人口比	人 口
26年度	1	0	1	0.001	128,874
27年度	0	0	0	0	128,575
28年度	0	0	0	0	129,277
29年度	0	0	0	0	129,387
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>130,160</b>

※① 資格者は、当該年度末現在の人数。

② 人口は、各年度末の翌月4月1日現在。

## (2) 医療費助成費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給				償還支給	
	国民健康保険		社会保険			
	件 数	支給額	件 数	支給額	件 数	支給額
26年度	169	215,706	0	0	3	45,580
27年度	10	25,239	0	0	0	0
28年度	0	0	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	計		1件当たり 金額	1人当たり 金額
	件 数	支給額		
26年度	172	261,286	1,519	261,286
27年度	10	25,239	2,524	0
28年度	0	0	0	0
29年度	0	0	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

## 15 後期高齢者医療

平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により老人保健法が改正され、平成20年4月から75歳以上を対象として独立した後期高齢者医療制度が始まりました。

### (1) 保険料の収納状況

単位：円、%

医療課調

年 度	特別徴収				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
26年度	592,335,020	592,335,020	0	0	100.00
27年度	603,189,570	603,189,570	0	0	100.00
28年度	663,968,335	663,968,335	0	0	100.00
29年度	714,735,950	714,735,950	0	0	100.00
<b>30年度</b>	<b>737,383,905</b>	<b>737,383,905</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>100.00</b>

年 度	普通徴収				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
26年度	372,734,750	362,630,720	2,669,035	7,434,995	97.29
27年度	388,985,070	378,207,125	1,088,870	9,689,075	97.23
28年度	435,329,865	422,745,595	2,301,890	10,282,380	97.11
29年度	454,941,510	437,363,695	3,391,525	14,186,290	96.14
<b>30年度</b>	<b>475,328,895</b>	<b>456,745,600</b>	<b>4,537,975</b>	<b>14,045,320</b>	<b>96.09</b>

年 度	計				
	調定額	収納額	不納欠損額	未納額	収納率
26年度	965,069,770	954,965,740	2,669,035	7,434,995	98.95
27年度	992,174,640	981,396,695	1,088,870	9,689,075	98.91
28年度	1,099,298,200	1,086,713,930	2,301,890	10,282,380	98.86
29年度	1,169,677,460	1,152,099,645	3,391,525	14,186,290	98.50
<b>30年度</b>	<b>1,212,712,800</b>	<b>1,194,129,505</b>	<b>4,537,975</b>	<b>14,045,320</b>	<b>98.47</b>

### (2) 決算状況

ア 歳入

単位：円

医療課調

年 度	保険料				繰入金	
	特別徴収保険料		普通徴収保険料		保険基盤安定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
26年度	624,366,000	592,335,020	357,506,000	362,630,720	145,685,000	145,685,000
27年度	647,961,000	603,189,570	377,929,000	378,207,125	160,369,000	160,368,829
28年度	685,459,000	663,968,335	400,493,000	422,745,595	176,940,000	176,940,000
29年度	723,596,000	714,735,950	434,113,000	437,363,695	190,954,000	190,953,431
<b>30年度</b>	<b>744,891,000</b>	<b>737,383,905</b>	<b>436,110,000</b>	<b>456,745,600</b>	<b>197,907,000</b>	<b>197,907,000</b>

年 度	繰入金				繰越金	
	職員給与費等		その他		予算額	決算額
	予算額	決算額	予算額	決算額		
26年度	27,467,000	27,467,000	13,723,000	13,723,000	54,544,000	54,544,434
27年度	35,571,000	35,571,000	12,216,000	12,216,000	61,214,000	61,214,506
28年度	31,494,000	31,494,000	12,084,000	12,084,000	63,070,000	63,070,132
29年度	26,649,000	26,649,000	11,262,000	11,262,000	68,713,000	68,713,286
<b>30年度</b>	<b>29,807,000</b>	<b>29,807,000</b>	<b>12,906,000</b>	<b>12,906,000</b>	<b>61,466,000</b>	<b>61,466,082</b>

年 度	諸収入		国庫支出金		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
26年度	502,000	955,807	0	0	1,223,793,000	1,197,340,981
27年度	502,000	898,648	2,067,000	2,067,000	1,297,829,000	1,253,732,678
28年度	552,000	1,031,597	0	0	1,370,092,000	1,371,333,659
29年度	1,318,000	1,645,769	0	0	1,456,605,000	1,451,323,131
<b>30年度</b>	<b>1,002,000</b>	<b>2,202,114</b>	<b>2,246,000</b>	<b>2,246,000</b>	<b>1,486,335,000</b>	<b>1,500,663,701</b>

イ 歳 出

単位：円

医療課調

年 度	総務費		後期高齢者広域 医療連合納付金		諸支出金	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
26年度	41,190,000	36,480,562	1,162,720,000	1,092,800,776	7,229,600	6,845,137
27年度	49,854,000	45,918,745	1,229,381,000	1,138,062,239	7,271,600	6,681,562
28年度	43,578,000	39,191,847	1,308,611,000	1,257,671,671	6,456,300	5,756,855
29年度	38,767,222	36,703,696	1,398,310,000	1,346,623,256	6,609,100	6,530,097
<b>30年度</b>	<b>44,959,000</b>	<b>42,923,084</b>	<b>1,425,693,000</b>	<b>1,386,810,206</b>	<b>3,758,000</b>	<b>2,610,594</b>

年 度	予備費		計	
	予算額	決算額	予算額	決算額
26年度	12,653,400	0	1,223,793,000	1,136,126,475
27年度	11,322,400	0	1,297,829,000	1,190,662,546
28年度	11,446,700	0	1,370,092,000	1,302,620,373
29年度	12,918,678	0	1,456,605,000	1,389,857,049
<b>30年度</b>	<b>11,925,000</b>	<b>0</b>	<b>1,486,335,000</b>	<b>1,432,343,884</b>

## 16 養育医療費助成事業

母子保健法の改正により、平成25年4月1日から県より市町村に権限移譲された事業であり、医師の判断により指定養育医療機関において入院養育が必要とする未熟児に対し、満1歳の誕生日の前日を期限とし助成しています。

### (1) 資格取得者の状況

単位：人、%

医療課調

年 度	保健種別			計	対1歳未満人口比	1歳未満人口
	国民健康保険	社会保険	生保等無保険			
26年度	10	12	2	24	2.5	959
27年度	5	13	1	19	2.0	959
28年度	5	14	0	19	2.1	919
29年度	2	20	0	22	2.3	946
<b>30年度</b>	<b>6</b>	<b>27</b>	<b>0</b>	<b>33</b>	<b>3.8</b>	<b>864</b>

### (2) 医療費

単位：件、円

医療課調

年 度	現物支給					
	国民健康保険		社会保険		生保等無保険	
	件数	支給額	件数	支給額	件数	支給額
26年度	21	1,659,734	30	2,255,362	6	13,880,090
27年度	13	1,100,453	21	1,782,822	3	2,615,570
28年度	13	1,166,509	33	2,516,499	0	0
29年度	3	316,370	41	3,363,734	0	0
<b>30年度</b>	<b>14</b>	<b>1,326,376</b>	<b>63</b>	<b>5,584,846</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	合 計		1件当たり金額	1人当たり金額
	件数	支給額		
26年度	57	17,795,186	312,196	741,466
27年度	37	5,498,845	148,617	289,413
28年度	46	3,683,008	80,065	193,843
29年度	44	3,680,104	83,639	167,277
<b>30年度</b>	<b>77</b>	<b>6,911,222</b>	<b>89,756</b>	<b>209,431</b>

## 17 市民健康センター管理運営事業

市民の健康の管理・増進のための地域保健活動の拠点となる保健センター機能と、休日等における急患診療のための休日急患センター機能を併設した施設として、平成8年9月に開設しました。

### (1) 施設概要

- ・敷地面積 2,629.45㎡
- ・建築面積 1,238.84㎡
- ・延床面積 2,094.30㎡（1階1,131.01㎡、2階963.29㎡）
- ・構造規模 鉄筋コンクリート造地上2階 建物高さ9.3m
- ・主な施設 (保健センター機能) 多目的ホール、栄養指導室、ミーティングルーム、プレイルーム、保健相談室、健康相談室、歯の相談室、健康増進室  
(休日急患センター機能) 内科、小児科、歯科、薬局、外科

### (2) 健康センター利用状況

単位：人、円

健康づくり課調

年 度	利用者数	使用料
26年度	102,527	1,481,379
27年度	99,975	1,433,636
28年度	98,668	1,274,935
29年度	100,918	1,207,781
<b>30年度</b>	<b>130,349</b>	<b>1,116,186</b>

## VIII 国民健康保険

## 1 健康保険

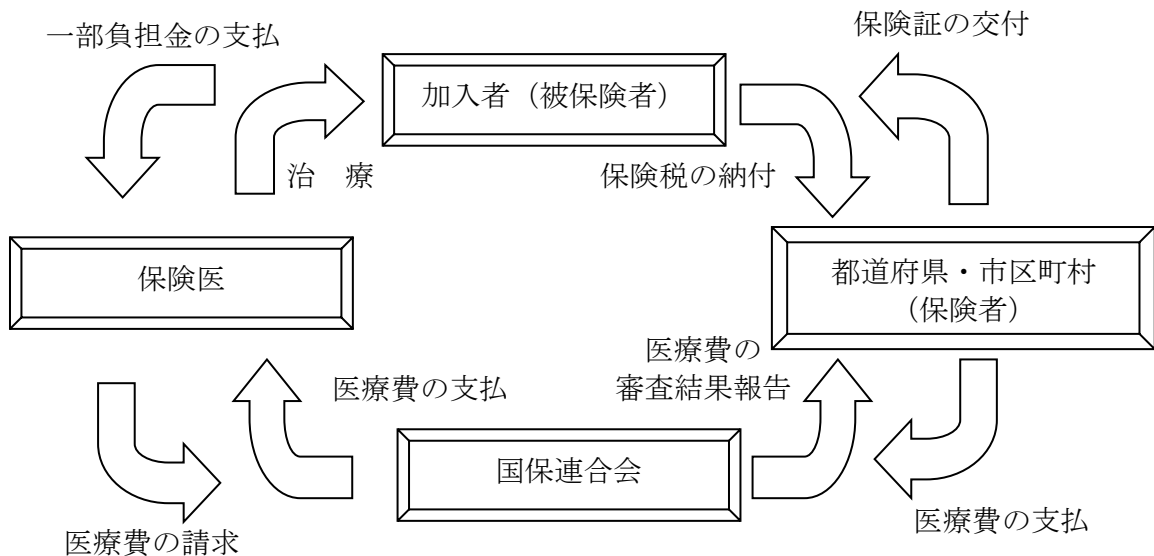
いつ、どこで、病気やけがに襲われ、その治療や入院などで大きな経済的負担を負うことになるか分かりません。そんなときのために、日頃からお金（保険税）を出し合い、いざというときに医療費などの支払に充てて、皆で助け合おうというのが国民健康保険（国保）制度で、我が国の社会保障制度の一翼を担うものです。

### (1) 加入対象者

国保に加入する人を被保険者といい、国保の事業を運営している都道府県と市区町村を保険者といいます。

職場の健康保険の加入者とその扶養家族、後期高齢者医療制度で医療を受けている方、生活保護を受けている方を除いて、75歳未満の方はすべて国保の加入者となります。

### (2) 国保の仕組み



### (3) 国民健康保険運営協議会

本協議会は、国民健康保険法第11条に基づいて、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するため設置されています。

#### ア 構成

- ・ 被保険者を代表する委員 4人
- ・ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4人
- ・ 公益を代表する委員 4人
- ・ 被用者保険等保険者を代表する委員 1人

イ 任期 3年

ウ 協議会開催回数 随時開催 年2～3回程度



(4) 被保険者の状況

ア 世帯数、被保険者数（年間平均）

単位：世帯、人

国保年金課調

年 度	世帯数	一般 被保険者	退職被保険者等			計
			退職本人	被扶養者	計	
26年度	22,268	35,199	1,372	564	1,936	37,135
27年度	21,823	34,348	996	385	1,381	35,729
28年度	21,115	33,137	616	206	822	33,959
29年度	20,182	31,424	292	73	365	31,789
<b>30年度</b>	<b>19,481</b>	<b>30,030</b>	<b>107</b>	<b>13</b>	<b>120</b>	<b>30,150</b>

イ 国保加入割合（年間平均）

単位：世帯、人、%

国保年金課調

年 度	世 帯	国保加入世帯		人 口	国保加入者	
			加入率			加入率
26年度	55,833	22,268	39.88	128,874	37,135	28.81
27年度	56,181	21,823	38.84	128,661	35,729	27.77
28年度	57,019	21,115	37.03	129,277	33,959	26.27
29年度	57,663	20,182	35.00	129,387	31,789	24.57
<b>30年度</b>	<b>58,778</b>	<b>19,481</b>	<b>33.14</b>	<b>130,160</b>	<b>30,150</b>	<b>23.16</b>

※人口、世帯数については、翌年4月1日現在の数値で、国勢調査の確定数値に基づく数値を使用しています。

## 2 保険税

(1) 賦課と納付

ア 賦課期日 4月1日

イ 賦課方式

[医療分]

① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（5.9/100）

② 均等割額 加入者1人当たり 22,200円

③ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 19,800円

①+②+③=年税額（限度額580,000円）

[後期高齢者支援金分]

① 所得割額 賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（2.1/100）

② 均等割額 加入者1人当たり 6,400円

③ 平等割額 加入世帯1世帯当たり 7,000円

①+②+③=年税額（限度額190,000円）

[介護納付金分]

- ① 所得割額 40～64歳までの加入者の賦課総所得金額（基礎控除後）×税率（1.7 /100）
- ② 均等割額 40～64歳までの加入者1人当たり 7,400円
- ③ 平等割額 40～64歳までの加入世帯1世帯当たり 6,200円
- ①+②+③=年税額（限度額160,000円）

ウ 納税義務の発生と消滅

取得した場合 取得した日の属する月から月割りをもって算定した額

喪失した場合 喪失した日の属する月の前月まで月割りをもって算定した額

エ 低所得世帯の軽減

(ア) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円以下の世帯については、均等割額と平等割額の7割相当額を減額

(イ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円に1人につき27万5千円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の5割相当額を減額

(ウ) 世帯主とその世帯に属する被保険者の総所得金額が33万円に1人につき50万円を加算した金額以下の世帯は均等割額と平等割額の2割相当額を減額

※① 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、被保険者人数が減少しても、軽減判定の対象者とします。

② 65歳以上の公的年金受給者は、年金所得から15万円を控除した所得で判定します。

(エ) 世帯の被保険者が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身となる場合、医療分と後期高齢者支援分に係る平等割額の5割相当額を減額

オ 納 期

(ア) 普通徴収 6月から翌年3月までの10回

(イ) 特別徴収 4月・6月・8月・10月・12月・2月の6回

(2) 徴 収

ア 徴収方法

(ア) 普通徴収 座間市指定金融機関、コンビニエンスストア等で、納付書又は口座振替により納付

(イ) 特別徴収 公的年金からの差引きにより納付

イ 滞納整理

文書・電話による催告、差押、公売

## (3) 保険税の収納状況

単位：円、%

国保年金課調

年 度	調定額		
	現年度分	滞納繰越分	計
26年度	3,038,644,500	1,676,821,085	4,715,465,585
27年度	2,877,774,572	1,546,820,133	4,424,594,705
28年度	2,948,088,400	1,418,324,243	4,366,412,643
29年度	2,701,113,500	1,288,673,263	3,989,786,763
<b>30年度</b>	<b>2,860,139,300</b>	<b>1,223,155,962</b>	<b>4,083,295,262</b>

年 度	収入済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
26年度	2,685,964,865	237,866,329	2,923,831,194
27年度	2,560,360,016	227,000,642	2,787,360,658
28年度	2,639,276,959	215,901,545	2,855,178,504
29年度	2,446,385,558	201,806,636	2,648,192,194
<b>30年度</b>	<b>2,599,005,035</b>	<b>197,681,302</b>	<b>2,796,686,337</b>

年 度	不納欠損額		
	現年度分	滞納繰越分	計
26年度	2,893,600	205,022,258	207,915,858
27年度	2,922,500	179,093,804	182,016,304
28年度	2,409,075	173,572,100	175,981,175
29年度	2,788,600	100,565,827	103,354,427
<b>30年度</b>	<b>2,688,700</b>	<b>156,704,067</b>	<b>159,392,767</b>

年 度	収入未済額		
	現年度分	滞納繰越分	計
26年度	349,786,035	1,233,932,498	1,583,718,533
27年度	314,492,056	1,140,725,687	1,455,217,743
28年度	306,402,366	1,028,850,598	1,335,252,964
29年度	251,939,342	986,300,800	1,238,240,142
<b>30年度</b>	<b>258,445,565</b>	<b>868,770,593</b>	<b>1,127,216,158</b>

年 度	収納率		
	現年度分	滞納繰越分	計
26年度	88.39	14.19	62.01
27年度	88.97	14.68	63.00
28年度	89.53	15.22	65.39
29年度	90.57	15.66	66.37
<b>30年度</b>	<b>90.87</b>	<b>16.16</b>	<b>68.49</b>

(4) 保険税（現年度分）1世帯当たりの額、被保険者1人当たりの額（介護分含む）

単位：円、%

国保年金課調

年 度	1世帯当たり		1人当たり					
			一般被保険者分		退職被保険者等分		計	
	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比	調定額	前年比
26年度	136,458	97.9	80,976	100.0	97,291	92.8	81,827	99.2
27年度	131,869	96.0	80,028	98.8	93,387	96.0	80,545	98.4
28年度	139,621	105.9	86,553	108.2	97,283	104.2	86,813	107.8
29年度	133,838	95.9	84,918	98.1	89,462	92.0	84,970	97.9
<b>30年度</b>	<b>146,817</b>	<b>109.7</b>	<b>94,855</b>	<b>111.7</b>	<b>96,924</b>	<b>108.3</b>	<b>94,864</b>	<b>111.6</b>

### 3 保険給付

(1) 保険の給付

ア 療養給付費

病気やけがをして診療や治療を受けた場合、病院などの窓口で保険証を提示すれば、年齢などに応じた自己負担金を支払うだけで医療給付を受けることができ、残りの7割から8割を国保が負担します。（70歳以上75歳未満の方の1割分は、国負担）

(ア) 義務教育就学前の方 2割自己負担

(イ) 義務教育就学前以上70歳未満の方 3割自己負担

(ウ) 70歳以上75歳未満の方

① 3割自己負担（一定以上の所得者）

② 2割自己負担（3割自己負担以外の方で、昭和19年4月2日以降生まれの方）

③ 1割自己負担（3割自己負担以外の方で、昭和19年4月1日以前生まれの方）

※一部負担金等の軽減措置により自己負担割合が1割となっています。

イ 療養費

不慮の事故などで国保を扱っていない病院などで治療を受けたときや、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき、いったん全額自己負担となりますが、国保の窓口へ申請し、審査決定後に自己負担分を除いた額が払い戻されます。なお、次のような場合も同様の扱いとなります。

(ア) 手術などで輸血に用いた生血代（医師が認めた場合）

(イ) コルセットなどの補装具代（医師が認めた場合）

(ウ) はり、灸、マッサージなどの施術を受けたとき（医師の同意が必要）

(エ) 骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けたとき

(オ) 海外渡航中に診療を受けたとき

## ウ 高額療養費

### (ア) 70歳未満の人の場合

同じ人が、同じ月に、同じ医療機関で下表の合算対象基準額以上の一部負担金を支払い、その合計が限度額を上回ったとき、限度額を超えた分が支給されます。また、同じ世帯で12か月以内に4回以上の高額療養費の支給を受けるとき、4回目以降の限度額が下がります。

区 分	限度額（3回目まで）	4回目以降	合算対象 基準額
(ア)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して901万円を超える住民税課税世帯	252,600円 (医療費が842,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	140,100円	21,000円
(イ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して600万円を超えて且つ901万円以下の住民税課税世帯	167,400円 (医療費が558,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	93,000円	21,000円
(ウ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して210万円を超えて且つ600万円以下の住民税課税世帯	80,100円 (医療費が267,000円を超えた場合は超えた分の1%を加算)	44,400円	21,000円
(エ)加入者全員の前年の基礎控除後の総所得金額を足して210万円以下の住民税課税世帯	57,600円	44,400円	21,000円
(オ)住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	21,000円

※① 加入者に一人でも所得が未申告の方がいる場合は、(ア)の区分とみなされます。

② 70歳未満については、同一世帯で同一月に一部負担金21,000円（住民税非課税世帯も同額）以上の支払が2回以上あった場合は、その額を合算して限度額を超えた分が支給されます。

(イ) 70歳以上の人の場合

70歳以上の人は、先に外来（個人単位）の自己負担限度額(a)を適用します。同一月に入院がある場合は、外来と合算して(b)の自己負担限度額までの負担となります。

区 分	負担割合	平成30年7月まで		平成30年8月から		合算対象基準額
		外 来 (個人単位) (a)	外来＋入院 (世帯単位) (b)	外 来 (個人単位) (a)	外来＋入院（世帯単位） (b)	
現役並み 所得者	3割	57,600 円	80,100円 (医療費が267,000 円を超えた場合は 超えた分の1%を 加算)	Ⅲ（課税 所得690 万円以上）	252,600円＋（医療費－842,0 00円）×1% ※過去12か月以内に(b)の自己 負担限度額を超えた支給が4 回以上あった場合、4回目以 降は140,100円	1円
				Ⅱ（課税所 得380万円 以上）	167,400円＋（医療費－558,0 00円）×1% ※過去12か月以内に(b)の自己 負担限度額を超えた支給が4 回以上あった場合、4回目以 降は93,000円	
				Ⅰ（課税所 得145万円 以上）	80,100円＋（医療費－267,00 0円）1% ※過去12か月以内に(b)の自己 負担限度額を超えた支給が4 回以上あった場合、4回目以 降は44,400円	
一 般	2割 又は 1割	14,000 円 ※年間 14.4万 円 上限	57,600円 ※過去12か月以内 に(b)の自己負担限 度額を超えた支給 が4回以上あった 場合、4回目以降 は44,400円	18,000円 ※年間14.4 万円上限	57,600円 ※過去12か月以内 に(b)の自己 負担限度額を超えた支給が4 回以上あった場合、4回目以 降は44,400円	1円
低所得者 Ⅱ	2割 又は 1割	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円	1円
低所得者 Ⅰ	2割 又は 1割	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円	1円

※① 低所得者Ⅱとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税の人（低所得者Ⅰ以外の人）。

② 低所得者Ⅰとは、同一世帯の世帯主及び国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円になる人。

③ 70歳以上については、1円から合算対象となります。

(ウ) 70歳未満の人と70歳以上75歳未満の人が同じ世帯にいる場合

70歳未満と70歳以上が同じ世帯でも、合算することができます。70歳以上の自己負担限度額をまず計算し、それに70歳未満の合算対象基準額（21,000円以上の自己負担額）を加えて、70歳未満の自己負担限度額を適用して計算します。

(エ) 厚生労働大臣が指定する特定疾病の場合

長期特定疾病（人工透析が必要な慢性腎不全など）の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を提示すれば、自己負担は1か月10,000円までとなります。

※ 人工透析を要する70歳未満の上位所得者は20,000円。

(オ) 高額療養費現物給付の場合

平成19年4月から、入院時に「限度額適用認定証」を医療機関へ提示することで、月ごとの窓口での自己負担が最初から限度額までにとどめられていましたが、平成24年4月から、外来で高額な医療費がかかる場合にも、「限度額適用認定証」を提示することで、月ごとの窓口負担額が限度額までにとどめられます。

エ 出産育児一時金

被保険者が出産したときに支給されます。

平成18年	9月まで	1件	300,000円
平成20年	12月まで	1件	350,000円
平成21年	9月まで	1件	380,000円
平成21年	10月から	1件	420,000円

オ 葬祭費

被保険者が死亡したときに支給されます。

平成18年	9月まで	1件	80,000円
平成19年	3月まで	1件	65,000円
平成19年	4月から	1件	50,000円

## (2) 保険給付の状況

単位：件、円

国保年金課調

年 度	区 分	療養諸費			
		件 数	費用額	保険者負担額	一部負担金
26年度	一般分	535,629	10,491,021,088	7,690,934,419	2,280,944,720
	退職分	32,640	736,146,319	515,073,662	202,671,019
	計	568,269	11,227,167,407	8,206,008,081	2,483,615,739
27年度	一般分	535,511	10,877,253,499	7,967,676,584	2,423,969,512
	退職分	24,722	560,162,780	391,820,288	150,330,557
	計	560,233	11,437,416,279	8,359,496,872	2,574,300,069
28年度	一般分	521,790	10,536,847,726	7,685,880,338	2,417,369,275
	退職分	14,403	347,754,969	242,834,746	93,782,281
	計	536,193	10,884,602,695	7,928,715,084	2,511,151,556
29年度	一般分	497,552	10,350,166,001	7,555,661,404	2,380,019,876
	退職分	7,020	174,921,895	122,061,862	46,538,049
	計	504,572	10,525,087,896	7,677,723,266	2,426,557,925
<b>30年度</b>	一般分	<b>482,950</b>	<b>10,267,755,456</b>	<b>7,493,637,450</b>	<b>2,432,109,500</b>
	退職分	<b>2,415</b>	<b>59,932,680</b>	<b>41,713,252</b>	<b>16,739,920</b>
	計	<b>485,365</b>	<b>10,327,688,136</b>	<b>7,535,350,702</b>	<b>2,448,849,420</b>

年 度	区 分	療養諸費			
		他法負担分	1 件当たり 費用額	1 人当たり	
				費用額	保険者負担額
26年度	一般分	519,091,379	19,586	298,049	218,499
	退職分	18,401,638	22,554	380,241	266,050
	計	537,493,017	19,757	302,334	220,978
27年度	一般分	485,607,403	20,312	316,678	231,969
	退職分	18,011,935	22,658	405,621	283,722
	計	503,619,338	20,415	320,116	233,970
28年度	一般分	433,598,113	20,194	317,978	231,943
	退職分	11,137,942	24,145	423,060	295,419
	計	444,736,055	20,300	320,522	233,479
29年度	一般分	414,484,721	20,802	329,371	240,442
	退職分	6,321,984	24,918	479,238	334,416
	計	420,806,705	20,859	331,092	241,521
<b>30年度</b>	一般分	<b>342,008,506</b>	<b>21,260</b>	<b>341,917</b>	<b>249,538</b>
	退職分	<b>1,479,508</b>	<b>24,817</b>	<b>499,439</b>	<b>347,610</b>
	計	<b>343,488,014</b>	<b>21,278</b>	<b>342,544</b>	<b>249,929</b>

※① 国事業状況報告書の変更に伴い、「他法優先」及び「国保優先」の欄を変更し、他法負担分としました。また、指定公費分（一部負担の2割から1割措置としての1割分）が他法負担分に含まれます。

② 退職者医療制度の適用年齢は、平成20年度から75歳未満から65歳未満へ引き下げられました。



#### 4 経理状況

##### (1) 決算状況

###### ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
26年度	2,923,831,194	20.68	2,710,324,819	19.17	764,599,183	5.41
27年度	2,787,360,658	17.18	2,950,060,545	18.18	465,676,189	2.87
28年度	2,855,178,504	18.09	2,870,648,565	18.19	350,673,395	2.22
29年度	2,648,192,194	17.03	2,900,794,639	18.66	223,861,000	1.44
<b>30年度</b>	<b>2,796,686,337</b>	<b>20.43</b>	<b>278,000</b>	<b>0.00</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>

年 度	前期高齢者交付金		県支出金		共同事業交付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
26年度	3,800,991,030	26.89	746,093,393	5.28	1,254,665,273	8.88
27年度	3,925,344,309	24.19	871,869,310	5.37	3,200,796,536	19.73
28年度	3,463,495,812	21.94	820,751,632	5.20	3,299,347,738	20.90
29年度	3,691,815,479	23.74	703,765,008	4.53	3,195,872,502	20.55
<b>30年度</b>			<b>8,749,171,356</b>	<b>63.91</b>		

年 度	繰入金					
	保険基盤安定		一般会計		基金繰入金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
26年度	351,229,166	2.48	1,474,909,000	10.43	0	0.00
27年度	467,991,981	2.88	1,389,029,000	8.56	0	0.00
28年度	498,187,600	3.16	1,480,845,000	9.38	0	0.00
29年度	495,119,432	3.18	1,377,478,000	8.86	0	0.00
<b>30年度</b>	<b>547,382,997</b>	<b>4.00</b>	<b>1,041,526,657</b>	<b>7.61</b>	<b>0</b>	<b>0.00</b>

年 度	繰越金		その他の収入		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
26年度	76,270,171	0.54	33,395,531	0.24	14,136,308,760	100.00
27年度	112,207,963	0.69	56,306,549	0.35	16,226,643,040	100.00
28年度	87,478,187	0.55	58,506,539	0.37	15,785,112,972	100.00
29年度	266,654,486	1.72	44,916,365	0.29	15,548,469,105	100.00
<b>30年度</b>	<b>504,793,328</b>	<b>3.69</b>	<b>48,868,148</b>	<b>0.36</b>	<b>13,688,706,823</b>	<b>100.00</b>

※平成30年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が都道府県に変わったことに伴い、市町村国保の財政運営も変更となりました。

## イ 歳 出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		国民健康保険事業費納付金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
26年度	240,631,292	1.72	9,320,956,434	66.46		
27年度	273,213,325	1.69	9,553,400,964	59.19		
28年度	289,296,639	1.86	9,125,409,473	58.80		
29年度	302,511,496	2.01	8,811,776,551	58.57		
<b>30年度</b>	<b>308,077,128</b>	<b>2.25</b>	<b>8,680,347,499</b>	<b>63.44</b>	<b>3,973,024,220</b>	<b>29.04</b>

年 度	後期高齢者支援金等		前期高齢者納付金等		老人保健拠出金	
	金 額	構成比	金 額	金 額	金 額	構成比
26年度	2,037,483,230	14.53	1,609,284	0.01	61,899	0.00
27年度	2,010,501,071	12.46	1,391,872	0.01	61,899	0.00
28年度	1,861,993,687	12.00	1,340,390	0.01	48,635	0.00
29年度	1,785,465,216	11.87	6,632,272	0.04	30,949	0.00
<b>30年度</b>						

年 度	介護納付金		保健事業費		基金積立金	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
26年度	856,796,785	6.11	81,426,721	0.58	110	0.00
27年度	778,020,777	4.82	81,463,451	0.51	109	0.00
28年度	714,631,315	4.61	82,138,416	0.53	4	0.00
29年度	676,498,023	4.50	81,957,159	0.55	4	0.00
<b>30年度</b>			<b>77,307,567</b>	<b>0.57</b>	<b>4</b>	<b>0.00</b>

年 度	共同事業拠出金		その他の支出		計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
26年度	1,336,035,214	9.53	149,099,828	1.06	14,024,100,797	100.00
27年度	3,358,156,839	20.81	82,954,546	0.51	16,139,164,853	100.00
28年度	3,356,298,288	21.63	87,301,639	0.56	15,518,458,486	100.00
29年度	3,087,680,951	20.53	291,123,156	1.93	15,043,675,777	100.00
<b>30年度</b>	<b>1,596</b>	<b>0.00</b>	<b>643,143,479</b>	<b>4.70</b>	<b>13,681,901,493</b>	<b>100.00</b>

※平成30年度に制度改正が行われ、財政運営の責任主体が都道府県に変わったことに伴い、市町村国保の財政運営も変更となりました。

## ウ 収支差引額

単位：円

国保年金課調

年 度	収支差引額
26年度	112,207,963
27年度	87,478,187
28年度	266,654,486
29年度	504,793,328
<b>30年度</b>	<b>6,805,330</b>

## (2) 一人当たりの決算状況

## ア 歳入

単位：円、%

国保年金課調

年 度	国民健康保険税		国庫支出金		療養給付費交付金		前期高齢者交付金	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
26年度	78,735	101.38	72,986	101.94	20,590	92.55	102,356	100.89
27年度	78,014	99.08	82,568	113.13	13,034	63.30	109,864	107.34
28年度	84,077	107.77	84,533	102.38	10,326	79.22	101,991	92.83
29年度	83,305	99.08	91,252	107.95	7,042	68.20	116,135	113.87
<b>30年度</b>	<b>92,759</b>	<b>111.35</b>	<b>9</b>	<b>0.00</b>	<b>0</b>	<b>0</b>		

年 度	県支出金		共同事業交付金		繰入金			
					保険基盤安定		一般会計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
26年度	20,091	105.40	33,787	93.34	9,458	119.07	39,717	110.42
27年度	24,402	121.46	89,585	265.15	13,098	138.49	38,877	97.89
28年度	24,169	99.05	97,157	108.45	14,670	112.00	43,607	112.17
29年度	22,139	91.60	100,534	103.48	15,575	106.17	43,332	99.37
<b>30年度</b>	<b>290,188</b>	<b>1,310.75</b>			<b>18,155</b>	<b>116.57</b>	<b>34,545</b>	<b>79.72</b>

年 度	繰入金		繰越金		その他の収入		計	
	基金繰入金							
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
26年度	0	-	2,054	55.26	899	124.52	380,673	101.09
27年度	0	-	3,141	152.92	1,576	175.31	454,159	119.30
28年度	0	-	2,576	82.01	1,723	109.33	464,829	102.35
29年度	0	-	8,388	325.62	1,412	81.95	489,115	105.22
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>16,743</b>	<b>199.61</b>	<b>1,621</b>	<b>114.80</b>	<b>454,020</b>	<b>92.82</b>

## イ 歳 出

単位：円、%

国保年金課調

年 度	総務費		保険給付費		国民健康保険事業費納付金		後期高齢者支援金等	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
26年度	6,480	112.60	251,002	99.17			54,867	103.88
27年度	7,647	118.01	267,385	106.53			56,271	102.56
28年度	8,519	111.40	268,718	100.50			54,831	97.44
29年度	9,516	111.70	277,196	103.15			56,166	102.43
<b>30年度</b>	<b>10,218</b>	<b>107.38</b>	<b>287,905</b>	<b>103.86</b>	<b>131,775</b>	-		

年 度	前期高齢者納付金等		老人保健拠出金		介護納付金		保健事業費	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
26年度	43	78.18	2	100.00	23,072	105.91	2,193	104.78
27年度	39	90.70	2	100.00	21,776	94.38	2,280	103.97
28年度	39	100.00	1	50.00	21,044	96.64	2,419	106.10
29年度	209	535.90	1	100.00	21,281	101.13	2,578	106.57
<b>30年度</b>							<b>2,564</b>	<b>99.46</b>

年 度	基金積立金		共同事業拠出金		その他の支出		計	
	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
26年度	0	-	35,978	103.39	4,015	96.17	377,652	100.82
27年度	0	-	93,990	261.24	2,322	57.83	451,711	119.61
28年度	0	-	98,834	105.15	2,571	110.72	456,976	101.17
29年度	0	-	97,130	98.28	9,158	356.20	473,235	103.56
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>-</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>21,331</b>	<b>232.92</b>	<b>453,794</b>	<b>95.89</b>

## ウ 収支差引額

単位：円、%

国保年金課調

年 度	収支差引額	前年比
26年度	3,022	151.94
27年度	2,448	81.01
28年度	7,853	320.79
29年度	15,880	202.22
<b>30年度</b>	<b>226</b>	<b>1.42</b>

## IX 国民年金

## 1 国民年金

国民年金は、我が国の公的年金の土台として、全国民共通の基礎年金を支給する制度です。

このため、自営業の人、会社などに勤務するサラリーマンや公務員の人、サラリーマン等の配偶者も、20歳から60歳までは国民年金に強制加入となります。

国民年金は、一定の要件が備わった方が老齢になったとき「老齢年金」、障がい者になったとき「障害年金」、遺族になったとき「遺族年金」が支給されます。

### (1) 国民年金に必ず加入する人（強制加入）

国民年金に必ず加入しなければならない人は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の人たちです。

#### ア 第1号被保険者

自営業者、農林漁業従事者、学生、フリーアルバイター、無職の人など

#### イ 第2号被保険者

厚生年金保険（船員保険を含む）の被保険者

#### ウ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者

### (2) 国民年金に希望で加入する人（任意加入）

次に該当する人は、本人の希望によって任意加入することができます。

- ① 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- ② 日本人で外国に居住している20歳以上65歳未満の人
- ③ 昭和40年4月1日以前生まれで老齢基礎年金等の受給資格期間を満たしていない65歳以上70歳未満の人（平成17年4月1日より昭和40年4月1日以前生まれまで拡大）

### (3) 被保険者適用状況

単位：人

国保年金課調

年 度	第1号被保険者数			計	第3号被保険者	計
	強制加入	任意加入	60歳以上任意加入(再掲)			
26年度	19,236	271	204	19,507	11,167	30,674
27年度	18,542	248	187	18,790	10,984	29,774
28年度	17,318	226	172	17,544	10,841	28,385
29年度	16,583	196	147	16,779	10,679	27,458
<b>30年度</b>	<b>16,398</b>	<b>214</b>	<b>162</b>	<b>16,612</b>	<b>10,553</b>	<b>27,165</b>

## (4) 年金給付関係

ア 国民年金受給状況 { 旧国民年金法関係 (昭和61年3月以前適用分) }

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
26年度	905	427	440	10	28	0	0
27年度	803	375	393	10	25	0	0
28年度	689	310	346	10	23	0	0
29年度	575	258	286	9	22	0	0
<b>30年度</b>	<b>498</b>	<b>225</b>	<b>244</b>	<b>9</b>	<b>20</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	受給額						
	総 数	老齢年金	通算老齢年金	5年年金	障害年金	母子年金	寡婦年金
26年度	343,803	211,626	103,838	3,996	24,343	0	0
27年度	309,792	188,226	95,884	4,034	21,648	0	0
28年度	266,073	157,977	84,169	4,034	19,893	0	0
29年度	223,006	131,971	68,510	3,627	18,898	0	0
<b>30年度</b>	<b>195,172</b>	<b>116,092</b>	<b>58,308</b>	<b>3,627</b>	<b>17,145</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

イ 基礎年金受給状況 { 新国民年金法関係 (昭和61年4月以降適用分) }

単位：人、千円

国保年金課調

年 度	受給者数					
	総 数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金 (障害福祉)	遺族基礎年金	寡婦年金
26年度	28,421	26,691	740	799	184	7
27年度	29,512	27,724	768	819	192	9
28年度	30,417	28,600	788	841	180	8
29年度	31,775	29,887	828	875	179	6
<b>30年度</b>	<b>32,448</b>	<b>30,532</b>	<b>853</b>	<b>900</b>	<b>157</b>	<b>6</b>

年 度	受給額					
	総 数	老齢基礎年金	障害基礎年金	障害基礎年金 (障害福祉)	遺族基礎年金	寡婦年金
26年度	19,046,813	17,582,090	626,041	690,327	145,169	3,186
27年度	20,001,747	18,476,431	655,696	713,207	152,344	4,069
28年度	20,647,357	19,099,584	668,890	732,894	142,138	3,851
29年度	21,376,355	19,768,549	700,618	759,914	144,356	2,918
<b>30年度</b>	<b>21,826,410</b>	<b>20,196,842</b>	<b>722,092</b>	<b>777,210</b>	<b>127,348</b>	<b>2,918</b>

ウ 老齡福祉年金受給状況

単位：人、円

国保年金課調

年 度	受給権者数 (支給停止者含む)	年金額
26年度	0	0
27年度	0	0
28年度	0	0
29年度	0	0
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>0</b>



# X スポーツ・レクリエーション

## 1 社会体育関係事業

気軽にスポーツを楽しみながらの体力・健康づくり、そして、スポーツの活性化を目的に、各種スポーツ教室・大会を開催しています。

### (1) スポーツ教室

単位：回、人、円

スポーツ課調

年 度	健康水中ウォーキング		カローリング教室		ニュースポーツ教室	
	開催回数	延参加数	開催回数	延参加数	開催回数	延参加数
26年度	2	91	1	36	2	90
27年度	2	118	1	51	1	39
28年度	2	118	1	64	1	54
29年度	1	98	1	49	1	54
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>167</b>	<b>1</b>	<b>98</b>	<b>1</b>	<b>45</b>

年 度	親子キャッチボール教室		親子サッカー教室	
	開催回数	延参加数	開催回数	延参加数
26年度	1	172	1	68
27年度	1	100	1	74
28年度	1	86	1	64
29年度	1	100	1	64
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>0 (中止)</b>	<b>1</b>	<b>68</b>

### (2) 市民健康マラソン、駅伝競走大会等

単位：回、人、チーム、円

スポーツ課調

年 度	市民健康マラソン大会		駅伝競走大会		ソフトバレーボール大会	
	開催回数	参加数	開催回数	参加チーム	開催回数	参加数
26年度	1	748	1	87	1	193
27年度	1	895	1	62	1	175
28年度	1	865	1	79	1	204
29年度	1	964	1	68	1	120
<b>30年度</b>	<b>1</b>	<b>924</b>	<b>1</b>	<b>82</b>	<b>1</b>	<b>105</b>

年 度	健康ウォーキング		チャレンジデー	
	開催回数	延参加数	開催回数	参加数
26年度	2	139	-	-
27年度	2	101	1	39,822
28年度	2	98	1	47,313
29年度	1	45	1	56,514
<b>30年度</b>	<b>2</b>	<b>53</b>	<b>1</b>	<b>68,830</b>

## 2 社会体育施設

市民が日常的にスポーツ、レクリエーションに親しみ、生き生きと明るく豊かで、心身ともに健康な生活を営むことができるよう、施設をはじめとした環境の整備を進めるとともに、施設を開放し、広く市民に利用していただいています。

### (1) 市立グラウンド

- ・ 昭和55年5月に新田宿グラウンド、同年11月に座間市民球場がオープン。
- ・ 昭和60年5月に相模川河川敷に相模川グラウンドを整備。各種スポーツに対応した多目的広場として利用。
- ・ 昭和52年5月にひまわり公園にクレール4面、昭和54年11月に同公園に砂入り人工芝2面のテニスコートを整備。
- ・ 平成9年8月に目久尻川栗原遊水地を平時活用するため、スポーツ施設を設置。平成9年8月からテニスコート2面を開放。平成10年8月に、栗原遊水地スポーツ広場を各種スポーツに対応した広場として開放。

単位：人、円

スポーツ課調

年 度	新田宿グラウンド		座間市民球場		ニュースポーツ多目的広場	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
26年度	6,875	428,400	8,035	1,424,850	2,016	-
27年度	8,012	454,650	8,159	1,400,700	2,376	-
28年度	7,920	424,200	9,041	1,711,500	2,449	-
29年度	9,889	460,425	9,795	1,504,650	1,612	-
<b>30年度</b>	<b>9,603</b>	<b>451,500</b>	<b>9,722</b>	<b>1,551,900</b>	<b>1,430</b>	-

年 度	相模川グラウンド		相模川多目的広場		ひまわり公園テニスコート	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
26年度	36,347	-	9,250	-	53,255	3,980,160
27年度	37,682	-	10,082	-	49,702	4,048,020
28年度	38,013	-	21,185	-	48,781	4,015,620
29年度	36,132	-	12,888	-	48,811	3,961,700
<b>30年度</b>	<b>39,735</b>	-	<b>11,091</b>	-	<b>49,415</b>	<b>4,095,175</b>

年 度	栗原遊水地テニスコート		栗原遊水地スポーツ広場		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
26年度	11,161	-	8,016	-	134,955	5,833,410
27年度	10,996	-	7,892	-	134,901	5,903,370
28年度	11,771	-	3,314	-	142,474	6,151,320
29年度	11,397	-	7,336	-	137,860	5,926,775
<b>30年度</b>	<b>11,880</b>	-	<b>7,658</b>	-	<b>140,534</b>	<b>6,098,575</b>

(2) 市立プール

昭和37年から各小学校単位に設置してきた市立プールは、平成31年3月に鳩川プールを廃止し、現在11箇所あり、学校教育及び市民の体力づくり、健康づくりに広く利用され親しまれています。

単位：人

スポーツ課調

年度	立野台	座間公園	広野	東原	鳩川	ひばりが丘	相武台
26年度	4,926	4,169	4,113	3,689	1,332	4,145	4,033
27年度	4,522	2,845	3,294	3,865	883	3,413	3,929
28年度	4,397	3,484	3,175	3,675	564	2,952	3,569
29年度	4,677	3,522	3,553	3,687	574	3,478	3,649
<b>30年度</b>	<b>5,244</b>	<b>4,164</b>	<b>3,367</b>	<b>4,391</b>	<b>391</b>	<b>3,168</b>	<b>3,358</b>

年度	栗原	相模が丘	入谷	旭	中原	合計
26年度	3,455	4,243	3,846	4,090	3,284	45,325
27年度	2,504	4,548	3,400	3,185	3,024	39,412
28年度	3,212	3,956	3,352	3,347	2,315	37,998
29年度	2,755	4,051	3,186	3,480	2,426	39,038
<b>30年度</b>	<b>2,640</b>	<b>4,291</b>	<b>3,404</b>	<b>3,501</b>	<b>2,333</b>	<b>40,252</b>

(3) 学校体育施設利用

生涯スポーツの基礎づくりと、地域社会体育の振興を図る目的で、スポーツ団体等が利用できるよう、学校教育に支障のない範囲で市内すべての小・中学校の体育施設を開放しています。平成元年から栗原中学校、平成2年から東中学校、平成4年から相模中学校に屋外照明施設を整備し、夜間利用も可能となっています。

ア 小学校

単位：回、人

スポーツ課調

年度	座間				栗原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	159	6,567	136	2,160	108	4,259	410	7,886
27年度	231	9,587	203	3,296	142	6,230	363	8,595
28年度	189	8,562	130	1,790	134	6,097	394	8,372
29年度	173	11,323	267	3,014	107	4,625	382	8,460
<b>30年度</b>	<b>243</b>	<b>9,806</b>	<b>209</b>	<b>3,045</b>	<b>107</b>	<b>5,256</b>	<b>400</b>	<b>9,003</b>

年度	相模野				相武台東			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	86	2,832	256	8,402	166	4,004	209	10,644
27年度	110	3,373	384	11,308	198	7,741	285	14,353
28年度	120	4,401	382	12,070	157	6,290	222	10,971
29年度	140	5,097	415	13,074	163	5,822	264	12,504
<b>30年度</b>	<b>131</b>	<b>5,231</b>	<b>359</b>	<b>11,085</b>	<b>191</b>	<b>6,730</b>	<b>282</b>	<b>14,082</b>

年度	ひばりが丘				東 原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	159	7,096	270	5,854	199	10,460	378	7,666
27年度	147	5,917	238	5,158	114	6,097	484	11,503
28年度	142	5,052	232	4,295	141	8,101	439	9,446
29年度	149	5,412	274	5,138	123	7,227	383	7,632
<b>30年度</b>	<b>147</b>	<b>4,739</b>	<b>240</b>	<b>4,617</b>	<b>115</b>	<b>6,561</b>	<b>442</b>	<b>8,170</b>

年度	相模が丘				立野台			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	131	3,102	453	8,182	160	6,998	415	11,026
27年度	161	3,101	464	7,449	137	6,711	417	10,793
28年度	123	3,379	486	8,267	138	5,368	420	11,409
29年度	118	3,118	447	8,628	141	5,220	416	9,764
<b>30年度</b>	<b>145</b>	<b>3,992</b>	<b>472</b>	<b>7,893</b>	<b>153</b>	<b>6,126</b>	<b>396</b>	<b>10,613</b>

年度	入谷				旭			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	198	8,801	334	5,343	170	4,116	416	8,196
27年度	230	9,425	284	4,860	163	3,294	366	7,134
28年度	175	6,698	331	5,198	122	2,049	389	6,488
29年度	198	8,636	316	4,817	113	1,685	369	6,080
<b>30年度</b>	<b>168</b>	<b>7,696</b>	<b>302</b>	<b>5,329</b>	<b>109</b>	<b>1,831</b>	<b>348</b>	<b>6,374</b>

年度	中 原				小学校計			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	106	5,888	431	10,672	1,642	64,123	3,708	86,031
27年度	112	6,012	387	10,391	1,745	67,488	3,875	94,840
28年度	124	5,849	406	11,014	1,565	61,846	3,831	89,320
29年度	85	5,675	477	12,813	1,510	63,840	4,010	91,924
<b>30年度</b>	<b>87</b>	<b>5,792</b>	<b>423</b>	<b>12,691</b>	<b>1,596</b>	<b>63,760</b>	<b>3,873</b>	<b>92,902</b>

イ 中学校

単位：回、人

スポーツ課調

年度	座 間				西			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	-	-	378	4,276	-	-	401	4,789
27年度	-	-	426	4,796	-	-	363	4,279
28年度	-	-	377	4,477	-	-	161	1,765
29年度	-	-	376	4,500	-	-	283	3,261
<b>30年度</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>338</b>	<b>4,203</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>320</b>	<b>3,786</b>

年度	東				栗原			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	157	4,967	283	4,157	84	1,638	95	2,015
27年度	189	5,331	55	639	98	1,821	173	2,709
28年度	238	8,446	327	4,071	226	2,900	134	2,179
29年度	131	3,916	145	1,723	141	3,037	243	3,137
<b>30年度</b>	<b>183</b>	<b>7,582</b>	<b>335</b>	<b>4,227</b>	<b>134</b>	<b>2,996</b>	<b>160</b>	<b>2,115</b>

年度	相模				南			
	グラウンド		体育館		グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	140	4,568	241	2,328	-	-	295	4,550
27年度	165	4,242	293	3,237	-	-	281	4,131
28年度	198	4,939	281	3,251	-	-	283	4,340
29年度	224	4,809	288	3,541	-	-	293	4,184
<b>30年度</b>	<b>166</b>	<b>5,002</b>	<b>249</b>	<b>2,941</b>	-	-	<b>216</b>	<b>3,144</b>

年度	中学校計			
	グラウンド		体育館	
	利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	381	11,173	1,693	22,115
27年度	452	11,394	1,591	19,791
28年度	570	15,564	1,655	20,804
29年度	496	11,762	1,628	20,346
<b>30年度</b>	<b>483</b>	<b>15,580</b>	<b>1,618</b>	<b>20,416</b>

ウ 合計

単位：校、回、人

スポーツ課調

年度	学校数	グラウンド		体育館	
		利用回数	利用者数	利用回数	利用者数
26年度	17	2,023	75,296	5,401	108,146
27年度	17	2,197	78,882	5,466	114,631
28年度	17	2,135	77,410	5,486	110,124
29年度	17	2,006	75,602	5,638	112,270
<b>30年度</b>	<b>17</b>	<b>2,079</b>	<b>79,340</b>	<b>5,491</b>	<b>113,318</b>

(4) 市民体育館（スカイアリーナ座間）

平成6年10月に完成した「座間市立市民体育館（スカイアリーナ座間）」は、総合的なスポーツの拠点として広く市民に使用されています。

単位：人、円

スポーツ課調

年 度	大体育室		中体育室		武道室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
26年度	80,150	6,702,260	50,187	3,420,860	39,999	1,315,180
27年度	95,844	6,490,840	49,569	3,502,120	40,786	1,230,180
28年度	88,029	7,541,260	46,590	3,463,340	40,656	1,327,880
29年度	84,449	7,272,580	50,512	4,012,800	44,143	1,355,960
<b>30年度</b>	<b>85,795</b>	<b>7,216,450</b>	<b>49,359</b>	<b>4,075,210</b>	<b>50,717</b>	<b>1,422,410</b>

年 度	弓道場		ミーティングルーム		トレーニング室	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料	利用者数	使用料
26年度	12,828	993,400	7,971	81,500	44,375	12,092,400
27年度	15,179	900,200	9,076	70,800	48,363	13,078,800
28年度	14,462	910,800	9,613	69,100	49,939	13,361,700
29年度	14,471	841,200	9,262	75,000	54,246	14,496,900
<b>30年度</b>	<b>13,163</b>	<b>915,600</b>	<b>6,321</b>	<b>78,600</b>	<b>57,247</b>	<b>15,058,650</b>

年 度	その他入館者		合計	
	利用者数	使用料	利用者数	使用料
26年度	46,619	-	282,129	24,605,600
27年度	42,353	-	301,170	25,272,940
28年度	39,651	-	288,940	26,674,080
29年度	29,706	-	286,789	28,054,440
<b>30年度</b>	<b>28,836</b>	<b>-</b>	<b>291,438</b>	<b>28,766,920</b>

# XI 福祉団体



## 1 座間市社会福祉協議会

社会福祉法人座間市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）は、社会福祉法第109条の規定に基づき、「地域住民が安心して暮らすことのできる地域づくり」を推進するため、活動を進めている市民主体の民間福祉団体です。市社協では、地域活性化事業を重点事業として、地域人材の育成、支援等に積極的に取り組んでいます。

社会福祉諸制度改革など地域を取り巻く環境に様々な変化がある中、生活困窮者支援や子どもの貧困対策、孤立した世帯への見守りなど新たな福祉課題に向き合うため、課題解決に向けた具体的な取り組みが地域で行えるよう、研修などを通じて市民の福祉参加を促すとともに、行政との福祉課題共有を図りながら、市社協の資質や特性を生かした事業展開を行っています。

所 在 〒252-0021

座間市緑ヶ丘1-2-1（市立総合福祉センター内）

電 話	（代表、総務企画課総務係）	046-266-1294
	（総務企画課企画係）	046-266-2001
	（ボランティアセンター）	046-266-2002
	（にこにこサービス事業、ファミリー・サポート事業）	046-266-2003
	（立野台地域包括支援センター）	046-266-2005
	（訪問看護ステーション）	046-266-2007
	（居宅介護支援事業所）	046-266-2008
	（座間あんしんセンター（日常生活自立支援事業）生活困窮）	046-266-2025

FAX 046-266-2009・2017

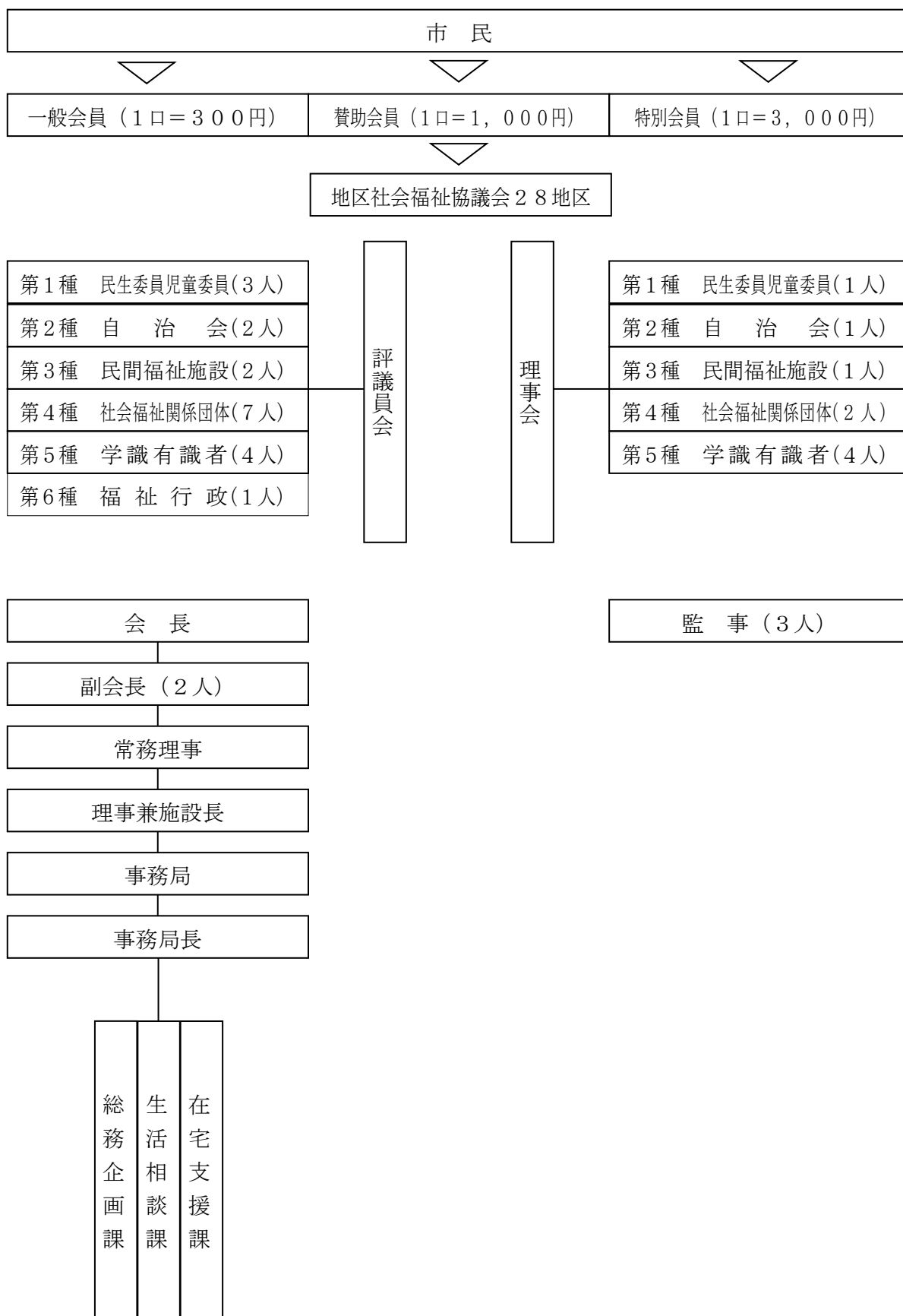
(1) 沿革

昭和	32年	7月	座間町社会福祉協議会発足
	46年	11月	市制施行に伴い座間市社会福祉協議会に改称
	55年	4月	法人化により社会福祉法人座間市社会福祉協議会に改称、改組
	59年	6月	市社協民間から会長就任
	63年	4月	座間市文化福社会館に事務所移転
平成	2年	4月	法人化10周年
	3年	4月	ホームヘルパー派遣事業を（市受託事業）開始
		8月	ほほえみサービス事業（有料援助）を開始
	7年	9月	ほほえみショップを市役所地下1階に開設
	8年	10月	配食サービス事業（市受託事業）を開始
	9年	8月	ボランティアセンターを開設
	10年	7月	結婚相談事業（市受託事業）を開始
	11年	3月	「地域福祉活動計画」策定
		4月	在宅介護支援センター事業（市受託事業）を開始
		7月	訪問看護ステーション事業（医療保険制度）を開始
		8月	訪問入浴サービス事業（市受託事業）を開始
	12年	4月	地域福祉権利擁護事業を開始
			法人化20周年
			居宅介護支援事業所（介護保険制度）を開設
			在宅サービス（訪問介護、訪問入浴）事業所を開設
			訪問看護事業（介護保険制度）を開設
			生活支援型訪問介護事業（市受託事業）を開始
		6月	生きがい対応型デイサービス事業を開始
	13年	4月	座間市立総合福祉センターに事務所移転
			配食サービス調理業務（市受託事業）を開始
		5月	福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を開始
		6月	生活支援型デイサービス事業（市受託事業）を開始
			レスパイトサービス事業（市受託事業）を開始
		7月	在宅サービス（通所介護サービス）事業を開始
	14年	10月	ファミリー・サポート事業（市受託事業）を開設
	15年	4月	居宅介護事業（支援費制度）を開始
	16年	4月	在宅サービス事業所（通所介護）祝日事業所を開設
			障害者地域作業所連絡協議会にほほえみショップの一部販売業務を委託
		6月	理事・評議員の定数改正

16年	8月	市社協「シンボルマーク」制定 財政調整基金の設置
17年	3月	生活支援型デイサービス事業を終了 生きがい対応型デイサービス事業、訪問指導事業（市受託事業）を終了
18年	3月	配食サービス事業、移送サービス事業（市受託事業）を終了 在宅介護支援センター事業（市受託事業）を終了
	4月	市立総合福祉センターの指定管理業務を開始 地域包括支援センター（座間市社協地域包括支援センター）の運営受託 在宅サービス（障害福祉サービス居宅介護・移動支援）事業を開始 在宅サービス（介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護、介護予防通所介護）事業を開始 訪問看護ステーション（介護予防訪問看護ステーション）事業を開始 居宅介護支援（介護予防居宅介護支援）事業を開始
	9月	レスパイトサービス事業（市受託事業）を終了
19年	3月	福祉ミニバス運行事業（市受託事業）を終了 結婚相談事業（市受託事業）を終了 生活支援型訪問介護事業を終了
22年	3月	訪問入浴事業、介護予防訪問入浴介護事業を終了 障害者訪問入浴事業（市受託事業）を終了 高齢者はり灸・マッサージ助成券支給事業（市受託事業）を終了 「第2次座間市地域福祉活動計画」を策定
	4月	座間市と「災害時における協力に関する協定書」締結 法人化30周年
	8月	神奈川県・座間市合同総合防災訓練参加「災害救援ボランティアセンター」立ち上げ訓練実施
23年	4月	東日本大震災協力支援（義援金街頭募金、支援物資購入、災害ボランティア基礎講座、職員災害派遣）
24年	3月	ほほえみサービス事業（市受託事業）を終了
	4月	にこにこサービス事業を開始
25年	2月	社協災害対策本部設置要綱施行
27年	9月	法人後見事業を開始
28年	4月	平成28年熊本地震被災地支援（義援金街頭募金）
	7月	家計相談支援事業開始（市受託事業）を開始
	10月	生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）配置）（市受託事業）を開始
29年	3月	「第3次座間市地域福祉活動計画」を策定
	4月	事務局組織改編（班制から課制）
	12月	訪問介護事業、介護予防訪問介護事業、障害福祉サービス事業を終了
30年	3月	通所介護事業、介護予防通所介護事業を終了

- 30年 3月 腎機能障害者入浴券配布事業を終了
- 30年 4月 市民後見事業（市受託事業）を開始  
介護人材育成事業（市受託事業）を開始
- 7月 子どもの学習支援・生活支援事業（市受託事業）を開始
- 31年 3月 喜寿お祝い記念事業を終了  
行旅人医療援護事業を終了  
心身障がい児者オムツ支給事業を終了

(2) 組織



## ア 会員の区分

- ・一般会員 個人で協議会の趣旨に賛同する者
- ・賛助会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者
- ・特別会員 個人及び団体等で協議会の趣旨に賛同する者

## イ 委員会等

### ・企画運営委員会

理事6人で構成され、総合的調整・企画及び事業の実施計画並びに実践方法等について検討、協議します。

### ・広報委員会

理事5人で構成され、福祉意識を向上させることを目的とし、広報事業全てについて研究、討議します。

### ・事業所運営委員会

理事5人で構成され、事業所の運営・調整等について検討します。

### ・善意銀行委員会

役員等8人、ボランティア代表4人、学識経験者2人、福祉行政1人で構成され、市民等から寄せられた善意の浄財等の有効活用の検討やボランティア募集、また活動状況や啓発活動などを推進するために研究、討議します。

### ・生活福祉資金貸付調査委員会

民生委員12人、役員等2人で構成され、国・県の貸付制度により、低所得世帯及び障がい者世帯の更生を助長するために貸付、調査します。

## ウ 地区社会福祉協議会

市内に28地区（平成31年3月31日現在）が組織されています。地区社協の活動は市社協や自治会等と連携し、地域ごとの状況によりきめ細かな活動を進めている自主的な地域の福祉団体です。

## (3) 財 源

市社協の財源には、市や県からの補助金及び受託金並びに会費、寄付金、介護保険事業収入等の自己財源があります。

なお、平成26年度から新会計基準移行に伴い、旧会計基準の「補助金等」、「自主財源」及び「その他財源」については、次のとおり区分が変更されました。

### ①「補助金等」を補助金・受託金に区分を変更

補助金：市補助金収入、県社協補助金収入、共同募金配分金収入（「自己財源」から区分を変更）

受託金：県受託金収入、市受託金収入

### ②「自己財源」と「その他財源」を自己財源に区分を統合

ア 財源の決算状況

単位：千円、%

市社協調

年 度	補助金・受託金		自己財源		計
		構成比		構成比	
26年度	201,663,767	46.18	235,009,706	53.82	436,673,473
27年度	205,281,588	49.00	216,573,213	51.00	421,854,801
28年度	212,834,346	51.33	201,792,699	48.67	414,627,045
29年度	220,607,769	52.81	197,163,389	47.19	417,771,158
<b>30年度</b>	<b>227,203,975</b>	<b>69.73</b>	<b>98,649,793</b>	<b>30.27</b>	<b>325,853,768</b>

イ 自己財源の内訳

単位：円、%

市社協調

年 度	会費収入		寄付金収入		貸付事業収入	
		構成比		構成比		構成比
26年度	6,226,273	2.65	2,227,365	0.95	3,284,000	1.40
27年度	6,250,697	2.89	2,515,677	1.17	2,255,000	1.04
28年度	6,053,439	3.00	1,130,107	0.56	674,000	0.33
29年度	6,351,664	3.22	1,918,223	0.97	453,000	0.23
<b>30年度</b>	<b>6,181,829</b>	<b>6.27</b>	<b>1,173,611</b>	<b>1.19</b>	<b>579,000</b>	<b>0.59</b>

年 度	事業収入		介護保険事業収入		障害福祉サービス等事業収入	
		構成比		構成比		構成比
26年度	40,723,160	17.33	148,044,314	62.99	16,000,515	6.81
27年度	40,944,894	18.91	133,379,262	61.59	15,005,645	6.92
28年度	42,623,669	21.12	122,098,454	60.51	12,410,861	6.15
29年度	44,219,595	22.43	113,388,087	57.51	9,787,099	4.96
<b>30年度</b>	<b>38,444,902</b>	<b>38.97</b>	<b>36,724,398</b>	<b>37.23</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	医療事業収入		利用料収入		受取利息配当金収入	
		構成比		構成比		構成比
26年度	16,743,109	7.12	492,333	0.21	711,372	0.30
27年度	13,886,720	6.41	525,799	0.24	653,169	0.30
28年度	14,673,908	7.27	495,615	0.25	605,178	0.30
29年度	15,366,654	7.79	846,135	0.43	569,773	0.30
<b>30年度</b>	<b>13,044,482</b>	<b>13.22</b>	<b>480,211</b>	<b>0.49</b>	<b>571,131</b>	<b>0.58</b>

年 度	その他の収入		計
		構成比	
26年度	557,265	0.24	235,009,706
27年度	1,156,350	0.53	216,573,213
28年度	1,027,468	0.51	201,792,699
29年度	4,263,159	2.16	197,163,389
<b>30年度</b>	<b>1,450,229</b>	<b>1.46</b>	<b>98,649,793</b>

ウ 会費の収入状況

単位：円、口

市社協調

年 度	一般会員		賛助会員	
	会 費	口 数	会 費	口 数
26年度	5,930,273	14,921	104,000	104
27年度	5,856,697	14,046	154,000	154
28年度	5,699,439	14,182	129,000	129
29年度	5,714,664	13,750	208,000	208
<b>30年度</b>	<b>4,225,500</b>	<b>14,085</b>	<b>142,000</b>	<b>142</b>

年 度	特別会員		計	
	会 費	口 数	会 費	口 数
26年度	192,000	64	6,226,273	15,089
27年度	240,000	80	6,250,697	14,280
28年度	225,000	75	6,053,439	14,386
29年度	429,000	143	6,351,664	14,101
<b>30年度</b>	<b>447,000</b>	<b>149</b>	<b>4,814,500</b>	<b>14,376</b>



#### (4) 主な事業

公費助成と会費及び共同募金等の自己財源を基に、地域福祉、在宅福祉を中心に事業展開し、平成12年度からは介護保険事業にも積極的に取り組み、推進しています。

##### ア 地区社会福祉協議会の活動

地域の福祉活動はますます重要となり、市社協はもとより地域住民自らが真剣に取り組んでいかなければならない時期となっています。

このため、小地域福祉活動の推進母体としての地区社協が福祉意識の高揚と地域連帯の充実強化を柱に、自治会をはじめ民生委員児童委員や老人会、子ども会等の参加の下、活動を推進しています。

##### ○ 地区社会福祉協議会設置状況（平成31年4月）

地区名		
相模が丘第一	東原	立野台
相模が丘二丁目	小池	四ツ谷
相模が丘三丁目	緑ヶ丘	新田宿
相模が丘第四	広野台	座間
相模が丘五丁目	相武台東	鈴鹿長宿
小松原	相武台	星の谷
ひばりが丘一丁目	さがみ野	皆原
ひばりが丘二丁目	ふたばすみれ	入谷第二
ひばりが丘第二	グリーンタウン	
ひばりが丘五丁目	上栗原	

##### イ 社協福祉まつり

福祉意識の高揚と連帯を高めることを目的に、福祉対象（児）者はもとより一般市民等との交流の場として実施しています。

平成30年度で35回を迎え、例年、市社協役員をはじめ関係団体やボランティア等により運営され盛大に開催されています。

平成5年度から、「ふれあいフェスティバル」の第2部として開催しています。

##### ○ 福祉まつりの参加状況

単位：人

市社協調

年 度	一般参加者	協力者	計
26年度	4,437	637	5,074
27年度	5,115	637	5,752
28年度	5,302	657	5,959
29年度	0	0	0
<b>30年度</b>	<b>4,075</b>	<b>229</b>	<b>4,304</b>

※平成29年度は、台風の影響により中止

## ウ ボランティア活動

福祉に係る制度等は多種あるものの、福祉対象者等が必ずしもその制度に該当し、適用されるとは限りません。また、制度等に該当しても、さらに援助の手が必要なケースが多い中で、市民の心温まる善意による援助の手は今後ますます期待され、必要となります。このため、市社協では市民ボランティアの育成と活動の援助に努めています。

### (ア) ボランティア登録と活動状況

単位：人、団体

市社協調

年 度	個人登録数	団体登録		活動延べ人数
		団体数	会員数	
26年度	373	59	1,340	3,299
27年度	344	56	1,306	3,327
28年度	373	56	1,299	2,484
29年度	333	61	1,322	2,502
<b>30年度</b>	<b>355</b>	<b>62</b>	<b>1,407</b>	<b>2,769</b>

### (イ) ボランティア活動状況

単位：件

(平成30年度) 市社協調

対 象	対人（外出援助、話し相手等）	作 業 （洗濯物畳み等）	計
障がい（児）者	375	91	466
高齢者	1,190	407	1,597
乳幼児・児童	634	0	634
その他	39	33	72
<b>計</b>	<b>2,238</b>	<b>531</b>	<b>2,769</b>

エ こにこサービス（自主事業）

少子高齢化並びに家庭環境の変化に伴い、在宅福祉対策の設備充実の一環として、自助・互助を基調に市民参加による市民のための地域活動事業として展開しています。

- ・ 協力会員

事業に賛同して協力して下さる市民の方

- ・ 利用会員

市内に居住する高齢者、障がい者、一人親家庭、産前産後の方で、日常生活の中で支援が必要な人

- ・ 内 容

A地域支援型 簡易な電球の交換、ゴミだし（出すだけ）等、短時間で終わる簡単な作業を行う。

B生活支援型 一般的な家事サービス（調理、買い物、掃除、洗濯等）や外出同行、見守り、話し相手等を行う。

- ・ 利用時間

月曜日～金曜日（土曜日応相談。日曜日、祭日、年末年始を除く。）

午前8時30分～午後5時

- ・ 利用料金

A地域支援型 1件（30分以内） 200円

B生活支援型 30分 500円

1時間 1,000円

(7) こにこサービス事業登録会員の状況

単位：人

市社協調

年 度	利用会員数	協力会員数
26年度	33	21
27年度	39	24
28年度	52	39
29年度	59	52
<b>30年度</b>	<b>67</b>	<b>62</b>

(4) こにこサービス事業利用状況

単位：人、時間

市社協調

年 度	A地域支援型		B生活支援型	
	利用回数	利用時間	利用回数	利用時間
26年度	22	11.0	492	612.0
27年度	0	0	510	553.0
28年度	130	65	474	505.5
29年度	122	61	567	641
<b>30年度</b>	<b>90</b>	<b>45</b>	<b>703</b>	<b>802.5</b>

オ ファミリー・サポート事業

「子育てを手助けしてほしい人」と「子育てを手助けしたい人」を引き合わせ、子育ての援助活動を応援する事業。平成14年10月受託開始。

- ・ 協力会員（子育てを手助けしたい人）

この事業に対する理解と熱意を有する市内在住の20歳以上で、事務局の実施する講習会を受講した人

- ・ 利用会員（子育てを手助けしてほしい人）

原則として同居している親族であって、生後3か月から小学6年生までの乳児、幼児又は児童のある人

- ・ 内 容

保育園、幼稚園、児童ホーム、小学校等の送迎、保育、預かり等

- ・ 利用時間

午前6時30分～午後9時

※原則として年末年始12月29日～1月4日は除く。

- ・ 利用料金

30分450円（兄弟で預ける場合は2人目から225円）

※母子・父子家庭の場合

30分225円（兄弟で預ける場合は2人目から110円）

(7) 登録会員の状況

単位：人

子ども育成課、市社協調

年 度	利用会員	協力会員	両方登録者
26年度	338	102	4
27年度	352	93	2
28年度	387	125	1
29年度	427	138	3
<b>30年度</b>	<b>480</b>	<b>131</b>	<b>2</b>

## (イ) ファミリー・サポート事業活動状況

単位：回、時間

子ども育成課、市社協調

年 度	保育所・幼稚園の							
	送 り		迎 え		登園前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
26年度	451	225.5	284	142.0	7	6.5	188	178.5
27年度	273	136.5	640	320.0	4	2.0	279	194.5
28年度	37	18.5	499	255.0	5	8.0	213	299.5
29年度	62	31	567	284.0	120	78	79	189
<b>30年度</b>	<b>211</b>	<b>105.5</b>	<b>454</b>	<b>227.0</b>	<b>63</b>	<b>109.5</b>	<b>156</b>	<b>146.5</b>

年 度	小学校・児童ホームの							
	送 り		迎 え		登校前の預かり及び送り		迎え及び帰宅後の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
26年度	192	96.0	993	496.5	15	15.5	156	199.5
27年度	170	85.0	951	475.5	57	36.0	140	164.0
28年度	157	87.0	776	407.0	195	163.0	95	96.5
29年度	182	91	638	331	427	376.5	158	218
<b>30年度</b>	<b>39</b>	<b>19.5</b>	<b>667</b>	<b>348.5</b>	<b>313</b>	<b>221</b>	<b>296</b>	<b>479.5</b>

年 度	学童の放課後の 預かり		保護者の買い物等、 外出時の場合の援助		保育所・学校等 休み時の援助		保育所・帰宅後 の預かり	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
26年度	1	1.0	57	187.0	2	17.5	0	0.0
27年度	0	0	33	133.5	1	0.5	1	1.0
28年度	4	2	239	528.0	1	3.5	0	0
29年度	0	0	170	500	0	0	0	0
<b>30年度</b>	<b>7</b>	<b>11.5</b>	<b>145</b>	<b>441</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>

年 度	他の子供の行事の場合の 援助・冠婚葬祭		保護者の就労時（母子・ 父子家庭含む）の援助		保護者の病気、その他 急用の場合の援助		その他	
	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間	回 数	時 間
26年度	1	2.0	46	150.0	30	83.0	32	16.0
27年度	0	0	14	47.5	12	37.0	44	23.0
28年度	0	0	22	100.0	0	0	9	8.0
29年度	3	7	30	122.5	5	11.5	55	31.5
<b>30年度</b>	<b>5</b>	<b>13.5</b>	<b>36</b>	<b>139</b>	<b>5</b>	<b>13</b>	<b>256</b>	<b>162</b>

年 度	計	
	回 数	時 間
26年度	2,455	1,816.5
27年度	2,619	1,656
28年度	2,252	1,976
29年度	2,496	2,271
<b>30年度</b>	<b>2,653</b>	<b>2,437</b>

カ 日常生活自立支援事業

日常生活を営む上で支障のある方（認知症高齢者、知的障がい者、身体障がい者、精神障がい者）の福祉サービスを利用する権利や日常の金銭管理又は財産を守るための事業です。

単位：件

市社協調

年 度	日常相談			契約者		
	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計	高齢者 世帯	障がい者 世帯	計
26年度	1,902	717	2,619	20	17	37
27年度	1,664	1,046	2,710	18	15	33
28年度	2,115	1,369	3,484	22	13	35
29年度	1,328	1,408	2,736	23	17	40
<b>30年度</b>	<b>650</b>	<b>1,260</b>	<b>1,910</b>	<b>20</b>	<b>18</b>	<b>38</b>

キ 喜寿お祝い記念事業 ※平成30年度で事業終了

年度中に喜寿を迎える方の長寿を祝い、記念写真を撮影し、贈呈。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
26年度	446
27年度	427
28年度	470
29年度	499
<b>30年度</b>	<b>485</b>

ク 地域ふれあい交流会事業

65歳以上の一人暮らしの方を招き、地域内の交流を深めています。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
	ふれあい（独居）交流会
26年度	341
27年度	300
28年度	299
29年度	288
<b>30年度</b>	<b>303</b>

※平成30年度ふれあい会食会より名称変更

ケ チョッピー先生連絡会の活動（市委託事業）

高齢者の生きがいや連帯等の向上を目的に、おおむね60歳以上の方が長年の経験や技術等を用い地域や学校等で活動する会員制の組織。手工芸、文芸、スポーツ、芸能踊り、芸能唄詩吟、よろず、おはやしの7部門で活動しています。

単位：人、回

市社協調

年 度	会員数	活動回数
26年度	148	1,328
27年度	136	1,352
28年度	118	1,281
29年度	100	1,211
<b>30年度</b>	<b>101</b>	<b>1,032</b>

コ 座間市障害者団体連合会活動

市障害者団体連合会は、障がい（児）者等の福祉向上や会員増強と相互交流の増進を目的とし組織され、市や社協の補助金等により各種の事業を展開しています。

単位：人

（各年度末現在）市社協調

年度	座間市 身体 障害者 協会	座間市 視覚 障害者 協会	座間市 聴覚 障害者 協会	座間市 腎友会	座間市 手を つなぐ 育成会	サポート ざま	座間 やまびこ	ゆい まーる	計
26年度	82	24	30	54	59	31	33	16	329
27年度	83	24	30	54	59	31	33	16	330
28年度	70	25	25	46	52	24	27	16	285
29年度	70	25	25	46	52	24	27	15	284
<b>30年度</b>	<b>63</b>	<b>26</b>	<b>26</b>	<b>29</b>	<b>50</b>	<b>26</b>	<b>23</b>	<b>15</b>	<b>258</b>

サ 障害者激励一泊旅行

障がい者の激励と相互の親睦等を深めるため、一泊旅行を実施しています。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
26年度	61
27年度	44
28年度	45
29年度	34
<b>30年度</b>	<b>32</b>

シ 障害者日帰りバス旅行

障がい者の憩いの場として、日帰りバス旅行を実施しています。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数
26年度	115
27年度	71
28年度	70
29年度	実施可能人数に満たなかったため中止
<b>30年度</b>	<b>55</b>

ス 腎機能障害者入浴券配布事業※平成29年度で事業廃止

単位：人

市社協調

年 度	使用者数
26年度	5
27年度	5
28年度	7
29年度	23

セ 生活資金貸付制度

低所得者世帯等で緊急に生活資金等が不足した場合、つなぎ的に資金を融資しています。

- ・ 貸付限度額 25,000円
- ・ 償還期間 6か月以内 ・ 利 息 無利子
- ・ 保 証 人 市内在住の連帯保証人1人必要

単位：件

市社協調

年 度	生活保護世帯	要保護世帯	計
26年度	201	1	202
27年度	148	3	151
28年度	46	1	47
29年度	35	0	35
<b>30年度</b>	<b>40</b>	<b>2</b>	<b>42</b>

ソ 生活福祉資金貸付制度

低所得者世帯及び障がい者世帯への世帯更正助長のための、国・県の融資制度。各資金の融資項目により貸付額等が異なります。

単位：件

市社協調

年 度	貸付件数
26年度	8
27年度	11
28年度	9
29年度	9
<b>30年度</b>	<b>19</b>



タ 子どもの学習支援事業（生活援護課委託事業）

受託の内容

- ① 学習支援
- ② 学習支援に関する市民活動団体等の立ち上げ及び運営支援

単位：人

生活援護課調、市社協調

	支援した子どもの属性				支援箇所数
	小学生	中学生	高校生	その他	合計
<b>30年度</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>2</b>

チ 家計相談事業

平成28年度から、市より受託し、家計相談支援事業を行っています。

・ 内 容

- ① 対象者との面談による家計診断
- ② 家計診断に基づく家計支援計画（プラン）の策定・提案
- ③ プランに沿った支援の提供及び進捗状況の把握
- ④ 自立支援機関が行う支援調整会議への出席

単位：件

市社協調

年 度	新規相談件数	プラン作成件数
28年度	23	16
29年度	37	35
<b>30年度</b>	<b>70</b>	<b>31</b>

ツ ひとり親家庭激励事業

一人親家庭における福祉向上を目的に、親子間や家族間で楽しめる事業を実施し、家族や世帯間の絆を深めてもらう機会を創出しています。平成28年度で事業廃止。

単位：人

市社協調

年 度	参加者数	行き先
26年度	165	東京ディズニーランド
27年度	150	東京ディズニーシー、総合福祉センター(クリスマス会)
28年度	85	東京ディズニーシー

テ 子育てサポーター育成事業

市内における子育て支援関係者の相互交流及び子育て支援者の育成など、「地域の子育て」を目的とした子育てサポーター育成事業を行っています。子育て支援者同士の交流を目的とした「子育てサポーター交流会」と、地域の子育てに興味のある方が活動の心構えを学ぶ「子育てサポーター養成講座」があります。

単位：人

市社協調

年 度	事業名	参加者数
29年度	子育てサポーター交流会	16
	子育てサポーター養成講座（初級編）	20
<b>30年度</b>	<b>子育てサポーター交流会</b>	<b>30</b>
	<b>子育てサポーター養成講座（初級編）</b>	<b>13</b>
	<b>子育てサポーター養成講座（中級編）</b>	<b>13</b>

ト 介護人材育成事業

介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスA従事者養成研修を開催。平成30年度より新規事業として実施しています。

単位：人

市社協調

年 度	訪問型サービスA従事者養成研修			
<b>30年度</b>	1回目	2回目	3回目	合計
	<b>11名</b>	<b>17名</b>	<b>17名</b>	<b>45名</b>

(5) 共同募金（県共同募金会座間市支会事務局）

共同募金運動は、赤い羽根募金運動（10月1日から10月31日まで）と年末たすけあい募金運動（12月1日から12月31日まで）の二つに区分して実施されています。

共同募金運動で寄せられた募金の使いみちとして、赤い羽根募金は県の共同募金会を通じて県内の社会福祉施設等の設備資金などの一部に、また、年末たすけあい募金は、市内ボランティア団体、NPO法人団体及び障がい者施設、私設保育施設、当事者団体への活動支援に配分され、差額は、翌年度に市社協の社会福祉事業（地域福祉事業、障がい者福祉事業、高齢者福祉事業等）へ配分されます。

共同募金活動の推進は、市内の高齢者、障がい者やボランティア活動など様々な社会福祉の推進に大きな役割を果たし、全国の社会福祉向上のために寄与しています。

ア 共同募金の状況

単位：円

市社協調

年 度	赤い羽根募金	年末たすけあい募金	計
26年度	6,346,328	5,543,086	11,889,414
27年度	6,216,068	5,466,194	11,682,262
28年度	5,809,311	5,266,171	1,1075,482
29年度	5,803,542	5,442,231	11,245,773
<b>30年度</b>	<b>5,595,746</b>	<b>5,318,222</b>	<b>10,913,968</b>

イ 赤い羽根募金の状況

単位：円

市社協調

年 度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
26年度	307,158	5,221,893	205,582	89,731	165,893
27年度	243,336	5,055,233	181,762	87,744	173,282
28年度	194,556	4,935,665	162,983	65,411	187,920
29年度	218,200	4,792,332	163,782	91,696	195,286
<b>30年度</b>	<b>262,548</b>	<b>4,655,123</b>	<b>166,120</b>	<b>63,989</b>	<b>210,403</b>

年 度	イベント募金	その他	計
26年度	71,726	284,345	6,346,328
27年度	83,271	391,440	6,216,068
28年度	77,432	185,344	5,809,311
29年度	84,163	258,083	5,803,542
<b>30年度</b>	<b>120,731</b>	<b>116,232</b>	<b>5,595,746</b>

ウ 年末たすけあい募金の状況

単位：円

社協調

年 度	法人募金	戸別募金	街頭募金	職域募金	学校校内募金
26年度	132,000	4,948,279	197,105	39,050	-
27年度	132,000	4,775,973	241,468	44,207	-
28年度	91,000	4,691,551	169,508	42,391	-
29年度	203,000	4,643,701	316,402	60,993	-
<b>30年度</b>	<b>260,000</b>	<b>4,455,849</b>	<b>386,241</b>	<b>54,225</b>	-

年 度	イベント募金	その他	計
26年度	49,246	177,406	5,543,086
27年度	40,867	231,679	5,466,194
28年度	32,404	139,317	5,266,171
29年度	-	218,135	5,442,231
<b>30年度</b>	-	<b>161,907</b>	<b>5,318,222</b>

## 2 日本赤十字社座間市地区

日本赤十字社は、社員をもって組織される特殊法人で、運営費は社員の社資とその他の寄付金によってまかなわれています。

また、その活動は、人道と博愛の精神を基調とし、明るい住みよい平和な社会を築くことを目的としています。

### (1) 赤十字社員増強運動

赤十字思想の理解を深め、全戸社員加入を目標に社員増強運動を毎年5月に展開しています。

単位：円

福祉長寿課調

年 度	社資募集目標額	実績額
26年度	9,372,000	6,174,250
27年度	9,372,000	6,038,971
28年度	9,372,000	5,835,735
29年度	9,372,000	5,558,798
<b>30年度</b>	<b>9,372,000</b>	<b>5,408,952</b>

### (2) 日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護

日本赤十字社神奈川県支部災害被災者援護要綱に基づき、災害救助法の適用を受けない火災、風水害、地震等の災害により、住家に半焼（壊）以上の被害を受けた被災者を応急に援護することを目的とし、日用品、寝具等生活必需品（援護物資）及び災害見舞金、並びに重傷見舞金及び死亡弔慰金の交付により、被災者の援護を行います。

#### ア 世帯に対する援護

区 分	内 容
援護物資	被災世帯構成員1人につき1セット
災害見舞金	被災世帯1世帯につき10,000円

#### イ 個人に対する援護

区 分	内 容
重傷見舞金	重傷者1人につき10,000円
死亡弔慰金	死亡者1人につき20,000円

## XII 資料

# 1 市内保健福祉関係施設等一覧

## (1) 他に分類されない公共施設

施設名	所在地	電話	設立年月
総合福祉センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-1294	平成13年 4月
市民健康センター	緑ヶ丘1-1-3	046-251-6822	平成 8年 9月
ざまりんのおうち ゆめ (第1子育て支援センター)	東原2-8-1	046-254-2634	平成13年10月
ざまりんのおうち ひまわり (第2子育て支援センター)	相模が丘5-29-59	042-740-2788	平成16年 7月
ざまりんのおうち かがやき (第3子育て支援センター)	入谷東3-59-4 杉ノ 丸団地4号棟 1階	046-255-7070	平成27年 6月
青少年センター	立野台1-1-4	046-253-8411	昭和53年 4月
市民体育館 (スカイアリーナ座間)	相武台1-47-1	046-255-0077	平成 6年11月
市公民館	入谷1-3097	046-255-3131	昭和29年11月
北地区文化センター	相模が丘5-30-4	042-747-3361	昭和52年 4月
東地区文化センター	東原3-1-1	046-253-0781	昭和56年 4月
市立図書館	入谷東1-3-1	046-255-1211	昭和58年 4月
立野台コミュニティセンター	立野台3-14-12	046-255-0815	平成 2年 4月
新田宿・四ツ谷コミュニティセンター	四ツ谷1026	046-257-4871	平成 3年 4月
小松原コミュニティセンター	小松原1-45-14	046-257-9640	平成 4年 4月
東原コミュニティセンター	東原4-13-13	046-255-9770	平成 5年 9月
相模が丘コミュニティセンター	相模が丘3-38-1	046-258-3000	平成 8年11月
相武台コミュニティセンター	相武台3-20-18	046-258-3001	平成 9年10月
ひばりが丘コミュニティセンター	ひばりが丘1-49-1	046-257-7698	平成15年11月
栗原コミュニティセンター	栗原中央3-29-17	046-257-7210	平成21年12月
座間市社会福祉協議会	緑ヶ丘1-2-1	046-266-1294	昭和32年 7月
ボランティアセンター	(総合福祉センター内)	046-266-2002	平成 9年 8月
立野台プール	立野台1-1-2	046-251-5672	昭和37年 8月
座間公園プール	座間 1-3671	046-251-6678	昭和39年 7月
広野プール	広野台 1-37-1	046-252-0077	昭和42年 7月
東原プール	東原 3-3-14	046-251-5044	昭和44年 8月
ひばりが丘プール	ひばりが丘 4-4-3	046-255-5087	昭和51年 7月
相武台プール	相武台 4-2-13	046-255-5086	昭和51年 8月
栗原プール	栗原中央 6-5-25	046-254-5351	昭和54年 7月
相模が丘プール	相模が丘 2-1-9	046-256-2285	昭和57年 4月
入谷プール	入谷 2-79	046-256-2325	昭和58年 4月
旭プール	ひばりが丘 5-28-5	046-256-5508	昭和60年 4月
中原プール	西栗原 2-14-1	046-251-6027	昭和62年 4月
新田宿グラウンド	新田宿 2178	046-252-2333	昭和55年 5月
座間市民球場	相模が丘 6-36-24	046-255-3002	昭和55年11月
相模川グラウンド	座間入谷 4468	-	昭和60年 5月
栗原遊水地スポーツ広場	栗原 1702-3	046-256-7021	平成10年 8月
ニュースポーツ多目的広場	四ツ谷 1044-1	-	平成16年 6月
ひまわり公園テニスコート (クレーコート)	入谷東 1-6-3	046-256-1385	昭和52年 5月
ひまわり公園テニスコート (オムコート)			昭和54年11月
栗原遊水地テニスコート	栗原 1702-3	046-256-7021	平成 9年 8月
座架依橋壁打ちテニス練習場	座架依橋下	-	平成17年 7月

## (2) 市立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
栗原保育園	栗原中央6-5-28	046-251-1044	昭和40年 4月
相模が丘東保育園	相模が丘5-12-36	042-743-2200	昭和41年 4月
ちぐさ保育園	四ツ谷835	046-251-2202	昭和42年 4月
緑ヶ丘保育園	緑ヶ丘6-3-16	046-252-0763	昭和44年 4月
東原保育園	東原4-12-18	046-251-5564	昭和45年 4月
相武台保育園	相武台3-20-19	046-253-2523	昭和47年 4月
ひばりが丘保育園	ひばりが丘2-58-1	046-254-9338	昭和49年 4月
小松原保育園	小松原1-29-8	046-255-6671	昭和52年 4月
相模が丘西保育園	相模が丘2-43-41	046-255-2100	昭和54年 4月

## (3) 私立保育所

施設名	所在地	電話	設立年月
わかば保育園	座間1-3281	046-251-6776	昭和25年11月
座間保育園	入谷東4-58-1	046-251-0355	昭和26年 2月
やなせ保育園	入谷東3-27-1	046-251-5544	昭和45年 4月
座間子どもの家保育園	さがみ野1-8-25	046-253-2784	昭和47年 4月
あゆみ保育園	緑ヶ丘4-16-16	046-255-8691	昭和53年 4月
いその保育園	緑ヶ丘1-26-6	046-254-5772	昭和55年 4月
広野台保育園	広野台1-32-3	046-255-3616	昭和56年 4月
栗の実保育園	東原1-6-30	046-254-1929	昭和56年 4月
座間すこやか保育園	入谷東3-35-12	046-298-2555	平成15年 5月
木下の保育園相武台	相武台 1-33-2 小田急マルシェ相武台4階	046-251-1769	平成26年 4月
ナーサリースクールT&Y相模が丘	相模が丘 5-47-16	042-705-4561	平成29年 4月
麦っ子畑保育園	南栗原 1-4-3	046-255-7087	平成29年 7月
ナーサリールームT&Y相模が丘 (小規模保育施設)	相模が丘 5-47-12	042-705-9533	平成28年 4月
陽の丘保育園 (家庭的保育施設)	相模が丘 3-16-5	046-205-9823	平成28年 4月
ひばり乳児園 (家庭的保育施設)	ひばりが丘 2-14-25	046-204-8480	平成28年 4月
スマイルワールド保育園	南栗原 1-11-11	046-257-0415	平成30年 4月
マジオたんぼぼ保育園相武台	相武台 2-42-23	046-255-5522	平成30年 4月

## (4) 児童館

施設名	所在地	電話	設立年月
座間児童館	入谷東4-44-3	046-252-0621	昭和42年 5月
鳩川児童館	座間1-1922	046-255-5738	昭和52年 4月
ひばりが丘南児童館	ひばりが丘3-56-1	046-256-0236	昭和57年 5月
相模野児童館	広野台1-46-29	046-256-2419	昭和59年 4月

## (5) 児童養護施設

施設名	所在地	電話	設立年月
成光学園	緑ヶ丘4-20-21	046-251-0128	昭和24年 4月



## (6) 高齢者関係施設

施設名	所在地	電話	設立年月
生きがいセンター	小松原1-45-21	046-251-8300	平成元年 4月
相模が丘老人憩いの家	相模が丘2-43-39	046-256-4124	昭和54年 4月
ひばりが丘老人憩いの家	ひばりが丘1-41-6	046-256-4013	昭和54年11月
立野台老人憩いの家	立野台3-20-41	046-256-4011	昭和55年10月
相武台老人憩いの家	相武台4-5-24	046-255-3781	昭和57年 3月
栗原老人憩いの家	栗原中央5-8-1	046-252-5997	昭和58年 2月
座間老人憩いの家	座間2-2765	-	昭和58年 3月
入谷老人憩いの家	入谷東3-34-16	046-251-0102	昭和62年12月
公益社団法人座間市シルバー人材センター	小松原1-45-21 (生きがいセンター内)	046-254-5361	平成 2年 4月
特別養護老人ホーム「座間苑」	新田宿151	046-256-3363	昭和56年 5月
特別養護老人ホーム「栗原ホーム」	栗原中央6-1-18	046-251-1166	昭和62年 5月
特別養護老人ホーム「ベルホーム」	栗原1261-1	046-257-1121	平成11年 5月
特別養護老人ホーム「サライ」	小松原1-17-15	046-298-6511	平成20年 5月
特別養護老人ホーム「第二座間苑」	新田宿623	046-200-8338	平成21年 5月
特別養護老人ホーム「太陽の家座間」	座間2-861-1	046-298-5133	平成27年10月
老人保健施設 老健さがみ	相模が丘6-21-27	046-266-5010	平成12年 3月
老人保健施設 神奈川セントラルケアセンター	栗原912-2	046-298-2277	平成13年 4月
有料老人ホーム「ベストライフ相武台」	緑ヶ丘4-7-3	046-266-6655	平成15年 2月
有料老人ホーム「SOMPOケア ラヴィール座間谷戸山公園」	入谷東3-41-17	046-252-6501	平成18年 9月
有料老人ホーム「サニーライフ座間」	広野台1-18-20	046-254-3600	平成25年 7月
有料老人ホーム「SOMPOケア ラヴィール座間」	座間2-3155-1	046-252-6511	平成28年 7月
住宅型有料老人ホーム高齢者住宅「こもれび」	新田宿201	046-298-0601	平成21年 9月
住宅型有料老人ホーム「プライムガーデンかながわ」	入谷1-191-1	046-266-3939	平成23年 3月
住宅型有料老人ホーム「ケアレジデンスひばりが丘」	ひばりが丘3-59-1 8	046-254-6227	平成23年 9月
住宅型有料老人ホーム「ガーデンテラス座間」	座間1-3412-1	046-240-0592	平成27年12月
住宅型有料老人ホーム「ムート座間くりはら」	南栗原2-3-3	046-244-5139	平成28年 2月
住宅型有料老人ホーム「さくらの郷」	入谷東4-37-11	046-256-9602	平成28年12月
住宅型有料老人ホーム高齢者住宅「こもれび座間2号館」	新田宿203	046-298-0022	平成28年 4月
住宅型有料老人ホーム「唯の家座間緑ヶ丘」	緑ヶ丘4-11-12	046-244-4352	平成28年12月
介護療養型医療施設「相武台病院」	相武台1-9-7	046-256-5111	平成 6年 7月
座間市相模が丘地域包括支援センター	相模が丘6-27-9	046-266-5222	平成18年 4月
座間市ひばりが丘地域包括支援センター	ひばりが丘5-21-2 9	046-255-2555	平成28年 4月
座間市栗原地域包括支援センター	栗原中央6-1-18	046-251-1167	平成28年 4月
座間市相武台地域包括支援センター	栗原1261-1	046-258-2030	平成18年 4月
座間市立野台地域包括支援センター	緑ヶ丘1-2-1	046-266-2005	平成18年 4月
座間市新田宿地域包括支援センター	新田宿623	046-256-9007	平成18年 4月
グループホーム小松原	小松原1-28-14	046-298-3360	平成15年 3月
グループホームあいち	相武台1-11-5	046-298-7021	平成19年10月
愛の家グループホーム座間	座間2-2884	046-252-3300	平成23年 3月
愛の家グループホーム座間西栗原	西栗原2-15-58	046-252-3500	平成23年11月
グループホームイー・ケア座間	栗原中央3-10-1	046-257-1226	平成24年 4月
花物語ざま	南栗原4-30-40	046-252-3787	平成29年 3月
小規模多機能型居宅介護「ふれんどりの家」	座間2-2962-16	046-298-1177	平成18年 9月

施設名	所在地	電話	設立年月
小規模多機能型居宅介護「リビング暖らん」	相武台1-35-7 402	046-298-5535	平成20年 6月
小規模多機能型居宅介護「ふれんどりの郷」	栗原中央4-23-21	046-210-3811	平成20年10月
看護小規模多機能型居宅介護「まさみ」	相武台1-8-23	046-251-3111	平成27年12月
サービス付き高齢者向け住宅「ココファン座間」	東原1-6-12	046-252-1021	平成22年 6月
サービス付き高齢者向け住宅「ホームステーションらいふ相武台」	緑ヶ丘6-26-7	046-207-2901	平成25年 4月
サービス付き高齢者向け住宅「フォンテーヌ座間南栗原」	南栗原2-4-35	046-271-6556	平成26年 9月
サービス付き高齢者向け住宅「ゆうペットシニア」	座間1-3059-1	046-289-1300	平成27年 6月

## (7) 障がい者関係施設

事業所名	分類	所在地	電話
あおば福祉サービス	居宅介護	新田宿 207	046-298-0022
うるわしの羽	居宅介護	相武台 3-6-24-201	046-259-8285
ひばり訪問介護ステーション小田急相模原	居宅介護	相模が丘 4-63-7	046-259-7261
さくらの郷	居宅介護	入谷東 4-37-11	046-256-9602
ケアサポートあおぞら	居宅介護	ひばりが丘 1-37-18	046-251-1515
ひばり介護サービス	居宅介護	ひばりが丘 1-41-1	046-259-5038
訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠	居宅介護	栗原中央 2-23-17-2	080-6523-6536
ひばり訪問介護ステーション座間	居宅介護	座間 1-3412-1 ガーデンテラス座間 1 階	046-240-0592
あおば福祉サービス 相武台	居宅介護	相武台 2-32-20	046-298-7851
セントケア座間	居宅介護	相武台 3-27-46 フジヤマンション 200 号室	046-298-1050
ヘルパーステーション こもれび	居宅介護	相模が丘 1-22-22-602	042-851-5406
ヘルパーステーション ぴーふる	居宅介護	相模が丘 1-40-15	046-252-6906
24Hヘルプサービスざま福祉会	居宅介護	東原 4-12-51	046-253-6702
株式会社 スカイプラザ	居宅介護	入谷 1-145-2	046-256-0422
てまりホームヘルプサービス	居宅介護	入谷東 3-22-11	046-257-8754
ケアサービス サンセール	居宅介護	入谷 3-1702-1 アクセス 101	046-298-5855
ワーカーズ・コレクティブ風	居宅介護	入谷東 3-8-9	046-253-5529
あおば福祉サービス	重度訪問介護	新田宿 207	046-298-0022
うるわしの羽	重度訪問介護	相武台 3-6-24-201	046-259-8285
ひばり訪問介護ステーション小田急相模原	重度訪問介護	相模が丘 4-63-7	046-259-7261
さくらの郷	重度訪問介護	入谷東 4-37-11	046-256-9602
ケアサポートあおぞら	重度訪問介護	ひばりが丘 1-37-18	046-251-1515
ひばり介護サービス	重度訪問介護	ひばりが丘 1-41-1	046-259-5038
訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠	重度訪問介護	栗原中央 2-23-17-2	080-6523-6536
ひばり訪問介護ステーション座間	重度訪問介護	座間 1-3412-1 ガーデンテラス座間 1 階	046-240-0592
あおば福祉サービス 相武台	重度訪問介護	相武台 2-32-20	046-298-7851
セントケア座間	重度訪問介護	相武台 3-27-46 フジヤマンション 200 号室	046-298-1050
ヘルパーステーション こもれび	重度訪問介護	相模が丘 1-22-22-602	042-851-5406
ヘルパーステーション ぴーふる	重度訪問介護	相模が丘 1-40-15	046-252-6906
24Hヘルプサービスざま福祉会	重度訪問介護	東原 4-12-51	046-253-6702
株式会社 スカイプラザ	重度訪問介護	入谷 1-145-2	046-256-0422

事業所名	分類	所在地	電話
てまりホームヘルプサービス	重度訪問介護	入谷東 3-22-11	046-257-8754
ケアサービス サンセール	重度訪問介護	入谷 3-1702-1 アクセス 101	046-298-5855
ワーカーズ・コレクティブ 風	重度訪問介護	入谷東 3-8-9	046-253-5529
てまりホームヘルプサービス	同行援護	入谷東 3-22-11	046-257-8754
ケアサポートあおぞら	同行援護	ひばりが丘 1-37-18	046-251-1515
ケアサービス サンセール	同行援護	入谷 3-1702-1 アクセス 101	046-298-5855
アガペ壺番館	短期入所	小松原 2-10-14	046-254-7111
アガペサポートセンター	短期入所	小松原 2-10-14	046-254-7111
ショートステイ宝島	短期入所	新田宿 8-8	046-259-6168
短期入所みどり	短期入所	東原 1-10-62	046-251-1596
アガペ壺番館	施設入所支援	小松原 2-10-14	046-254-7111
生活ホームみどり	共同生活援助	ひばりが丘 1-29-5	046-258-3115
L I F E きづき	共同生活援助	相模が丘 1-39-1 ルート相 模が丘	042-815-5155
ジョイフルきづき	共同生活援助	相模が丘 6-1-8 ジョイフ ル相模原	042-815-5155
ケアホームスマイルⅠ	共同生活援助	相模が丘 2-32-24	042-705-2556
ケアホームスマイルⅡ	共同生活援助	相模が丘 2-32-24	042-705-7557
ケアホームいっば	共同生活援助	入谷 1-3125-2	046-244-3920
ケアホームドウ	共同生活援助	座間 2-2615	046-244-0073
フレンドリアメゾン入谷	共同生活援助	入谷東 4-61-37	046-240-8319
フレンドリアメゾン立野台	共同生活援助	立野台 2-13-4	046-259-6397
グループホームこすもす	共同生活援助	入谷東 4-60-31	046-204-9380
アガペサポートセンター	生活介護	小松原 2-10-14	046-254-7111
たからじま	生活介護	新田宿 8-8	046-259-6167
鈴鹿ゆめひろば	生活介護	入谷 1-3057-1	046-259-5120
座間市立もくせい園	生活介護	栗原中央 6-7-27	046-253-0804
アガペ壺番館	生活介護	小松原 2-10-14	046-254-7111
緑の家	生活介護	東原 1-10-62	046-257-3539
WORK きづき	就労移行支援	緑ヶ丘 5-6-28	046-244-6915
アガペ作業所	就労移行支援	小松原 2-10-14	046-254-7111
さくらんぼ	就労継続支援B型	栗原 1151-1	046-255-5583
いぶき	就労継続支援B型	小松原 1-45-21 座間市立生 きがいセンター内	046-253-0835
アガペ作業所	就労継続支援B型	小松原 2-10-14	046-254-7111
クローファ	就労継続支援B型	相武台 1-35-25 プラントール 壺番館 101 号室	046-259-7878
アンダンテ	就労継続支援B型	相模が丘 4-27-6	046-259-8940
いずみぶどう園	就労継続支援B型	相模が丘 4-60-3	046-206-4477
就労継続支援B型緑の家	就労継続支援B型	東原 1-10-62	046-257-1858
鈴鹿ゆめひろば	就労継続支援B型	入谷 1-3075-1	046-259-5120
グローリー	就労継続支援B型	緑ヶ丘 5-4-25	046-244-5404
HOPE きづき	就労継続支援B型	緑ヶ丘 5-6-28	046-244-6915

事業所名	分類	所在地	電話
いずみの郷	就労継続支援B型	座間 1-3409-2	046-252-5556
アガペ第1作業所	就労継続支援B型	小松原 2-10-14	046-254-7111
ラルク 座間	就労継続支援B型	新田宿 65-6	046-200-9647
皆原ゆめひろば	就労継続支援B型	入谷 5-1971-2	046-259-9377
合同会社ライフフードサポート・座間	就労継続支援B型	ひばりが丘 1-6-14	046-204-6898
相談センター悠	計画相談	栗原中央 2-23-17-2	080-6523-6536
あおば福祉サービス ひばりが丘	計画相談	ひばりが丘 5-11-14	046-240-1883
アガペサポートセンター	計画相談	小松原 2-10-14	046-254-7111
緑の家相談支援センター	計画相談	東原 2-8-1 座間市通園センター2階	046-204-6331
アイラックサポート	計画相談	東原 4-23-13	046-206-5375
株式会社 スカイプラザ	計画相談	入谷 1-145-2	046-256-0422
相談支援センター 宝島	計画相談	入谷 1-3075-1	046-259-5120
神奈川ライトハウス相談支援センター	計画相談	入谷東 3-55-1-C 202	046-205-6040
ワーカーズ・コレクティブ風	計画相談	入谷東 3-8-9	046-253-5529
座間市こころの相談支援センターn o u e d	計画相談	緑ヶ丘 4-8-5 グリーンヒル 205号	046-266-1321
相談支援事業所P L A N きづき	計画相談	緑ヶ丘 5-6-24	070-4071-1464
花音座間	計画相談	東原 4-23-8 ハイッ池田 102	046-206-5171
座間市こころの相談支援センターn o u e d	地域移行支援	緑ヶ丘 4-8-5 グリーンヒル 205号	046-266-1321
アガペサポートセンター	地域移行支援	小松原 2-10-14	046-254-7111
緑の家相談支援センター	地域移行支援	東原 2-8-1 座間市立通園センター2階	046-204-6331
相談センター悠	障害児相談	栗原中央 2-23-17-2	080-6523-6536
アガペサポートセンター	障害児相談	小松原 2-10-14	046-254-7111
緑の家相談支援センター	障害児相談	東原 2-8-1 座間市通園センター2階	046-204-6331
アイラックサポート	障害児相談	東原 4-23-13	046-206-5375
株式会社 スカイプラザ	障害児相談	入谷 1-145-2	046-256-0422
相談支援センター 宝島	障害児相談	入谷 1-3075-1	046-259-5120
神奈川ライトハウス相談支援センター	障害児相談	入谷東 3-55-1-C 202	046-205-6040
座間市こころの相談支援センターn o u e d	障害児相談	緑ヶ丘 4-8-5 グリーンヒル 205号	046-266-1321
児童発達支援 にこにこチャイルド おだきゅうさがみはら	児童発達支援	相模が丘 1-21-42 コートサヌール 1階	042-701-6877
はあとふるキッズさがみ野	児童発達支援	さがみ野 2-11-6 有山五枝 店舗A号室	046-204-6945
療育教室 歩会	児童発達支援	さがみ野 1-8-14	046-251-0461
アイラック	児童発達支援	東原 4-23-13	046-206-5375

事業所名	分類	所在地	電話
ファミリー・キッズ座間	児童発達支援	入谷 1-380 ピアチェーヴォレ座間 1 階	046-259-8193
縁ぴーす	児童発達支援	入谷東 3-8-10	046-259-8183
座間市サニーキッズ	児童発達支援	緑ヶ丘 1-2-1 総合福祉センター内	046-252-7176
はあとふるキッズさがみ野	放課後等デイサービス	さがみ野 2-11-6 有山五枝店舗 A 号室	046-204-9645
放課後等デイサービス オリーブ	放課後等デイサービス	四ツ谷 499	046-204-5577
放課後等デイサービス にこにこチャイルド おだきゆうさがみはら	放課後等デイサービス	相模が丘 1-21-42 コートサヌール 1 階	042-701-6877
療育教室 歩会	放課後等デイサービス	さがみ野 1-8-14	046-251-0461
アイラック	放課後等デイサービス	東原 4-23-13	046-206-5375
ファミリー・キッズ座間	放課後等デイサービス	入谷 1-380 アチェーヴォレ座間 1 階	046-259-8193
ホップステップ	放課後等デイサービス	入谷東 3-22-11	046-257-8754
縁ぴーす	放課後等デイサービス	入谷東 3-8-10	046-259-8183
イチ児童デイサービス緑ヶ丘	放課後等デイサービス	緑ヶ丘 1-1-26-2 F	046-257-5200
あおば福祉サービス 訪問入浴介護事業所	訪問入浴	新田宿 207	046-298-0022
アガペサポートセンター	施設入浴	小松原 2-10-14	046-254-7111
アガペ壱番館	日中一時	小松原 2-10-14	046-254-7111
赤い屋根	日中一時	座間 2-969	046-400-9174
てまりホームヘルプサービス	日中一時	入谷東 3-22-11	046-257-8754
療育教室 歩会	日中一時	さがみ野 1-8-14	046-251-0461
緑の家	日中一時	東原 2-8-1 座間市通園センター 1 F	046-254-2655
てまりホームヘルプサービス	移動支援	入谷東 3-22-11	046-257-8754
ケアサービス サンセール	移動支援	入谷 3-1702-1 アクセス 101	046-298-5855
スカイプラザ	移動支援	入谷 1-145-2	046-256-0422
サポートゆめひろば	移動支援	座間 2-969	046-400-9174
ケアサポート あおぞら	移動支援	ひばりが丘 1-37-18	046-251-1515
訪問介護事業所チェリーブロッサマーズ悠	移動支援	栗原中央 2-23-17-2	080-6523-6536
ヘルパーステーションこもれび	移動支援	相模が丘 1-22-22-602	042-851-5406
神奈川ライトハウス	地域活動支援センター	入谷東 3-55-1-C 202	046-205-6040
ウインディーザマ	地域活動支援センター	緑ヶ丘 5-4-25	046-252-5117
かぎぐるま	地域活動支援センター	緑ヶ丘 1-11-19	046-255-6160

事業所名	分類	所在地	電話
t i s s e	地域活動支援センター	緑ヶ丘 4-8-5 グリーンビル1階	046-283-5681
えのきの里	地域活動支援センター	相模が丘 4-16-28	046-257-6210

## 2 社協登録ボランティアグループ一覧

(平成30年度末現在)

グループ名	主な活動内容	会員数
座間市点訳サークルあかり会	視覚障がい者の福祉向上のための点訳活動	18
座間録音奉仕グループ泉の会	視覚障がい者の福祉向上のための録音活動	29
座間キャラバン隊	知的障がい児の保護者向けの勉強会、講演活動	5
拡大写本サークル「つばさ」	視覚障がい児者の福祉向上のための拡大写本活動	17
パソコンボランティアグループ・パソボラZAMA	高齢者や障がい者へのパソコン指導	8
精神保健ボランティアグループひだまり	精神障がい者への理解と地域での援助活動	3
山歩きサークル ブロッケン	知的障がい者支援	38
要約筆記と手話ひまわり会	聴覚障がい者の福祉向上のための要約筆記活動	54
座間市手話サークル星の会	聴覚障がい者の福祉向上のための手話活動	62
小松原いきいき会	障がい者施設その他各種行事に参加協力	22
傾聴を学び実践する会(ラポールの会)	傾聴を学び実践する会	15
神奈川女性協議会コスモスグループ	福祉施設支援活動	65
成光学園ボランティアクラブ	児童、学生等の勉学指導等の活動	20
アクティヴ・ママ	乳幼児を抱える母親を中心に、子育てサロン、講座、ミニコミ誌等の発行	36
ミナクルあすなろの家	不登校児童やひきこもりの方々の居場所づくり	15
座間地区更生保護女性会	子育て支援活動	87
ふれあいサロン ハグハグ	子育て支援(0~3歳児までの母・子のおしゃべりサロン)活動	9
座間にほんご教室	外国人への日本語指導、情報提供等	17
日本語ボランティアサークル「そら」	外国人に対する日本語指導等	16
日本語サークル「わ」	外国人に対する日本語指導、情報提供等	9
オカリナ・ピーポの会	オカリナによる施設への慰問活動	14
座間市銭太鼓連盟 直伎久会	銭太鼓による慰問活動	51
ざま弦楽アンサンブル	弦楽合奏による福祉施設等への慰問活動	27
大正琴・ベル・朗読劇団ONE♡ハート	大正琴とハンドベルによる施設への訪問活動	107
演奏家グループ「ショコラ」	演奏活動による施設への慰問活動	5
ざまりードアンサンブル	ハーモニカでの施設への慰問活動	13
シルバーコーラス・スマイル	シルバーによるコーラス慰問活動	46
ウクレレZAMA	演奏活動による施設への慰問活動	10
座間総合高校フラメンコ部	フラメンコによる福祉施設への慰問活動	8
いづみソフト会	地域の支援活動	24
ざま災害ボランティアネットワーク	災害に関する各種訓練、啓発活動	58
よもぎの会	募金活動等	91
食生活改善推進団体ひまわり会	食生活の向上の為の活動	57
バリフリ座間	バリアフリーの啓発活動	9
ZAMA生涯学習ボランティア研究会	暮らしを豊かにする講座の企画	6
セルフ・カウンセリング学習会「ナチュラル」	セルフカウンセリング活動	6
music group mint	演奏活動による施設慰問活動	4
シルバー・ハーモニカ「華」	ハーモニカでの施設慰問活動	3
いきいき会	高齢者・施設への支援活動	4
かがやき	当団体に所属するサークルメンバーによる慰問活動	19
華香会	故郷の民謡を三味線・尺八・太鼓等と共に奏でて日本の民謡・唱歌・童謡を唄う慰問活動	15
ピアチェーレ	ギター演奏での慰問活動	12
座間市おもちゃドクターの会	おもちゃの修理を通じて子どもの心を育む活動	11
学習支援の会	児童・学生等の勉学指導等の活動	10
座間市げんき生活応援隊さくらの会	高齢者の介護予防活動	20
ひばりが丘緑を育てる会「緑の会」	地域の支援活動	60



グループ名	主な活動内容	会員数
座間男声合唱団	男声合唱団による施設慰問活動	31
ブルースカイ	精神障害者ピアサポート	2
マンドリンアンサンブル～ビギナーズ～	マンドリン演奏	4
座間マジック同好会	マジック演技と講習、施設慰問	10
夕暮れ学級 さつき	小学生を対象に学習・交流のサポート	5
シニア麻雀クラブ・座間	高齢者福祉施設を慰問し、利用者と麻雀を楽しむ活動	26
レインボーキャリア会	女性精神障害者ピアサポート	2
ASABAバンド	歌と演奏の訪問活動	6
座間ふるさとガイドの会	郷土ガイドボランティア	17
座間子育て応援プロジェクト!	子育て応援イベントの企画運営	9
チーム「二番」	災害時の被災地支援	9
ビバ・ラ・ムジカ オーケストラ	オーケストラによる施設慰問活動	20
音楽を楽しむ会	音楽活動による施設慰問活動	5
向日葵連	阿波踊りによる施設慰問活動	17
野良猫を増やさない会	野良猫による被害防止活動	9
計 61 団体		1,407

### 3 保健・医療・福祉関連年表

年 月	事 項
昭和21年 9月	生活保護法（旧）制定
	保健所法制定（→平成6年地域保健法）
22年	第1次ベビーブーム（昭和22～24年）
12月	児童福祉法制定
23年 5月	墓地、埋葬等に関する法律制定
6月	予防接種法制定
7月	民生委員法、優性保護法、公衆浴場法制定
9月	相模原町から座間町が分立
24年12月	身体障害者福祉法制定
25年	身体障害者福祉協会発足
1月	国保事業開始
4月	新生活運動の一環として葬祭具貸し出し事業開始
5月	生活保護法（新）制定
	精神衛生法制定（→昭和62年精神保健法、平成7年精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）
8月	狂犬病予防法制定
26年 3月	社会福祉事業法、結核予防法制定
4月	社会福祉事業法施行に伴い高座地方事務所に福祉事務所設置
5月	児童憲章制定
11月	民生委員改選（定数11人）
27年 8月	日本赤十字社法制定
28年	母子相談員設置
	母子福祉資金の貸付開始
12月	民生委員定数15人任命
29年11月	市立公民館開館
31年12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
32年 1月	工場誘致条例制定
4月	原水爆禁止協議会発足
7月	社会福祉協議会発足
33年	法外援護資金貸付開始
	敬老祝金支給事業開始
12月	国民健康保険法（新）制定
34年 4月	国民年金法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
35年 3月	精神薄弱者福祉法制定（→平成10年知的障害者福祉法）
36年11月	児童扶養手当法制定
37年	長寿会改組（6地区）
8月	立野台プール開設
12月	民生委員児童委員改選（定数15人）
38年 7月	老人福祉法制定
9月	敬老入湯会実施
39年 4月	心身障害者手当
7月	母子福祉法制定（→昭和56年母子及び寡婦福祉法）
	座間公園プール開設
40年 4月	市立栗原保育園開園
8月	母子保健法制定
12月	民生委員児童委員改選（定数18人）
41年 4月	市立相模台保育園開園（現相模が丘東保育園）

年 月	事 項
昭和42年	育児相談実施
1月	国保事業医療費無料化制度発足（3歳未満、80歳以上）
4月	市立ちぐさ保育園開園 市立座間小学校に特殊学級開設 全国に先駆けて特別福祉手当の支給
5月	座間児童館開館
7月	広野プール開設
43年 2月	栗原児童館開館
7月	国保事業重度身体障害者1・2級の10割給付開始
8月	市立文化福祉会館開館
10月	結婚相談所発足
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
44年 4月	相模が丘児童館開館 国保事業6歳未満の歯科診療、75歳以上、中度身体障害者3・4級の10割給付開始 胃がん・子宮がん集団検診開始 市立緑ヶ丘保育園開園
8月	東原プール開設
45年 4月	市立東原保育園開園 市立座間中学校に特殊学級開設
5月	心身障害者対策基本法（→平成5年障害者基本法）
10月	全国に先駆けて医療費無料化制度発足（75歳以上）
46年	第2次ベビーブーム（～49年）
4月	医療費無料化制度75歳から70歳に引き下げ
5月	児童手当法制定
6月	県立座間保健ステーション開館
11月	市制施行 福祉事務所開設
12月	民生委員児童委員改選（定数36人）
47年	おむつ支給事業開始（高齢者）
4月	市立相武台保育園開園 心身障害（児）者医療費扶助（障害者1級から4級、精薄者IQ75以下） 制度発足 老人家庭奉仕員制度発足
9月	老人スポーツ大会開催
10月	ひばりが丘・小松原児童館開館 小住宅改良資金貸付制度発足
12月	休日昼間救急診療事業開始 民生委員児童委員改選（定数72人）
48年	ホームヘルプサービス事業開始
1月	老人福祉法が一部改正され、国で医療費の無料化制度実施（70歳以上）
2月	市総合計画策定
4月	市ひまわり学園（重度心身障がい児の教育の場）開園 医療費無料化制度を68歳以上に引き下げ
9月	葬祭具貸し出し事業の一環として霊柩自動車購入 災害弔慰金の支給等に関する法律制定
49年 4月	市立ひばりが丘保育園開園 老人福祉電話貸付制度発足 高齢者、身障者入浴券支給制度発足

年 月	事 項
昭和49年 4月	医療費無料制度を67歳以上に引き下げ 老人、身障者サービス店誕生（福祉の店）
5月	座間市スポーツ推進委員（体育指導員）を任命
9月	第1回福祉大会開催 市民福祉憲章制定、9月15日を福祉の日とする
50年 4月	原子爆弾被爆者はり・きゅう・マッサージ受療券支給事業開始
8月	老人福祉センター（本郷荘）開設（3市1町の清掃処理組合で建設） 鳩川プール開設
51年 1月	立野台児童館開館
2月	休日昼間夜間救急診療事業開始
4月	家庭保育福祉員制度開始 日常生活用具貸与等事業（障がい者）開始
7月	ひばりが丘プール開設
8月	相武台プール開設
52年 4月	市立小松原保育園開園 鳩川児童館開館
5月	視力障がい者に声の広報配布 ひまわり公園テニスコート開設
9月	福祉の日を福祉週間とする
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
53年 4月	高齢者、身障者に理髪券支給制度発足 乳がん検診開始、風しん予防接種開始 母子相談員座間市に常駐となる （県）住宅設備改善助成 （県）自動車運転訓練費助成
9月	1歳6か月健診実施（内科委託、歯科集団）
54年 1月	総合通園センター「サン・ホープ」開園
4月	市立相模が丘西保育園開園 相模が丘老人憩いの家完成 風しん個別接種開始 施設通所交通費助成 ねたきり老人等介護手当支給事業開始 県立座間養護学校開校
5月	座間市高齢者事業団発足（→平成2年4月社団法人座間市シルバー人材センター）
7月	栗原プール開設
11月	ひばりが丘老人憩いの家完成
55年 4月	ねたきり老人等入浴サービス事業開始 広域救急医療事業開始 市社会福祉協議会法人認可
5月	新田宿グラウンド開設
6月	市新総合計画策定
10月	立野台老人憩いの家完成
11月	座間市民球場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数83人）
56年	在宅老人短期入所事業開始 国際障害者年スタート
4月	高齢者、身障者に美容券支給事業開始 （県）自動車改造費助成

年 月	事 項
昭和56年 7月	肺がん検診開始
57年 3月	相武台老人憩いの家完成
4月	相模が丘プール開設
5月	ひばりが丘南児童館開館
7月	市核兵器廃絶平和都市宣言 広域大和斎場組合業務開始
8月	老人保健法制定
58年 2月	栗原老人憩いの家完成
4月	座間老人憩いの家完成 心身障がい者訓練施設「もくせい園」開園 市立図書館開館 老人保健法に基づく保健事業実施 入谷プール開設
5月	座間市健康づくり推進協議会発足
10月	手話通訳者派遣事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数96人）
59年	老人クラブ助成事業開始
4月	相模野児童館開館 高齢者及び原子爆弾被爆者マッサージ等助成券支給事業開始 重度心身障害（児）者介護手当、福祉タクシー利用助成（障害者）開始
8月	社会福祉・医療事業団法制定
60年 3月	市立保健センター条例制定
4月	社会福祉国庫補助率暫定引き下げ（→平成元年恒久化） 平日夜間救急診療事業開始 機能訓練会開始 県立座間保健ステーションを市に移管 旭プール開設
5月	相模川グラウンド開設
6月	保健ステーションを改称、市立保健センターとして開設
9月	市新総合計画後期基本計画策定
10月	市人口10万人突破 第1回健康まつり開催
61年 4月	国保事業医療費無料化制度 医科2歳未満、歯科5歳未満に改正 老人健康教育開始（老人憩いの家7か所）
6月	休日昼間歯科急患診療事業開始
12月	民生委員児童委員改選（定数97人）
62年 4月	社会福祉施設及び児童福祉施設の入所措置事務等が国の機関委任事務から団体委任事務に移行 中原プール開設
5月	社会福祉士及び介護福祉士法制定
9月	福祉週間を拡大し、福祉月間とする
10月	国保事業医療費無料化制度 医科1歳未満、歯科4歳未満に改正
12月	入谷老人憩いの家完成
63年 4月	痴呆性老人生活指導事業開始 身障者緊急一時保護事業開始 在宅訪問看護事業実施
7月	緊急通報システム貸与事業開始
平成元年	合計特殊出生率1.57となる（1.57ショック） 寝具乾燥丸洗い事業開始

年 月	事 項
平成元年 3月	「座間市福祉プラン」策定
4月	市立生きがいセンター開所 大腸がん検診開始
9月	ガイドヘルパー派遣事業開始
10月	栗原中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
11月	「高齢者保健福祉推進十か年戦略（ゴールドプラン）」（平成2～11年度）策定
12月	民生委員児童委員改選（定数107人）
2年 6月	福祉関係八法改正
8月	高齢者生活実態調査、心身障害児者生活実態調査、ボランティア活動実態調査の実施
11月	東中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
3年 4月	在宅福祉サービス利用普及事業開始 ほほえみサービス事業開始 福祉車両貸出事業開始 社団法人座間市シルバー人材センター開所 訪問入浴サービス事業（高齢者、重度障がい者）開始
4年 4月	母子保健法一部改正 精神薄弱者更生施設（通所）「もくせい園」開設 親子教室（月2回）開始 がん予防教育（乳、肺、大腸3コース各2回）開始
5月	高齢者保健福祉実態調査実施
6月	老人性白内障眼鏡等助成事業開始
10月	相模中学校屋外運動場に照明設備を設置し、夜間開放を開始
12月	民生委員児童委員改選（定数116人）
5年 4月	自動車燃料の助成
12月	「座間市高齢者保健福祉計画」（平成8～14年度）策定
6年 1月	主任児童委員5人委嘱
3月	21世紀福祉ビジョン発表
4月	在宅介護支援センター（栗原ホーム、座間苑）開設
6月	保健所法が改正され、地域保健法に改称 母子保健法改正
11月	市民体育館（スカイアリーナ座間）開設
12月	「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」策定 「高齢者保健福祉推進十か年戦略の見直しについて（新ゴールドプラン）」（平成7～11年度）策定
7年10月	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律制定 小児医療費助成事業開始
11月	高齢社会対策基本法制定
12月	「ノーマライゼーション7か年戦略（障害者プラン）」（平成8～14年度）策定 民生委員児童委員改選（定数126人）
8年 9月	市立市民健康センター（休日急患センター、保健センター）開設
10月	ひとり暮らし老人等給食サービス事業開始
9年 1月	主任児童委員6人委嘱
3月	「ざま母子保健計画」（平成9～13年度）策定
4月	母子保健事業県からを委譲 在日外国人高齢者・障害者等福祉給付金支給事業開始

年 月	事 項
平成 9年 5月	座間市スポーツ推進審議会委員を任命
6月	児童福祉法改正
8月	ボランティアセンター（座間市社会福祉協議会内）開所 栗原遊水地テニスコート開設
12月	介護保険法制定
10年 3月	特定非営利活動促進法（NPO法）制定
5月	「座間市障害者計画」（平成10～14年度）策定
8月	栗原遊水地スポーツ広場開設
12月	民生委員児童委員改選（定数126人）
11年 3月	地域振興券交付開始（～7月まで）
4月	行政組織を一部改正し、福祉部を保健福祉部と改称
6月	男女共同参画社会基本法制定
7月	地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（地方分権一括法）制定
12月	小児医療費助成事業の所得制限廃止（0歳児） 「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について（新エンゼルプラン）」（目標年次平成16年度）策定 「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」（平成12～16年度）策定
12年 1月	主任児童委員6人委嘱
2月	第三次座間市総合計画後期基本計画策定
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第1期介護保険事業計画」（平成12～16年度）策定
4月	介護保険施行 介護保険施行に伴い、生活支援型訪問介護等の事業を開始 産後サポート事業の開始
5月	狂犬病予防法の改正に伴い、犬の登録に関する事務等を県から委譲 社会福祉事業法が改正され、社会福祉法に改称。併せて、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法、社会福祉施設職員等退職手当共済法、民生委員法、生活保護法が改正、公益質屋法が廃止（社会福祉基礎構造改革） 高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法）制定 児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）制定
12月	「座間市福祉プラン」（平成13～22年度）改訂 提言「座間市における子育て支援について」（ざま子育て支援懇話会）
13年 1月	提言「座間市の『健康づくり』についての提言」（座間市健康づくり研究懇話会）
3月	県指定の痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホームひまわり」開設
4月	市立総合福祉センター（サニープレイス座間）開設 健康なまちづくり事業開始 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（ドメスティック・バイオレンス（DV）防止法）制定
5月	福祉ミニバス試験運行開始
6月	子育て相談ホットライン開設 障害児者の介護を一時的に行う障害児者レスパイト事業開始
8月	福祉サービス相談事業開始 「座間健康ふるさとマップ」発行

年 月	事 項
平成13年10月	子育て支援センター（現在の第1子育て支援センター ざまりんのおうち「ゆめ」）開設
11月	市制施行30周年
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
14年 4月	「ざま母子保健計画」（平成14～18年度）改訂 県央地域就労援助センター開設 国民年金保険料半額免除制度開始 精神保健福祉業務の一部が県より移管
5月	身体障害者補助犬法成立
8月	児童扶養手当制度所得制限額の改正及び手当支給事務の権限移譲 原水爆禁止協議会設立45周年核兵器廃絶平和都市宣言制定20周年記念事業実施
10月	ファミリー・サポート事業開始 ひとり暮らし高齢者医療費助成事業開始 高齢者医療費援助事業の見直し 老人保健制度の対象年齢・負担割合等の法改正 小児医療助成制度の対象年齢を拡大（3歳児まで） 1～4歳未満の歯科診療の10割給付制度の廃止
15年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第2期介護保険事業計画」（平成15～19年度）改訂 「座間市障害者計画」（平成15～22年度）改訂
4月	県が指定する痴呆対応型共同生活介護事業所「グループホーム小松原」開設 障がい者のサービス利用について、措置制度から支援費制度に移行 座間・綾瀬・海老名3市協力による小児救急医療体制開始
5月	精神障害者ホームヘルプサービス事業開始 座間すこやか保育園開園（40人）
7月	次世代育成支援対策推進法成立
12月	生活援助員派遣事業開始
16年 3月	「座間市地域福祉計画」（平成16～20年度）策定 福祉サービス相談事業廃止
4月	在宅精神障害者パスネット・バスカード支給事業開始
6月	ニュースポーツ多目的広場開設
7月	第2子育て支援センター（現在の第2子育て支援センター ざまりんのおうち「ひまわり」）開設
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（4歳児まで）
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
17年 3月	「座間市次世代育成支援行動計画」策定
4月	精神障害者短期入所事業開始
5月	立野台児童ホーム開設 サン・ホープ身障デイサービス事業（重心）をアガペサポートセンターに移行
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学校就学前まで）
18年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第3期介護保険事業計画」（平成18～20年度）改訂
4月	障害者自立支援法施行 介護保険法に基づく地域密着型サービス創設



年 月	事 項
平成18年 4月	県が指定していた「グループホーム小松原」及び「グループホームひまわり」が、市が指定する地域密着型サービスに移行
7月	サン・ホープ児童ホーム開設
9月	座間子どもの家保育園定員増（70→100人） 市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりの家」開設
10月	障害者自立支援法本施行 障害者自立支援法に基づく、座間市地域生活支援事業開始 精神障害者通院医療費助成事業開始
19年 3月	「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第一期）」（平成18～20年度）策定及び改訂
4月	知的障害者通所更生施設もくせい園一部業務をアガペサポートセンターに委託 北地区児童ホーム開設
6月	高齢者及び障がい者を対象とした火災警報器設置費用助成事業開始
7月	座間市地域自立支援協議会を設置
8月	高齢者及び障がい者を対象とした家具転倒防止対策助成事業開始
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームあいち」開設 市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」開設
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
20年 4月	後期高齢者医療制度開始 特定健康診査、後期高齢者健康診査開始
6月	市が指定する地域密着型サービス事業所「リビング暖らん」開設
7月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学3年生まで）
10月	市が指定する地域密着型サービス事業所「ふれんどりの郷」開設
21年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」（平成21～23年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第二期）」（平成21～23年度）改訂
4月	市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームひまわり」廃止
8月	座間市災害時要援護者支援協議会を設置
10月	住宅手当緊急特別措置事業開始 市県民税の公的年金からの天引き（特別徴収）開始
11月	座間すこやか保育園定員増（40→50人）
22年 1月	社会保険庁の廃止に伴う日本年金機構の発足により、厚木社会保険事務所の名称が厚木年金事務所に変更
3月	「次世代育成支援（子育て支援）行動計画」（後期計画平成22～26年度）策定
4月	子ども手当制度開始
8月	父子家庭にも児童扶養手当の支給を開始
9月	ひとり暮らし高齢者医療費助成事業の廃止
11月	座間児童館を建て替えのため一時閉鎖
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員133人、主任児童委員12人）
23年 3月	東日本大震災発生 東日本大震災義援金の受付を開始 第四次座間市総合計画を開始 「座間市福祉プラン」「座間市地域福祉計画」（平成23～27年度）改訂 市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間」開設

年 月	事 項
平成23年 4月	行政組織の改正により、保健福祉部を健康部と福祉部に改編 やなせ保育園定員増（60→90人）
7月	24時間健康電話相談事業を開始
23年10月	座間児童館を再開 高齢者の救急搬送時などに備え医療情報等を入れておく救急医療情報キット を希望する独居高齢者に配布
11月	市が指定する地域密着型サービス事業所「愛の家グループホーム座間西栗 原」開設
24年 2月	相模が丘老人憩いの家耐震補強工事完成
3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画」（平成24～26 年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第三期）」（平成24～26年 度）改訂 健康情報提供サービス「笑顔ヘルスアンサー」終了 ほほえみサービス事業を廃止
4月	子ども手当制度に代わり児童手当制度開始 高齢者を対象とした火災警報器設置費用助成事業を廃止 市が指定する地域密着型サービス事業所「グループホームイー・ケア座間」 開設 心身障害者手当の対象を身体障害者手帳（4～6級）及び療育手帳（B1・ B2）から身体障害者手帳（1・2級）、療育手帳（A1・A2）及び精神 障害者保健福祉手帳（1級）に変更 心身障害者医療費援助事業の対象者を身体障害者手帳（1～3級）、療育手 帳（A1・A2・B1）及び精神障害者保健福祉手帳（1級）に変更 救急医療情報キットの配布対象を独居高齢者から高齢者世帯に拡大 地方分権一括法等の制定による介護保険法改正に伴い、国が定めていた地域 密着型サービスの指定基準等を条例委任
5月	精神障がい者向け相談支援事業所「nue d（ヌー）」を開設
6月	自殺予防対策としてパソコンや携帯電話でストレスや落ち込み度を確認でき る「こころの体温計」開始
9月	市立相模が丘西保育園耐震工事施工（～11月） 口腔がん検診開始 座間保育園定員増（60→90人）
10月	精神障害者保健福祉手帳1級の方の精神通院外来を対象とした障害者医療費 助成制度を入院及び精神通院外来以外の外来にも拡大 小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学4年生まで） 障害者虐待防止法施行
11月	障がい児者の介護を一時的に行う日中一次支援事業で日中預かりを開始 ひばりが丘老人憩いの家耐震補強工事完成
12月	市立ひばりが丘保育園耐震工事施工（～25年 3月） 座間市国民健康保険事業財政健全化計画策定
25年 3月	「座間市保育園整備計画」策定
4月	母子保健法の改正に伴い県から市町村へ養育医療の権限移譲 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正 「障害者優先調達推進法」施行 心身障害者医療費援助事業、精神障害者通院医療費助成事業に年齢制限導入 を実施（65歳以上の新規取得者は対象外）
8月	座間市誘致病院の開設事業者が社会医療法人ジャパンメディカルアライア ンスに決定

年 月	事 項
平成25年10月	座間市誘致病院について社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に伴う基本的事項に関する覚書を締結
12月	座間公園プール改修工事（～26年3月） 市が指定する地域密着型サービス事業所「タクロウ座間ポッポ」廃止 民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員133人、主任児童委員12人）
26年 3月	母子等福祉手当廃止 立野台老人憩いの家耐震補強工事完成
4月	障害者総合支援法完全施行 小田急ムック相武台園開園（50人） 座間すこやか保育園定員増（50→60人）
7月	座間市誘致病院について社会医療法人ジャパンメディカルアライアンスと病院の開設及び運営に関する基本協定書を締結 身体・知的障害者相談支援事業所「緑の家相談支援センター」開設
10月	小児医療助成制度の対象年齢を拡大（小学6年生まで）
12月	民生委員児童委員定数変更（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人） いきいき高齢者応援事業開始
27年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（平成27～29年度）改訂 「座間市障害者計画・座間市障害福祉計画（第四期）」（平成27～29年度）改訂 「座間市子ども・子育て支援事業計画」（平成27～31年度）策定
4月	母子健康手帳の出張所交付を廃止 救急医療情報キットの配布対象を高齢者世帯から65歳以上の方に拡大
6月	第3子育て支援センター ざまりんのおうち「かがやき」開設
10月	座間市妊婦歯科健康診査開始
12月	市が指定する地域密着型サービス「看護小規模多機能型居宅介護 まさみ」開設
28年 3月	健康度見える化コーナー（未病センターざま）開設 「座間市地域福祉計画（第三期）」（平成28～32年度）策定
4月	地域包括支援センターを2ヶ所増設 あゆみ保育園定員増（60→80人） 小規模保育施設のナーサリールームT&Y相模が丘開設（定員19人） 家庭的保育施設の陽の丘保育園が開設（定員5人） 家庭的保育施設のひばり乳児園が開設（定員5人） 障害者差別解消法施行 社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス座間総合病院開院 立野坂児童ホーム開設（定員50人）
12月	民生委員児童委員改選（定数：民生委員・児童委員132人、主任児童委員12人）
29年 3月	市が指定する地域密着型サービス「花物語ざま」開設
6月	ファミリー・サポート事業の利用会員の対象児童を小学6年生までに拡大
30年 3月	「座間市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（平成30～32年度）改訂

年 月	事 項
平成30年 3月	「座間市障害者計画 第五期座間市障害福祉計画・第一期障害児福祉計画」 (平成30～32年度)改訂
8月	子育て世代包括支援センター（ネウボラごまりん）を開設
9月	児童ホームの延長保育（午後6時30分～午後7時）を開始
10月	小児医療費助成の対象年齢を拡大（中学3年生まで）
31年 3月	鳩川プール廃止
	座間市自殺対策計画策定

---

令和元年度

# 保健・福祉の概要～平成30年度報告

令和元年10月発行

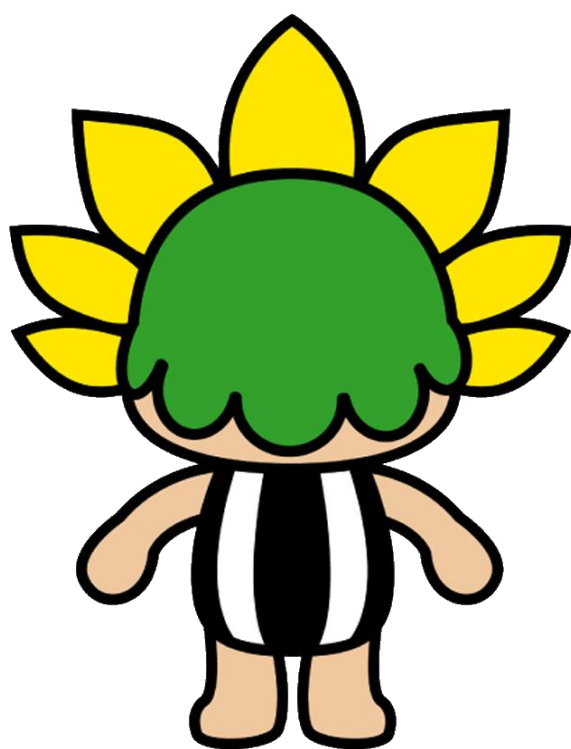
編集・発行 座間市福祉部福祉長寿課  
〒252-8566

座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

TEL 046(255)1111(内線3421)

046(252)8247(直通)

---



座間市マスコットキャラクター

ざまりん